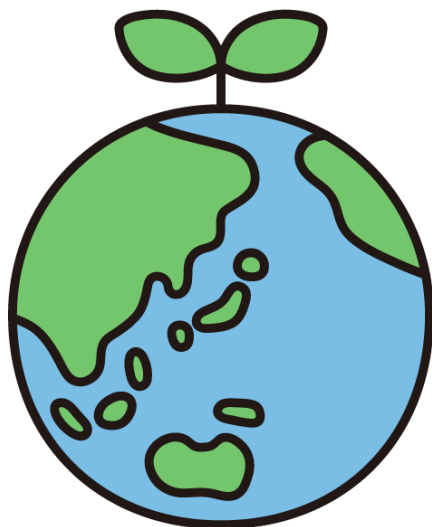




# 八街市環境基本計画

## 八街市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)



合冊版



八街市 2026年(令和8年)3月

---

# 目次

---

八街市環境基本計画.....	01
八街市地球温暖化対策実行計画(区域施策編).....	46
資料編.....	75

本合冊版は「八街市環境基本計画」及び、「八街市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」、資料編により構成されています

各計画の詳細な目次及び構成については、それぞれの計画書冒頭の目次をご参照ください。





# 八街市環境基本計画

2026~2035

八街市 2026年(令和8年)3月



## はじめに

---

市民の皆様には、平素より本市の市政運営ならびに環境行政に対し、多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本市では、環境の保全と創造に関する基本理念を定めた「八街市環境基本条例」に基づき、健全で恵み豊かな環境を次世代へ引き継ぐための施策を推進してまいりました。現在、本市は2025年度（令和7年度）を初年度とする「八街市総合計画2025」のもと、「ひと・まち・みどりが輝く活力ある社会」の実現に向けた新たなまちづくりに邁進しております。



しかしながら、今日、地球温暖化は深刻度を増し、私たちの生活や本市の基幹産業である農業に大きな影響を及ぼしています。この喫緊の課題に対し、本市は「やちまたゼロカーボンシティ宣言」を表明し、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを決意いたしました。

本計画は、環境基本条例の理念を具現化し、「資源を大切に、自然に寄り添う暮らしをみんなで育むまち」を将来像として定め、省エネルギー対策の推進や再生可能エネルギーの普及拡大並びに総合的な地球温暖化対策を推し進めることで、脱炭素社会と経済活性化が両立する「持続可能なやちまた」を構築してまいります。

環境基本条例が掲げる「市民、事業者、行政の適切な役割分担と協働」こそが、この大きな目標を達成するための鍵となります。市民一人ひとりの環境に配慮した行動が、八街市の豊かな自然を守り、未来の子どもたちの笑顔へとつながります。

すべての市民が誇りを持てる、輝く八街市を共に創り上げていくため、皆様のより一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、慎重かつ熱心にご審議いただきました八街市環境審議会委員の皆様をはじめ、各種調査にご協力いただきました市民の皆様及び事業者の皆様並びに関係機関の皆様にご心より厚くお礼申し上げます。

2026年(令和8年)3月

八街市長 北村 新司

# 目次

## 第1章 計画の基本的な考え方

1-1	環境基本計画・地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定の背景.....	01
1-2	環境基本計画・地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の位置づけ.....	05
1-3	環境基本計画・地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の期間.....	06
1-4	環境基本計画の対象.....	06
1-5	市・市民・事業者の役割と責務.....	07

## 第2章 環境の現状

2-1	環境分野の社会潮流.....	09
2-2	本市の現状.....	13

## 第3章 めざすべき環境像と目標

3-1	環境像.....	22
3-2	環境像実現のための基本目標と環境指標.....	23

## 第4章 目標達成のための施策

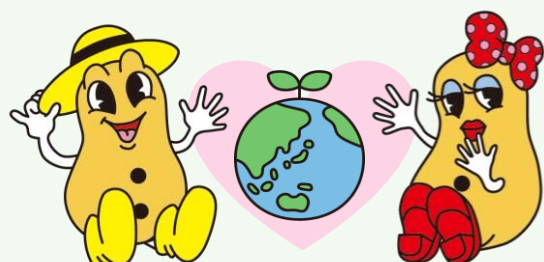
4-1	施策の体系図.....	25
4-2	具体的な取組.....	26

## 第5章 計画の推進体制・進捗管理

5-1	計画の推進体制.....	44
5-2	計画の進捗管理.....	45

### 本計画の図表について

- 各図表においては、端数処理の関係で **合計が合わない箇所** があります。
- 注釈は「※」で示しています。



## 第1章 計画の基本的な考え方



### 1-1 環境基本計画・地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定の背景

#### (1) 計画を取り巻く社会潮流の変化

##### ア 3つの環境危機

現在、人類は「気候変動」、「生物多様性の損失」及び「汚染（プラスチックによる汚染、水質汚染など）」という3つの世界的危機に直面しています。

令和5（2023）年7月には、国際連合のグテーレス事務総長が「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰の時代が到来した」と表明しました。世界の平均気温の上昇は、極端な高温、大雨の頻度と強度の増加を拡大させ、それに伴い森林火災や洪水、暴風雨等による被害が深刻化することが懸念されています。

また、生物多様性の観点からは、私たちが生きる現代は「第6の大量絶滅時代」ともいわれ、今回の大絶滅は過去5回発生した大絶滅より種の絶滅速度は速く、その主な原因は人類の活動による影響と考えられています。

また、マイクロプラスチックなどのプラスチックごみ、人為的に排出された水銀などの難分解性、高蓄積性、毒性、長距離移動性を有する有害化学物質によるグローバルな汚染が深刻化しており、水、大気、食物連鎖等を通じた健康影響や生態系への影響が懸念されています。



図1-1 令和元年房総半島台風(15号)及び東日本台風(19号)、10月25日大雨による市内の被害状況写真（八街市ホームページより）

##### イ 経済、社会、環境の現状

世界経済フォーラムが公表した「グローバルリスク報告書2025」では、今後10年間に直面する最も深刻な10のリスクのうち5つが環境関連のリスクで「異常気象」、「生物多様性の喪失と生態系の崩壊」、「地球システムの危機的変化」、「天然資源不足」、「汚染」で占めており、環境問題が人類の「経済」「社会」の最も重大なリスクになると分析しています。

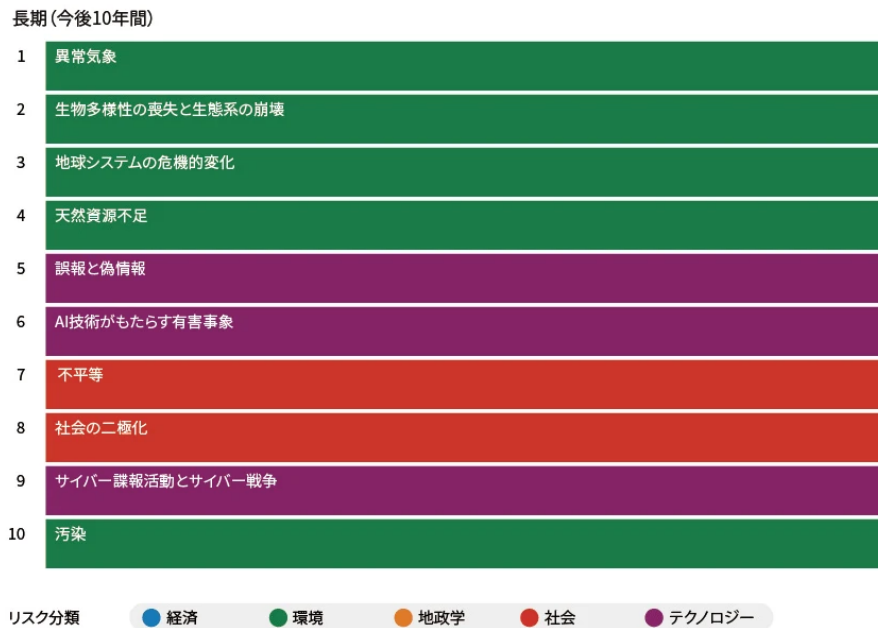
そして、近年の環境危機の顕在化は、自然資本（環境）の基盤の上に経済社会活動が成立しており、自然資本を消費し尽くすだけでは、経済社会活動は持続可能ではないという認識を世界的に定着させました。

グローバルリスク報告書2025年版

## グローバルリスクの長期的な重要度ランキング



"以下のリスクについて、今後10年の間に起こり得る影響（深刻さ）を推定してください"



出典：World Economic Forum Global Risks Perception Survey 2024-2025

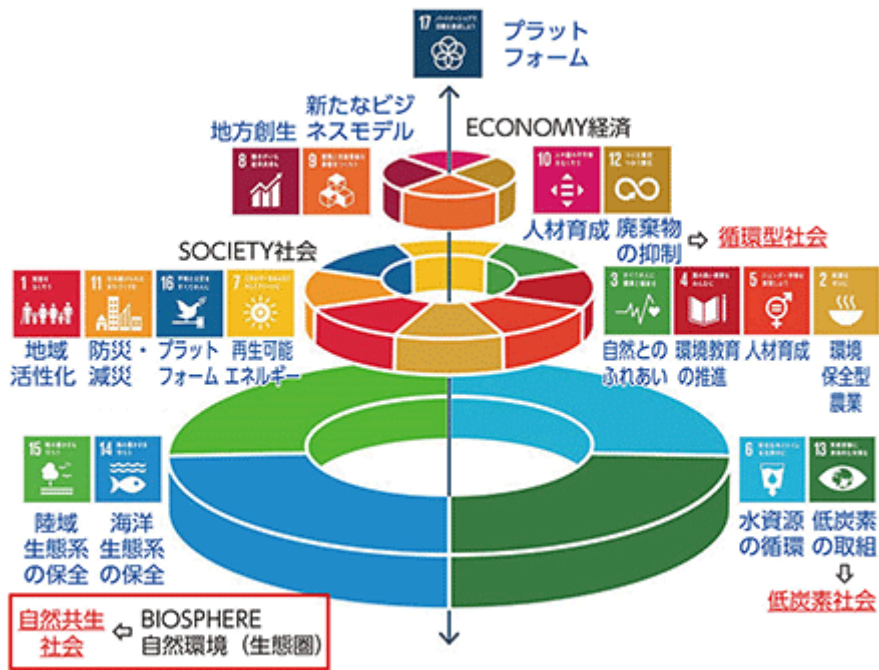
出典：世界経済フォーラム

図1-2 グローバルリスク報告書 2025年版における  
グローバルリスクの長期的な重要度ランキング

### ウ SDGs

平成 27 (2015) 年 9 月の国連総会において採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」では、国際社会全体の普遍的な目標として「持続可能な開発目標 (SDGs)」の 17 の目標が設定されました。

「SDGs のウェディングケーキモデル」では、「経済」は「社会」に、「社会」は「自然環境 (生態圏)」に支えられて成り立つという考え方を示しており、パートナーシップで環境・経済・社会の課題に統合的に取り組み、持続可能な社会への変革を目指すことの必要性を示しています。



資料：Stockholm Resilience Centre の図に環境省が追記

出典：令和6年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書

図1-3 SDGsのウェディングケーキモデル

## エ 第六次環境基本計画

環境危機、様々な経済・社会的課題への対処の必要性から、令和6（2024）年5月に「第六次環境基本計画」が閣議決定されました。

第六次環境基本計画は、ウェルビーイング（国民一人ひとりの幸せや生活の質の向上）を最上位の目的とし、環境を守りながら経済や社会が発展する「循環共生型社会」の実現を目指すこととしています。

温室効果ガスを実質ゼロにする「ネット・ゼロ」や、資源や製品の価値を最大化し、廃棄物の発生を抑えることを目指す「循環経済」、自然を豊かに回復させる「ネイチャーポジティブ」などを同時に進め、互いに支え合い効果を高める形で取り組むことを重視しています。

## (2) 環境に関する市の取組

本市では、環境の保全と創造に関する基本理念や基本方針を定め、市域の特性に応じた環境施策を総合的に行うために、「八街市環境基本条例」を平成 10（1998）年 4 月に施行しました。同条例に基づき毎年度「八街市環境白書」を発行し、市内の環境の状況、環境の保全に関する施策の実施状況等を明らかにしています。

平成 23（2011）年 3 月には、本市の事務事業から温室効果ガスの排出抑制に努めるため、「八街市役所地球温暖化対策実行計画」を策定し、平成 23(2011)年度～平成 27(2015)年度まで 5 年間で計画期間として各種取組を推進してきました。

そして、地球温暖化を取り巻く社会情勢の変化や、本市における施設の整備・稼働状況などを踏まえ、令和 2（2020）年度～令和 11（2029）年度までの 10 年間で計画期間として、各種の取組を推進するため「八街市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定しました。本市の事務事業により排出される温室効果ガスの削減にこれまで以上に取り組んでおり、令和 5（2023）年 8 月に計画の改定を行いました。

また、平成 3（1991）年度から（令和 2（2020）年度を除く）市内の小・中学生を対象として将来を担う児童・生徒の環境保全に対する意識を高め、より身近なものとするを目的に「八街市環境保全ポスターコンクール」を行っており、令和 4 年度から市内の小中学生を対象として地球温暖化や水質保全について学ぶ「やちまた環境フェア」を開催しています。

また、令和 6（2024）年 8 月の八街市議会 9 月定例会においては、令和 32（2050）年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにする「やちまたゼロカーボンシティ」の実現に向けて全力で取り組むことを宣言しました。これに関連して、家庭における地球温暖化対策の促進及び電力の強靱化を図るため、平成 23（2011）年度より現在まで、継続して脱炭素化促進に関する補助事業を実施しています



図 1-4 やちまたゼロカーボンシティ宣言

## 1-2 環境基本計画・地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の位置づけ

本計画は、八街市環境基本条例に基づき、本市の環境に関する現状と課題を抽出するとともに、本市が環境に関する施策を総合的、計画的に推進するための指針となるものであり、次に掲げる事項を定めています。

### 八街市環境基本条例

(環境基本計画の策定)

第8条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、八街市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する長期的な目標
- (2) 環境の保全に関する施策の方向
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ八街市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

また、本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく地方公共団体実行計画として策定する八街市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）、気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画を内包するものとし、国や県の計画等とも整合を図るとともに、各種関連計画等とも連携・調整を図りながら策定するものです。

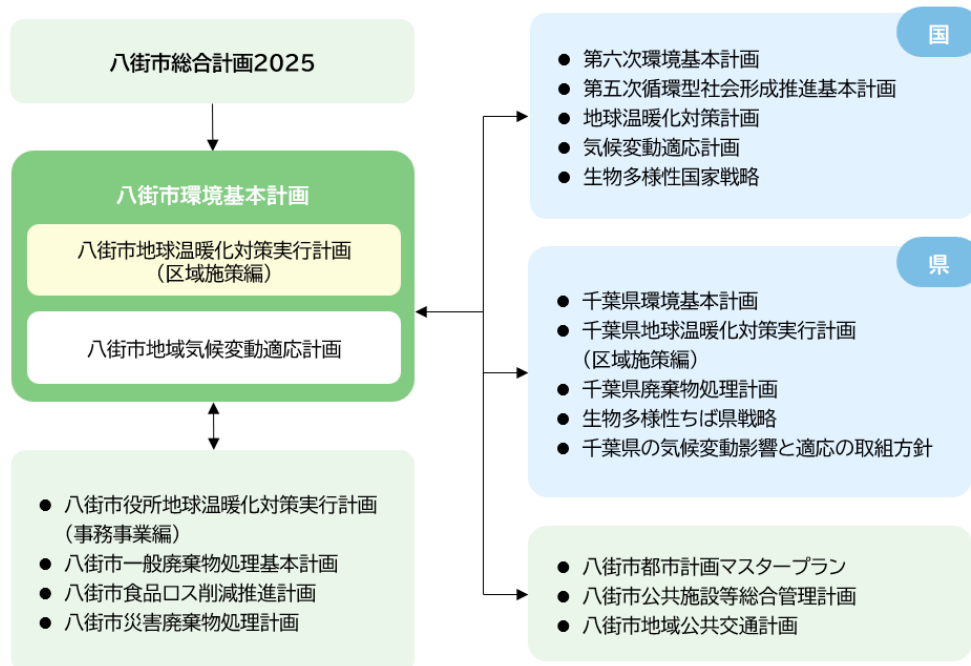


図 1 - 5 八街市環境基本計画の位置づけ

### 1-3 環境基本計画・地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の期間

八街市環境基本計画は、中・長期的な視点に立ち、本市の目指す環境像や環境施策の方向性を示すものです。

計画開始年度を令和 8（2026）年度、目標年度を令和 17（2035）年度とする 10 年間を計画期間とします。

本計画に包含する八街市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）については、国の「地球温暖化対策計画」や県の「千葉県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」と整合を図るため、基準年度を平成 25（2013）年度、目標年度を令和 12（2030）年度とし、長期目標年度の令和 32（2050）年までに二酸化炭素排出量実質ゼロの達成を目標とします。

なお、計画期間中であっても、施策の進捗状況や社会情勢の変化等に応じて計画の見直しを行うものとします。

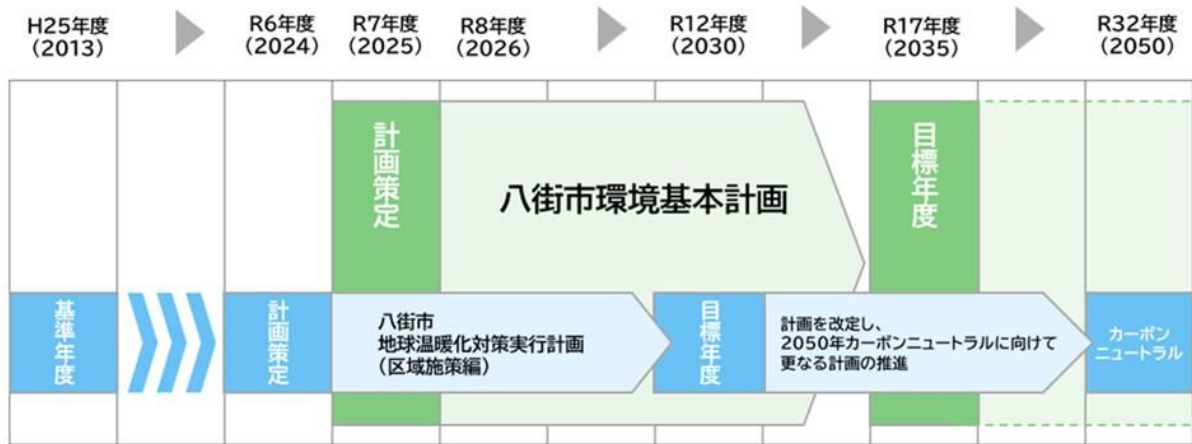


図 1 - 6 計画期間

### 1-4 環境基本計画の対象

#### (1) 対象とする環境の範囲

本計画が対象とする「環境」の範囲は、以下のとおりとします。

表 1 - 1 計画の対象となる環境の範囲

資源循環	廃棄物、食品ロスなど
地球環境	地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨、資源の有効活用、エネルギーなど
生活環境	大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、土壌汚染、生活排水など
自然環境	生物多様性の保全、緑・水辺等の保全、緑・水辺・自然とのふれあいなど

## (2) 対象地域

本計画の対象地域は、八街市全域とします。ただし、印旛沼流域における水質保全の対応や他地域から越境する汚染物質への対応など、本市単独では解決が容易でない問題については、国及び県、周辺市町との連携を図ります。

## 1-5 市・市民・事業者の役割と責務

過去の環境問題は、一部の企業の事業活動に起因する公害や大規模開発による生態系の破壊など、原因が比較的明確で対処・解決がある程度可能でした。

しかし、現在は、地球温暖化のような地球規模の問題や、生物多様性の保全といった課題では、原因の特定やそれに応じた対処・解決が困難な環境問題が見られます。

このような状況においては、事業者や行政だけでは解決が困難です。市・市民・事業者の3者が目指す環境像や取り組みの方向性を共有し、それぞれの特性や役割を活かし、協力する必要があります。

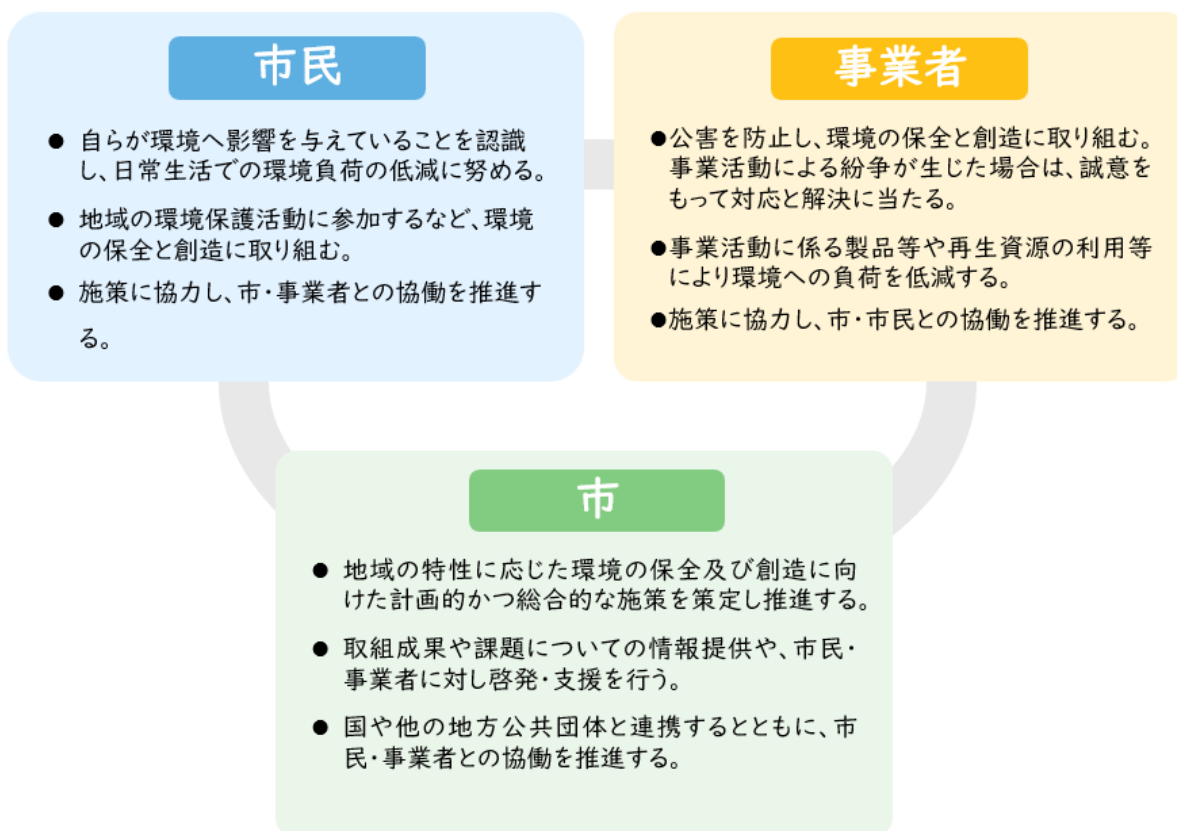


図 1 - 7 市・市民・事業者の役割と責務

## 八街市環境基本条例

### (市の責務)

第4条 市は、環境の保全を図るため、地域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、環境への負荷の低減に努め、又は自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な情報の提供その他の措置を講ずる責務を有する。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

### (市民の責務)

第6条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活において、環境への負荷の低減に配慮し、公害の防止及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有し、地域の環境保全活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

## 第2章 環境の現状



### 2-1 環境分野の社会潮流

#### (1) 資源循環分野

日本経済の発展は、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会構造をもたらし、ごみ処理や資源利用といった様々な環境負荷を増大させています。そのため、国は平成12(2000)年6月に「循環型社会形成推進基本法」を施行し、令和6(2024)年8月には「第五次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定しました。この計画は、循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行を、気候変動、生物多様性の保全、環境汚染の防止等の環境面の課題と合わせて、地方創生や質の高い暮らしの実現、産業競争力の強化や経済安全保障といった社会課題の同時解決につながるものであり、国家戦略として取り組むべき重要な政策課題としています。

また、近年のプラスチックごみ問題等への対応を契機として、国内におけるプラスチック資源循環を促進する重要性が高まっていることから、国は令和元(2019)年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、3R+Renewableの基本原則と、6つの野心的なマイルストーンを目指すべき方向性として掲げました。さらに、令和4(2022)年4月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を施行し、プラスチック使用製品の設計から廃棄物処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環を促進するための取組を進めています。

千葉県においても、これらの方針を踏まえ、令和3(2021)年3月に「第10次千葉県廃棄物処理計画(千葉県食品ロス削減推進計画)」を策定し、廃棄物の適正処理や食品ロス対策を推進しています。



出典：環境省「プラスチック資源循環」

図2-1 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」キービジュアル

## (2) 地球環境分野

平成 30(2018)年に公表された IPCC 「1.5°C特別報告書」では、世界全体の平均気温の上昇について、2°Cを十分下回り、1.5°Cの水準に抑えるためには、世界の二酸化炭素の排出量を「2030 年までに 2010 年比で約 45%削減」し、「2050 年頃には正味ゼロ」とすることが必要であると示されています。

こうした状況を踏まえ、国内では、内閣総理大臣が令和 2（2020）年 10 月の所信表明において、「2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、2050 年カーボンニュートラルを目指すこと」を宣言しました。

そして、国は令和 7（2025）年 2 月に改定された「地球温暖化対策計画」を閣議決定しました。この計画では、次期 NDC（国が決定する貢献）達成に向け、エネルギー基本計画及び GX2040 ビジョンと一体的に対策や施策を実施することが盛り込まれています。

また、脱炭素化に向けて、温室効果ガス濃度の上昇を抑制する「緩和」の取り組みが進められる一方で、地球温暖化の影響は現在も顕在化しており、観測記録を更新するような異常気象が私たちの生活に大きな影響を及ぼしています。このため日本では、国全体が気候変動の影響を回避し低減することを目的として「気候変動適応法」を平成 30（2018）年に制定し、令和 5（2023）年には熱中症対策を強化するための改正が行われました。これらの状況を踏まえ、各自治体が気候変動への適応策を講じています。



出典：気候変動適応情報プラットフォーム

図 2-2 緩和と適応

### (3) 生活環境分野

G7広島首脳コミュニケ（令和5（2023）年5月20日）では「我々の地球は、気候変動、生物多様性の損失及び汚染という3つの世界的危機に直面している」と明確に述べられ、「汚染」という危機が取り上げられました。この「汚染」への対応は「人の命と環境を守る基盤的取組」であり、国や地方自治体の環境行政の不変の原点として進めていくことが重要です。化学物質やマイクロプラスチック等による水・大気・土壌等の環境汚染等は、生物多様性など自然資本への大きなリスクであると同時に、人の健康、ウェルビーイングへのリスクとして引き続き対応が必要な課題となっています。

国内では、大気汚染や水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭といった、いわゆる典型7公害への対策が一定の成果を上げ、大気や水質の環境基準の達成状況も長期的には改善傾向にあります。

しかし、騒音や悪臭といった市民の生活に密着した問題は依然として残っているほか、本市から排出される水の約80%が流れ込んでいる印旛沼は、全国の湖沼の中でも厳しい水質汚濁の状況が続いており、COD（化学的酸素要求量）も環境基準値を超過した状況が長期的に続いています。「ウェルビーイング／高い生活の質」を実現するためにも一層の対策が必要です。



出典：総務省「3分でわかる公害紛争処理制度」

図2-3 公害の定義（典型7公害）

#### (4) 自然環境分野

地球上の生物は数千万種ともいわれ、気候や地形、地質等に応じて、さまざまな生態系が形づくられています。生物の多様さと生息環境の多様さを表す言葉として、「生物多様性」が使われるようになり、これらから得られる様々な恵みを将来世代においても享受し続けられるよう、その維持・充実を図る必要があります。

令和4（2022）年12月にカナダ・モントリオールで開催された生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）では、令和12（2030）年までの世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、各国はそれを踏まえ生物多様性国家戦略を策定・改定することが求められました。

これらの状況を踏まえ、国は令和5（2023）年3月に、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させることを意味する、ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現を目指し、生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略として「生物多様性国家戦略2023-2030」を閣議決定しました。

千葉県においても、平成20（2008）年3月に「生物多様性ちば県戦略」を策定し、県域の自然環境の保全及び回復活動の推進や、住民、事業者の生物多様性に関する理解促進に取り組んでいます。

また、千葉県では生物多様性ちば県戦略の推進を目的に、様々な主体との連携により生物多様性に関する情報の収集や提供、調査研究、普及啓発などを行う生物多様性センターを設置しています。



出典：千葉県環境生活部自然保護課生物多様性センターホームページ

図2-4 千葉県の生物多様性への取り組み

## 2-2 本市の現状

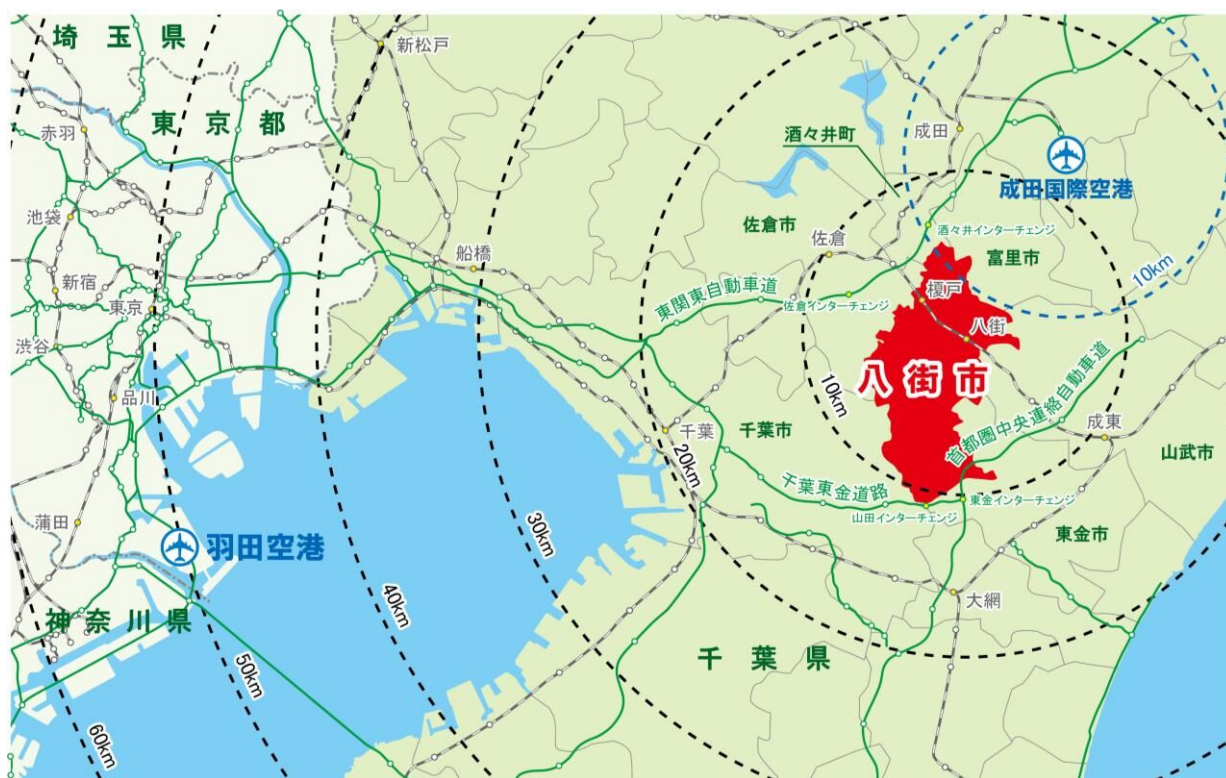
### (1) 位置・地勢

本市は、千葉県のほぼ中央に位置し、東京から 50 km 圏内にあり、京葉工業地帯からは 20 km、成田国際空港から 10 km の位置にあります。東は山武市に接し、南は東金市・千葉市に、西は佐倉市に、北は酒々井町・富里市にそれぞれ接しています。東西は約 7.7 km、南北は約 16 km あり、総面積は 74.94 km<sup>2</sup>です。

下総台地の南部に位置する本市は、大きな河川や山はなく、大部分を為す平坦な台地と、それを樹枝状に刻む谷（谷津）から構成されています。

台地面の標高は北部で約 40m、南部で約 65m となっており、全体として北側へ傾斜しています。

また、茂原から香取にかけて延びる隆起帯（下総台地東部隆起帯）の軸が、市東部を南南西-北北東方向へ延びており、これが印旛沼水系と九十九里側水系との分水嶺となっています。



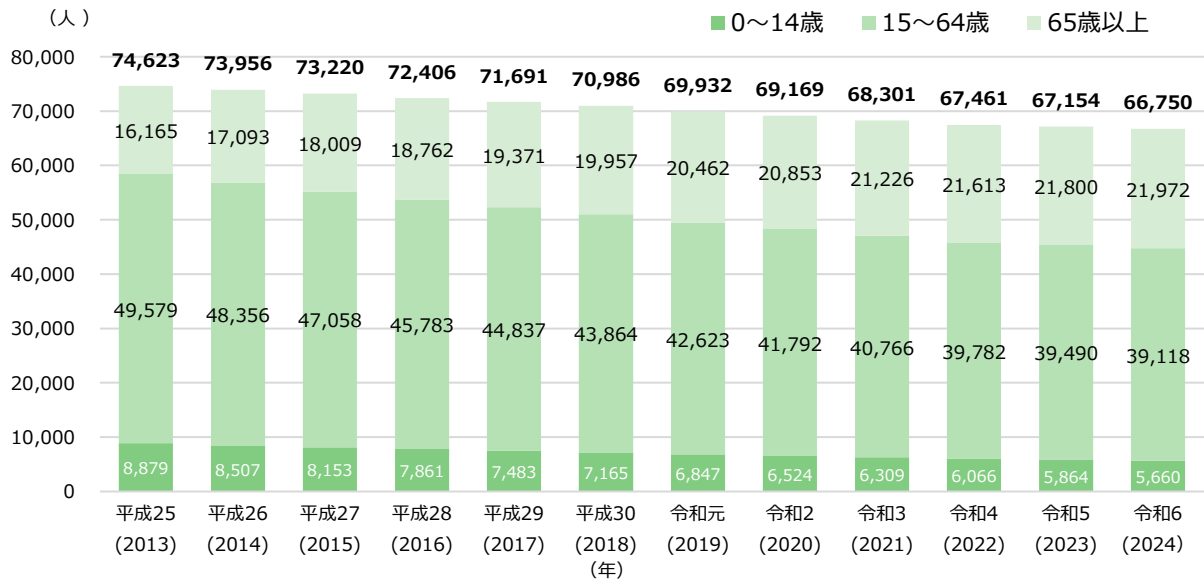
出典：八街市都市計画マスタープラン

図 2-5 八街市の位置

## (2) 人口

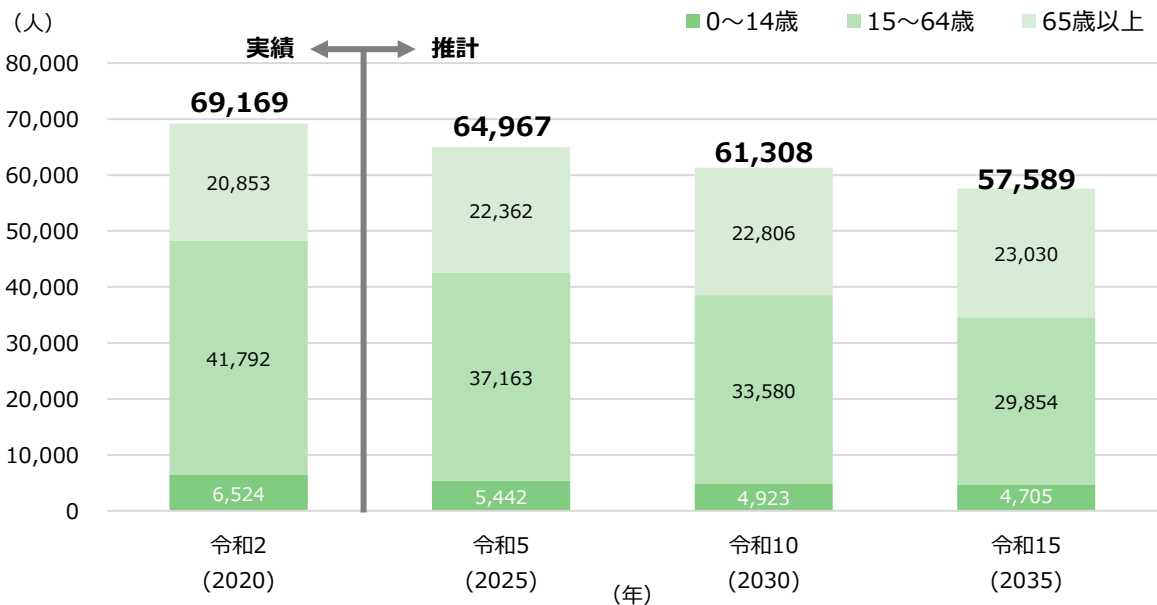
本市の人口は、減少傾向にあります。年代別に人口の推移をみると、年少人口（15歳未満）および生産年齢人口（15歳以上65歳未満）において減少傾向にある一方で、老年人口（65歳以上）は上昇傾向にあります。

さらに、本市による人口の将来推計では、今後、人口減少及び少子高齢化が進み、令和22(2040)年には65歳以上の人口が全体の4割を上回ることが予測されています。



八街市ホームページ「年齢（5歳階級、各歳）別・男女別人口」のデータを基に作成  
 ※年齢階級別の外国人住民数が非公表となる場合や年齢不詳者がある場合は、年齢階級毎の合計と総数が一致しないことがあります。

図2-6 人口推移

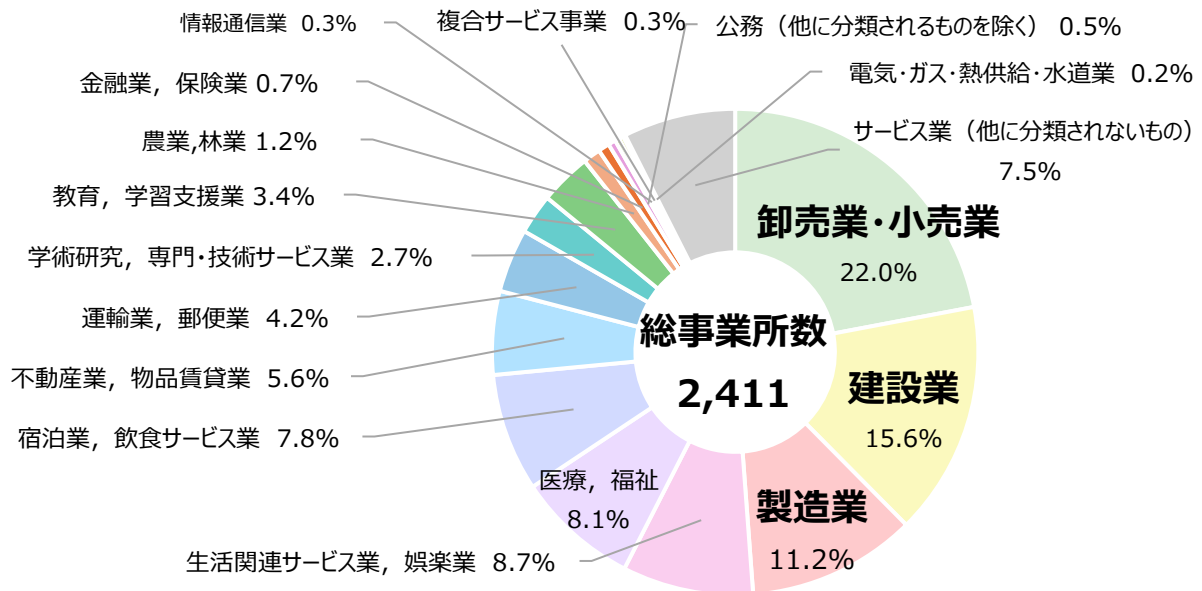


八街市総合計画2025のデータを基に作成

図2-7 人口の将来推計

### (3) 産業

経済センサス活動調査によると、本市には 2,361 の事業所があり、卸売業・小売業が最も多く 22.4%、次いで建設業が 15.8%、製造業が 11.4%、生活関連サービス業、娯楽業が 8.8% となっています。

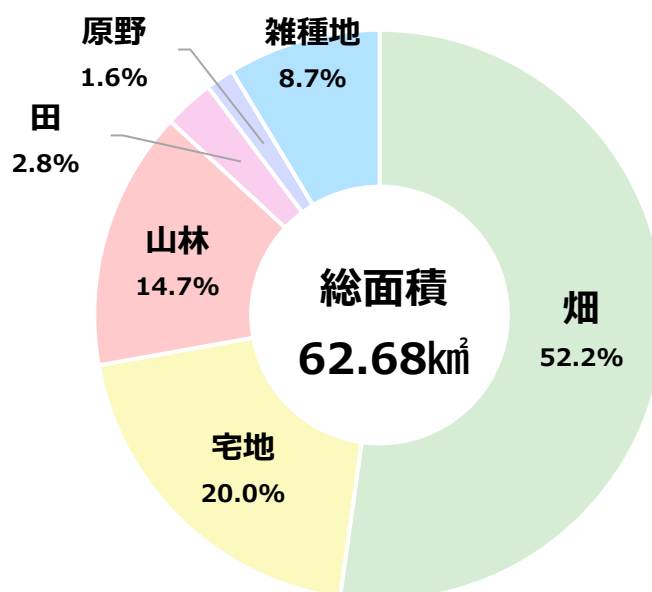


八街市統計書を基に作成

図 2 - 8 業種別事業所割合

### (4) 土地利用の面積割合

本市の地目別課税面積 62.68 km<sup>2</sup>のうち、畑が 52.2%と最も高い割合を占めています。次いで、宅地が 20.0%、以降は山林、雑種地、田、原野と続きます。



八街市統計書を基に作成

図 2 - 9 土地種別割合（地目別課税面積）

山林の多くは台地と谷津田の境界にある斜面樹林です。そのほか、南部地域には千葉県の内陸防風保安林の半数以上を占める防風保安林が畑をとりまく形で点在しています

また、市街地の緑地保全として、中央公園をはじめとした都市公園が設置されています。令和5(2023)年度の人口一人当たりの都市公園面積は0.83㎡/人であり、八街市都市公園条例第2条で「10㎡以上」と定められている住民一人あたりの都市公園面積の標準を大きく下回っています。

表2-1 公園緑地等面積の推移 (ha)

区分	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
都市公園	5.53	5.53	5.53	5.53	5.53	5.53	5.53	5.53	5.53	5.53	5.53
児童遊園	1.88	1.88	1.88	1.88	1.88	1.88	1.88	1.88	1.88	1.71	1.83
緑地	2.26	2.26	2.26	2.26	2.26	2.26	2.26	2.26	2.26	5.16	5.16
保安林	192.1	179.03	179.03	179.03	192.3	192.3	187.6	187.6	187.4	185.6	185.5
合計	201.77	188.7	188.7	188.7	201.97	201.97	197.3	197.27	197.07	198.00	198.02

八街市環境白書を基に作成

### コラム 防風林とは

八街市を含む下総台地は一年中風が強く、春先の南西風は時に風速 20m/s にも達します。農耕地の土壌は、富士山噴火による火山灰が厚く堆積した黒ボク土と呼ばれ、粒径がとても細かいために風によって移動し易い特性があります。

このような環境条件により、八街市では冬明けから春先にかけて落花生畑の土が強風によって巻き上げられて起こる砂埃、通称やちぼこりが発生します。

農業地域に存在する防風林は、強い季節風や台風から農地と農作物を守り、農村の背景を高め、土砂流出防止の役割を果たしています。風を防ぐ役割だけでなく、土砂流出の防止、木陰による休息場所の提供、農村景観の形成など、農村の環境を守り育てる効果もあります。



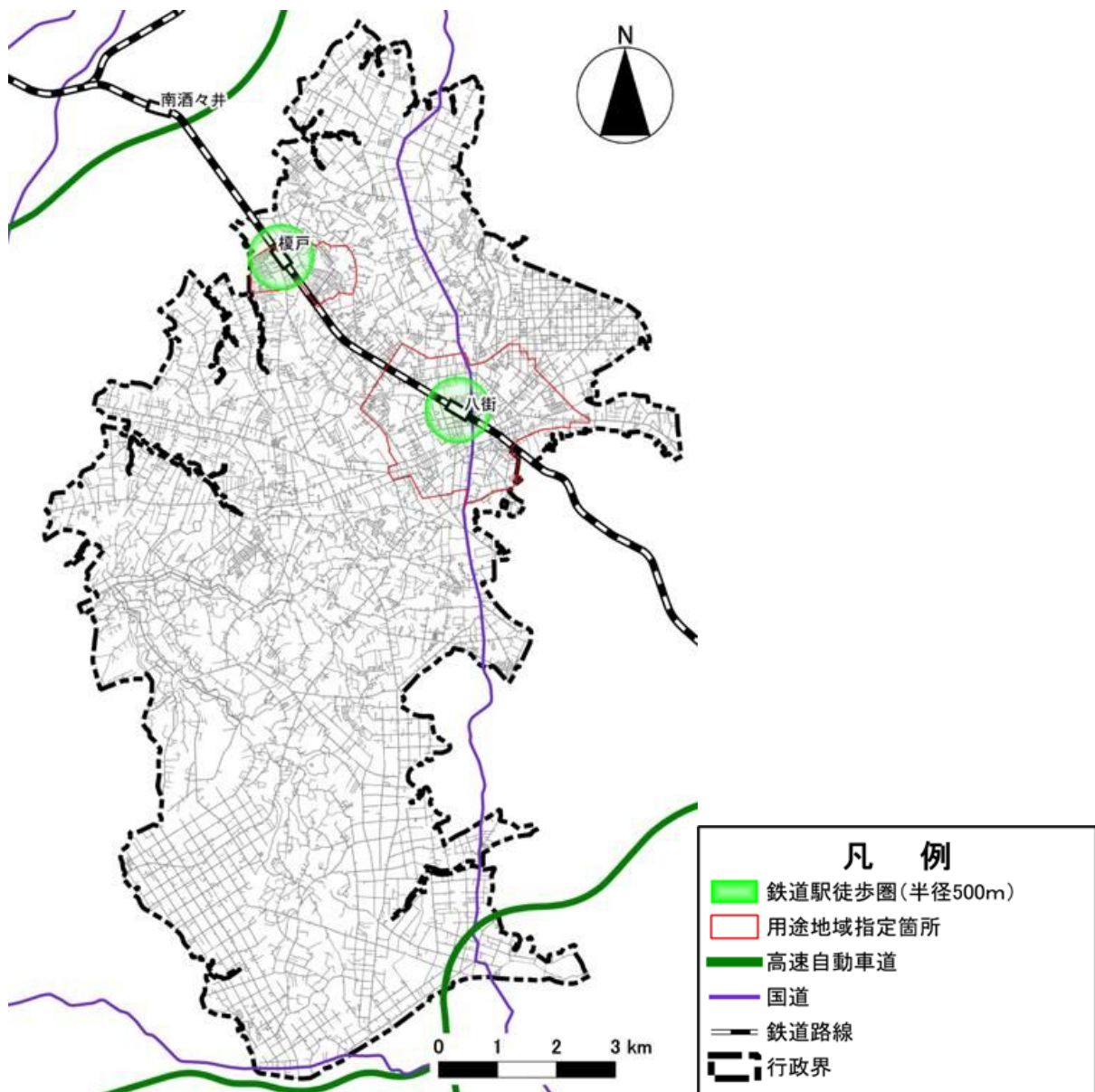
出典：千葉県 HP「内陸防風保安林のはなし | 北部林業事務所」

### (5) 交通網の整備状況

本市の鉄道は、都心と銚子を結ぶ JR 総武本線が北西-南東方向に通っており、八街駅及び榎戸駅の2駅があります。

交通状況は、本市の南側に千葉東金道路と国道126号が通り、千葉市と銚子市方面への重要な幹線道路となっています。本市北部は、北から富里酒々井線、千葉八街横芝線、千葉川上八街線などの主要地方道が東西に通り、これと直交して国道409号が南北に通っています。

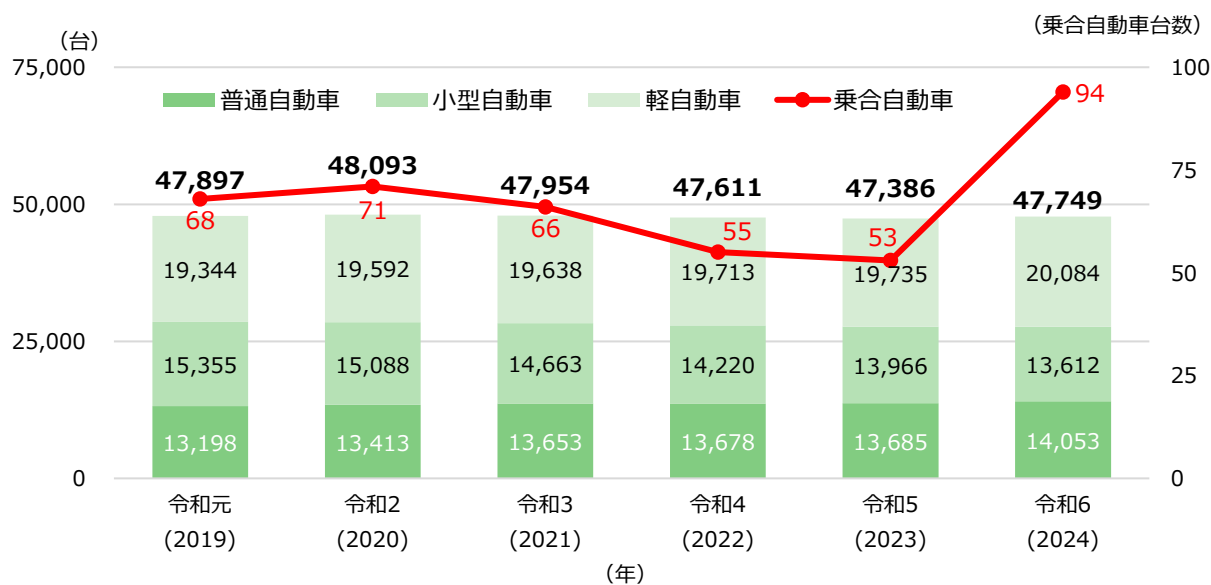
また、公共交通機関では、コミュニティバス（ふれあいバス）や民間による路線バス、タクシーがあります。タクシーにおいては、令和5年10月から予約型のりあいタクシー「チョイソコやちまた」の実証運行を行っており、デマンドタクシーの促進を図っています。



出典：八街市都市計画マスタープラン

図2-10 公共交通の概要

車種別自動車登録台数については、登録台数は横ばいに推移していますが、普通自動車・軽自動車の登録台数はゆるやかに増加、小型自動車は減少傾向、乗合自動車は減少傾向から一転増加しました。

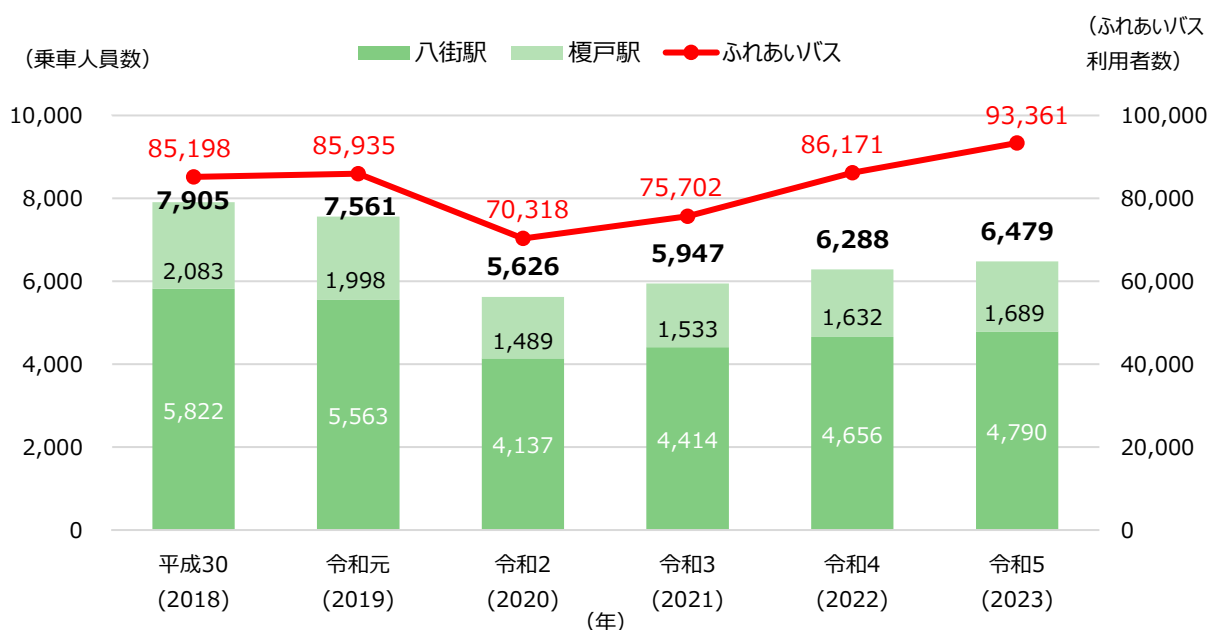


八街市統計書を基に作成（一部抜粋）

図 2 -11 車種別自動車登録台数の推移

公共交通については、JR の 1 日平均乗車人員数はコロナ禍の影響で令和 2（2020）年に大きく減少しており、以降は増加傾向にありますが、コロナ禍の前の水準までは戻っていません。

同じく、ふれあいバス利用者数も令和 2（2020）年に大きく減少していますが、以降は増加しており、令和 5（2023）年には平成 30 年以降最高の利用者数となりました。



八街市統計書を基に作成

図 2 -12 JR 駅別 1 日平均乗車人員とふれあいバス利用者数の推移

## (6) 二酸化炭素排出量

令和3（2021）年に市域全体から排出された二酸化炭素排出量は 478,473t-CO<sub>2</sub>です。令和7（2025）年1月に策定した「八街市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の基準年度である平成25（2013）年度と比べ、排出量は12.9%減少しています。

産業部門の排出量は部門中唯一増加しており、以前より製造業の割合が増加しています。

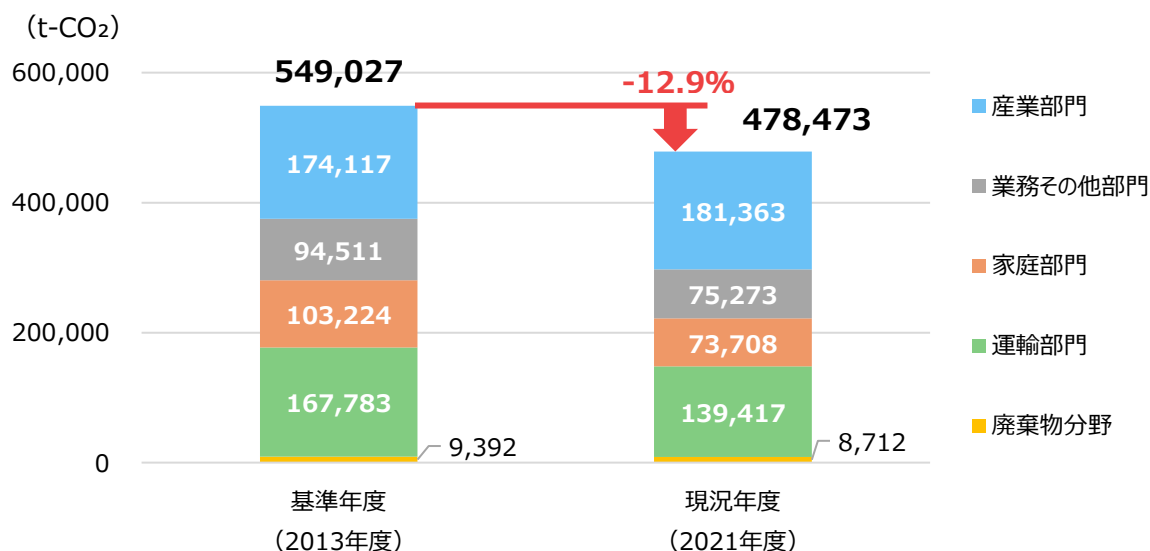
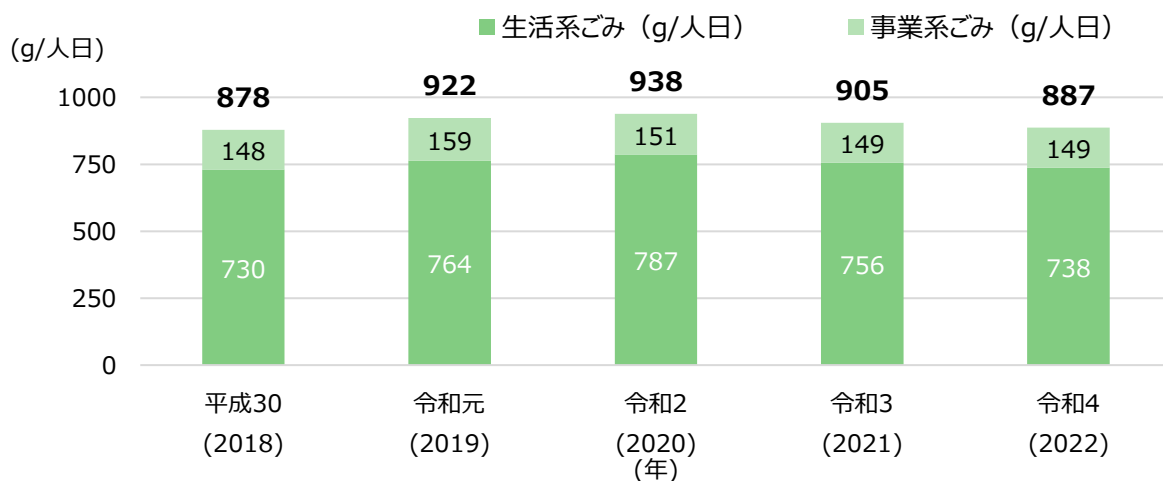


図 2-13 二酸化炭素排出量

## (7) 廃棄物・リサイクル

本市のごみの総排出量は、市民・事業者・行政の一体となった取組により減少傾向にあります。ごみ分別の更なる適正化を図り、3Rの推進による循環型社会の構築を推進します。



八街市一般廃棄物処理基本計画を基に作成

図 2-14 ごみの排出量原単位の推移

## (8) 水質

印旛沼は、急激な都市化による生活環境の変化や社会経済活動等の影響により水質が悪化しています。水質汚濁の最大の原因は生活排水であり、「5年以内で可及的すみやかに」とされているCOD環境基準（COD75%値：3mg/L）達成のためにも、市民一人ひとりの水質保全への理解と協力が必要です。

表 2-2 印旛沼の環境基準達成状況

湖沼名	地点名		H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
印旛沼	上水道 取水口下	75%値 (mg/L)	11	14	12	13	15	14	12	13	15	15
		判定	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

千葉県令和5年度公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書を基に作成

本市の主要河川として、流域を貫流し印旛沼に注ぐ利根川水系一級河川の鹿島川とその支川にあたる高崎川、本市付近に源を発する二級河川の作田川があります。毎年水質調査を実施し、BOD（生物化学的酸素要求量）をはじめとした環境基準目標値達成に努めています。

表 2-3 主要河川のBOD値の推移（単位：mg/L）

湖沼名	地点名	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
鹿島川	夕日丘	1.8	1.3	3.4	2.2	2.2	1.7	1.4	2.4	1	5.6	2.5
	用草	1.6	1.2	2.3	2.3	1.4	1.4	1.6	1.1	0.8	2	0.7
	根古谷	1.1	0.8	2.5	1.9	1.2	1.5	1.1	0.6	1.3	1.8	1.1
	大谷流	0.9	1	2.5	1.6	1	1.2	1.4	0.6	<0.9	1.5	0.6
	上砂	1.6	0.8	2.6	2.1	1.9	0.9	1.6	1	<0.9	1.4	0.6
	勢田 (四木)	1	1	2.6	1.5	1.6	1.2	1.1	0.6	1.3	1.9	<0.5
	東吉田	2.5	2	3.6	2.2	3.2	1.8	1.9	7.9	1.8	2.2	1.5
高崎川	文違	5.6	4.1	8.5	9.1	5.1	4.5	3.6	5.4	3.8	5.2	4.1
	榎戸 落合	4.5	3	6.7	5.7	4.2	2.8	8.7	5.9	3.2	7	5.4
	榎戸 宮下	3.8	2	6	4.7	6.3	2.5	3	2.2	2.1	3.3	1.9
	真井原	2.1	2.1	4.2	4	2.8	1.3	1.5	2	1.9	1.8	1.4
	大関	10.7	8.3	9.4	15.5	9.9	3.9	4.5	5.4	5.8	8.8	7.5
	朝日	8.5	7.8	13.1	17	8.1	3.8	7.1	4.9	6.7	11.1	8.3
作田川	大木	0.6	0.7	5.9	2	0.8	1.3	0.9	0.8	1	2.2	0.6
	沖渡	4.8	8.6	16.7	28	19	4.2	6.7	11	10.1	24.5	9.7

八街市環境白書を基に作成

## (9) 大気

本市では、市内1カ所に一般環境大気測定局が設置されており、光化学オキシダント(Ox)、浮遊粒子状物質(SPM)や微小粒子状物質(PM2.5)等を測定しています。

表2-4 大気環境基準達成局数の推移(達成局数/設置局数)

	八街市八街測定所(測定場所:八街中央公園)			
	光化学オキシダント(Ox)	浮遊粒子状物質(SPM)	微小粒子状物質(PM2.5)	二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )
H25(2013)	0/1	1/1	—	1/1
H26(2014)	0/1	1/1	—	1/1
H27(2015)	0/1	1/1	—	1/1
H28(2016)	0/1	1/1	—	1/1
H29(2017)	0/1	1/1	—	1/1
H30(2018)	0/1	1/1	1/1	1/1
R1(2019)	0/1	1/1	1/1	1/1
R2(2020)	0/1	1/1	1/1	1/1
R3(2021)	0/1	1/1	1/1	1/1
R4(2022)	0/1	1/1	1/1	—
R5(2023)	0/1	1/1	1/1	—

千葉県大気環境常時測定結果を基に作成

また、大気汚染に係る苦情(野焼きの悪臭等)についても多数寄せられており、発生源への対応を行うとともに話し合いによる解決等を促しています。

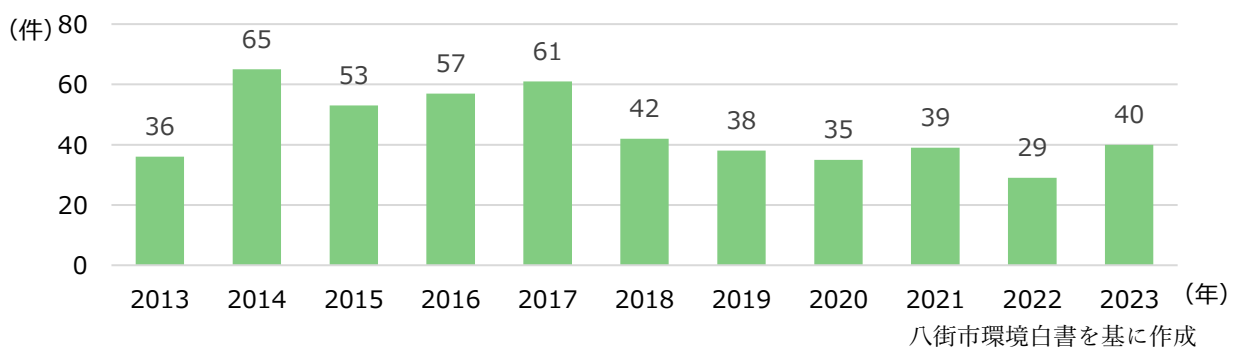


図2-15 大気汚染に係る苦情件数の推移

## (10) 騒音

本市では、市内における主要幹線道路を対象に道路沿道の面的評価を行い、自動車騒音の状況を把握しています。令和6年度の調査では、調査区間のうちすべての住居等で昼間・夜間ともに環境基準値を満たしました。

## 第3章 めざすべき環境像と目標



### 3-1 環境像

国の「第六次環境基本計画」では、環境政策のめざすところは、「環境保全上の支障の防止」及び「良好な環境の創出」からなる環境保全と、それを通じた「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生向上」であるとされ、「ウェルビーイング／高い生活の質」が環境・経済・社会の統合的向上の共通した上位の目的として設定されています。

本市においても、これらの考え方にに基づき、環境施策の推進により、八街市総合計画 2025 の基本構想や SDGs のゴール達成に寄与し、ウェルビーイングの実現をめざすため、八街市環境基本計画を策定しました。

そして、本計画の目標とする環境像は、住民・事業者のアンケート結果や第六次環境基本計画のビジョンや八街市総合計画 2025 の将来都市像との整合を図るため、持続可能性を強調し、地域全体で環境と調和したまちをめざす姿を表現した「資源を循環させ、自然と共生し、持続可能な暮らしをみんなで育む やちまた」としました。

#### 八街市のめざす環境像

資源を循環させ、自然と共生し、持続可能な暮らしをみんなで育む やちまた

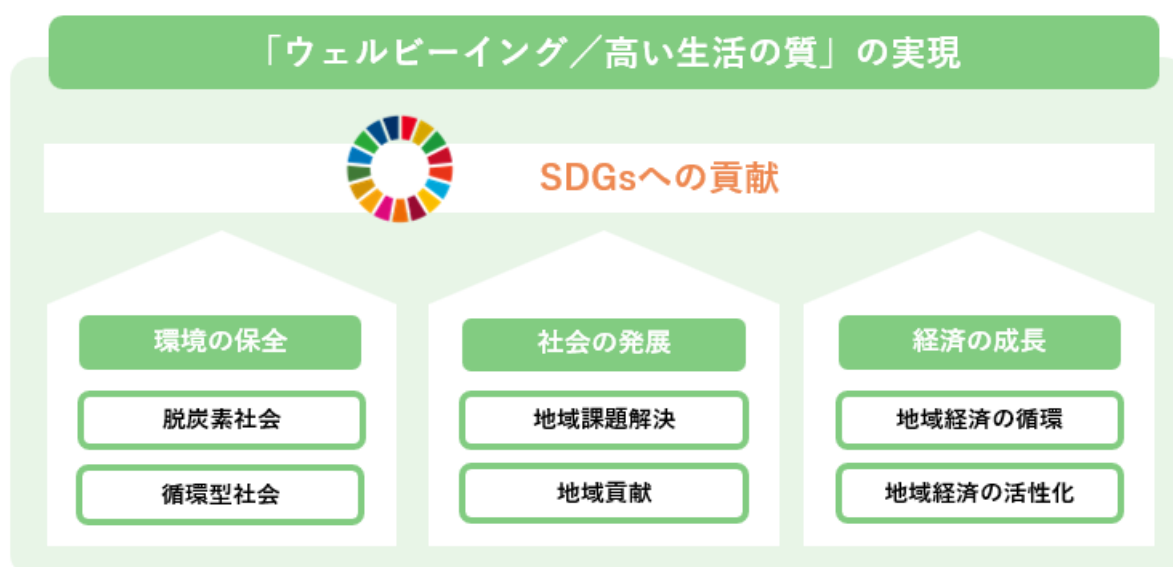


図 3-1 「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現と環境像のイメージ

## 3-2 環境像実現のための基本目標と環境指標

本計画は、環境像実現のための5つの目標と環境指標を掲げます。

目標は、持続可能な循環共生型社会を形成し、快適で安心して暮らせる地域環境を将来の世代に引き継いでいくために「脱炭素社会の構築」「気候変動に強いまちづくり」「循環型社会の形成」「生活環境の保全」「環境学習の推進」を掲げます。

また、目標5の「環境学習の推進」については横断的に取り組む方針とします。

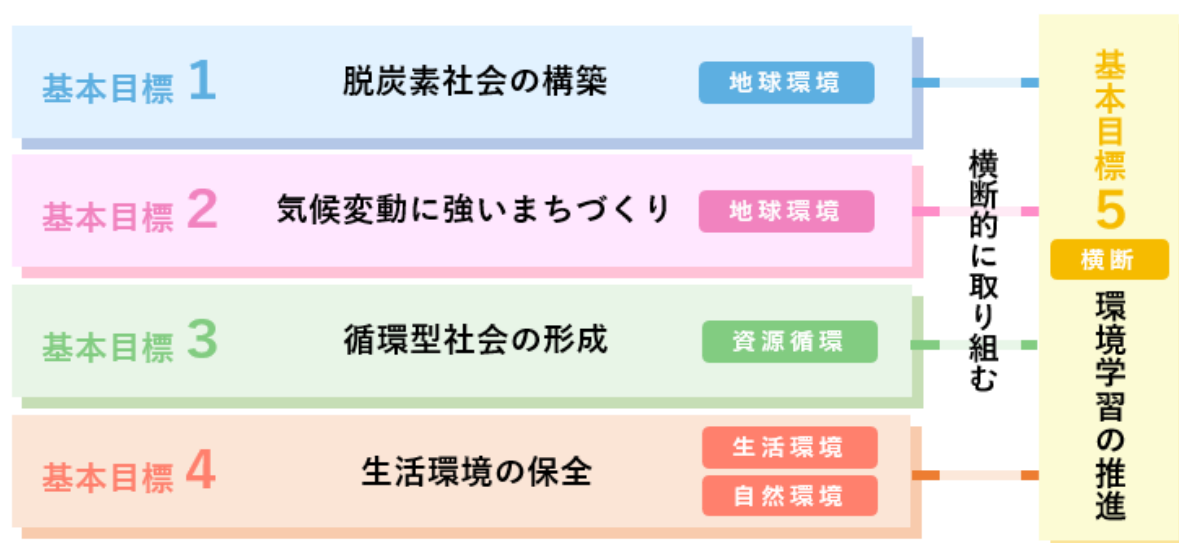


図3-2 5つの目標

### 環境指標

基本目標	環境指標項目	現状値	目標値
基本目標 1 脱炭素社会の構築	「やちまたゼロカーボンシティ宣言」を聞いているまたは知っている市民の割合	58% (2024年度)	70% (2030年度)
	市域の二酸化炭素排出量	478,473t-CO <sub>2</sub> (2021年度)	296,456t-CO <sub>2</sub> * <sup>1</sup> (2030年度)
	市域の再生可能エネルギー導入量	133,105MWh (2021年度)	335,087MWh* <sup>1</sup> (2030年度)
	市の事務事業における二酸化炭素排出量	5,940t-CO <sub>2</sub> (2021年度)	3,891t-CO <sub>2</sub> * <sup>2</sup> (2029年度)
	小中学校照明等 LED 化改修件数	3件 (2023年度)	16件* <sup>3</sup> (2029年度)

※1 八街市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）における目標値

※2 八街市役所地球温暖化対策実行計画における目標値

※3 八街市総合計画 2025・総合戦略における目標値

基本目標	環境指標項目	現状値	目標値
基本目標 2 気候変動に強い まちづくり	自主防災組織カバー率	70.3% (2023 年度)	72.3% <sup>※1</sup> (2029 年度)
	蓄電池の配備箇所数	3 箇所 (2023 年度)	28 箇所 <sup>※1</sup> (2034 年度)
	クーリングシェルター設置数	15 箇所 (2025 年度)	45 箇所 (2034 年度)

※1 八街市総合計画 2025・総合戦略における目標値

基本目標	環境指標項目	現状値	目標値
基本目標 3 循環型社会の形成	ごみ排出量	20,984t (2023 年度)	19,784t <sup>※1</sup> (2029 年度)
	リサイクル率	19.7% (2023 年度)	22.1% <sup>※1</sup> (2029 年度)

※1 八街市総合計画 2025・総合戦略における目標値

目標	環境指標項目	現状値	目標値
基本目標 4 生活環境の保全	生活雑排水処理人口普及率	79.8% (2022 年度)	85.6% <sup>※1</sup> (2034 年度)
	都市公園施設のバリアフリー化改修率	54.0% (2023 年度)	100% <sup>※2</sup> (2029 年度)
	公害苦情処理件数	88 件 (2023 年度)	53 件 <sup>※2</sup> (2029 年度)
	河川清掃の実施回数	1 回 (2025 年度)	2 回 (2034 年度)

※1 八街市一般廃棄物処理基本計画における目標値

※2 八街市総合計画 2025・総合戦略における目標値

目標	環境指標項目	現状値	目標値
基本目標 5 環境学習の推進	ポスターコンクール応募件数	120 件 (2023 年度)	460 件 <sup>※1</sup> (2029 年度)
	やちまた環境フェアの開催回数	1 回 (2025 年度)	1 回 (2034 年度)
	小学生のクリーンセンター見学回数	1 回 (2025 年度)	1 回 (2034 年度)

※1 八街市総合計画 2025・総合戦略における目標値

## 第4章 目標達成のための施策



### 4-1 施策の体系図

環境像	基本目標	方針	市の施策
資源を循環させ、自然と共生し、持続可能なくらしをみんなで育む やちまた	基本目標 1 脱炭素社会の構築	1. 省エネルギー対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>暮らしにおける省エネ対策</li> <li>事業活動における省エネ対策</li> <li>地域における省エネ対策</li> </ul>
		2. 再生可能エネルギーの普及拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設等への再生可能エネルギー導入</li> <li>市内への再生可能エネルギー導入・活用推進</li> </ul>
		3. 総合的な地球温暖化対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>吸収源対策</li> <li>ごみの減量化・資源化の促進</li> <li>基盤的施策の推進</li> </ul>
	基本目標 2 気候変動に強いまちづくり*	1. 自然災害対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災に係る情報発信</li> <li>自然災害発生時の対応指針・計画の策定</li> <li>自然災害に強いインフラの整備</li> </ul>
		2. 暑熱への対応強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>熱中症予防に係る対策</li> </ul>
		3. 農業分野の対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>病害虫・雑草等への対策</li> <li>有害鳥獣への対策</li> </ul>
		4. 自然生態系分野の対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>分布・個体群の変動への対策</li> </ul>
	基本目標 3 循環型社会の形成	1. 3Rの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)の促進</li> <li>リサイクル(再資源化)の促進</li> </ul>
		2. 社会情勢に適応した適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会情勢に対応した収集・運搬方法の検討</li> <li>自然災害等のリスクに対応したごみ処理体制の構築</li> <li>将来を見据えた施設整備の検討</li> </ul>
		3. 食品ロスの削減の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品ロスの削減</li> </ul>
	基本目標 4 生活環境の保全	1. 環境リスクへの対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>大気・水質等の環境監視と情報提供の実施</li> <li>事業活動への指導の実施</li> </ul>
		2. 自然環境と生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>水と緑の保全・創出</li> <li>生物多様性の保全と普及啓発の推進</li> </ul>
		3. 快適で美しいまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>ポイ捨て対策の推進</li> <li>環境美化活動の推進</li> </ul>
	基本目標 5 環境学習の推進	1. 環境に関する情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境に関する情報の整備・提供</li> <li>多様な媒体の活用</li> </ul>
		2. 環境保全を担う人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境教育・環境学習の場づくり</li> <li>環境意識向上に係る普及啓発の推進</li> </ul>

※気候変動適応法第12条に基づく、地域気候変動適応計画として策定しています。

## 4-2 具体的な取組

本計画の目標実現に向けた施策について、基本目標ごとに具体的な取組を示します。行政が旗振り役となり、率先して施策を推進するとともに、住民、事業者と協働し、一丸となって環境対策を進めます。

### 基本目標1 脱炭素社会の構築

私たちが享受している生活は、様々な技術の進歩や人々の努力により生み出されました。

一方で、人類の活動に起因した温室効果ガス排出量の増加は自然災害や生態系の破壊を引き起こし、地球規模の環境負荷低減が必要となっています。

本市では、「やちまたゼロカーボンシティ宣言」や「デコ活宣言」に基づき、脱炭素化に向けた事業活動やライフスタイルの普及を推進します。

なお、施策の詳細は「八街市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に記載しています。

### 方針1 省エネルギー対策の推進

省エネルギー対策には、こまめに電源を切るなどの身近な取組から、省エネタイプの設備・機器を導入するといった費用がかかるものまで幅広くあります。

まずは、一人一人が省エネルギー対策を意識し、できることから実践することが大切です。

市の施策	
暮らしにおける省エネルギー対策	<ul style="list-style-type: none"><li>省エネルギー性能に優れた新築住宅、リフォームの普及を進めるとともに、エネルギー使用量を把握し、適切な省エネ手法について情報提供や支援を行うことにより、エネルギー消費の少ないライフスタイルへの転換を促進します。</li></ul>
事業活動における省エネルギー対策	<ul style="list-style-type: none"><li>事業者に対して、情報提供、普及啓発を行うことにより、省エネ性能に優れた建築物の普及を進めるとともに、エネルギー使用量の把握や省エネルギー性能の高い設備、機器の自主的かつ計画的な導入を促進します。</li><li>ICT やロボット技術等の導入による事業活動等の省力化、効率化の取組について、普及啓発を図ります。</li></ul>
地域における省エネルギー対策	<ul style="list-style-type: none"><li>市の実情に応じたデマンド型公共交通等の公共交通体系の構築を推進して公共交通機関等の利便性の向上を図り、普及啓発を行うことで市民の利用を促進します。</li><li>自動車交通における環境負荷の低減のほか、蓄電、給電機能の活用等社会的価値にも着目し、EV、PHEV への転換を促進し、併せて国等の制度を活用してインフラ整備を促進します。</li></ul>

## 方針2 再生可能エネルギーの普及拡大

省エネルギー対策によりエネルギー消費量を減らすことは重要ですが、私たちが生活を送る上で、エネルギー消費は必要不可欠です。国内のエネルギー源の大半を占める石油等の化石燃料は、燃焼時に二酸化炭素を排出します。そのため、日々のエネルギー源を温室効果ガスの排出しない再生可能エネルギーに転換していくことが、脱炭素社会の実現につながります。

市の施策	
公共施設への再生可能エネルギーの導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>再生可能エネルギーの普及拡大を図るため、市が率先して公共施設等へ再生可能エネルギーの導入を行うとともに、災害時のレジリエンス強化やエネルギーの地産地消を推進します。</li> </ul>
市内への再生可能エネルギーの導入・活用推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅や事業所における太陽光発電設備の導入を促進するため、普及啓発、導入支援を行います。</li> <li>事業者が発電事業や熱供給事業等に参入することを促進し、併せて事業者への情報提供を行います。</li> </ul>

## 方針3 総合的な地球温暖化対策

省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入に限らず、脱炭素の早期実現に向け、本市における森林資源を活用した吸収源対策や、廃棄物対策等、多様な手法を用いて地球温暖化対策を推進します。

市の施策	
吸収源対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市における森林資源を活用するため、森林環境税を財源とし、二酸化炭素排出量の削減と併せて二酸化炭素を吸収する取組を推進します。</li> </ul>
ごみの減量化・資源化の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物の発生や排出抑制の徹底を図るとともに、適正なりサイクル(再資源化)の促進や分別を図るため、情報提供、普及啓発を行います。</li> </ul>
基盤的施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境学習の推進については、学校や地域、家庭、職場等の様々な場所で、再生可能エネルギー、森林資源の豊かさなどを活かす取組について、多様な学習機会の提供に努め、意識醸成を図る取組を進めます。</li> <li>本市の取組について多様な媒体を通じた情報発信に努めるほか、市内企業との連携を密にして官民協働で脱炭素化を推進する仕組みづくりを検討します。</li> <li>環境配慮型商品やバイオマスプラスチックの普及を行い、環境に配慮した行動を行うための意識醸成を図ります。</li> </ul>

## 基本目標1 脱炭素社会の構築 における主体別の取組



### 市民の取組

- 冷暖房機器は適切な温度設定を行うよう努める。
- 住宅の新築、増改築時は、省エネルギー性能の優れた建築を検討する。
- 太陽光発電システム、家庭用燃料電池、蓄電システム等の再生可能エネルギーを有効活用するための不可欠な付帯設備の導入を検討する。
- 電力契約を、再生可能エネルギーで作られた電気によるメニューへの切り替えを検討する。
- 不用となった製品は、資源の集団回収、フリーマーケット等を活用し、再使用、再利用する。
- 環境関係の講演会や講座、環境イベントに参加する。
- ごみと資源を適切に分別する。



### 事業者の取組

- クールビズ、ウォームビズを推進し、適切な冷暖房温度の設定を行うよう努める。
- 事業所・店舗等の新築、増改築時は、省エネルギー性能の優れた建築や木造化、地域材の利用を検討する。
- 太陽光発電システム、燃料電池、蓄電システム等の再生可能エネルギーを有効活用するための不可欠な付帯設備の導入を検討する。
- 電力契約を、再生可能エネルギーで作られた電気によるメニューへの切り替えを検討する。
- 会議資料のペーパーレス化を図るなど、用紙類の削減を行う。
- ごみと資源を分別し、適正な排出を行う。

## 基本目標2 気候変動に強いまちづくり(気候変動適応計画)

地球温暖化による気候変動の影響は、すでに顕在化しています。特に、夏場の暑さによる熱中症や集中豪雨による水害などは、市民の生命や財産を脅かす危険性があります。

市民が安心して暮らせるまちづくりを行うため、気候変動による被害に備える対策を推進するとともに、市民への周知・啓発を実施します。

なお、本施策については、気候変動適応法第12条に基づく本市の地域気候変動適応計画として策定しています。

### 方針1 自然災害対策の推進

気候変動の影響による被害を最小限にするため、防災に係る情報発信を行い、防災意識の向上を図ります。

また、災害発生時に備え、避難施設の整備や関係機関と連携したインフラの整備を行い、防災力の強化を推進します。

市の施策	
防災に係る情報発信	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 防災行政無線・ホームページ・SNS等により、気象情報や避難情報を発信します。</li><li>・ 「土砂災害ハザードマップ」等の災害リスクに関する情報や避難行動に関する情報を発信し、防災知識の普及啓発を行います。</li><li>・ 「自主防災組織活動マニュアル」の周知に努め、災害時における自助・共助の重要性を広く情報発信し、自主防災組織の結成を促進します。</li></ul>
自然災害発生時の対応指針・計画の策定	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 「八街市地域防災計画」に基づき、災害の予防・応急対策・速やかな復旧に努めます。</li></ul>
自然災害に強いインフラの整備	<ul style="list-style-type: none"><li>・ ライフライン施設や道路・鉄道等の公共施設の耐震化や液状化対策及び被災時の応急復旧体制並びに代替策等を整備することで、災害時のライフライン機能や公共交通機能の低下を抑制します。</li><li>・ 雨水対策として、下水道の整備・排水施設等の整備を計画的に推進します。</li></ul>

## 方針2 暑熱への対応強化

熱中症予防のため、ホームページ・広報紙・SNS等を活用した啓発や、クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）の確保に取り組みます。また、ヒートアイランド現象の緩和に向け、公共施設等の緑化を推進します。

市の施策	
熱中症予防に係る対策	<ul style="list-style-type: none"><li>・ホームページ・広報紙・SNSにおける熱中症予防に関する周知啓発活動や情報提供により、熱中症に関する注意喚起を行います。</li><li>・「熱中症特別警戒アラート」が発表された場合、極端な高温時における熱中症による重大な健康被害の発生を防止するため、クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）を開放しています。</li></ul>

## 方針3 農業分野の対策

地球温暖化による気候変動を背景とした、有害動植物の発生量の増加や分布の拡大まん延リスクが増えていることや、猛暑による農作物等への影響が懸念されているため、県や農業者団体等と連携しながら、農業者への発生予察情報や防除マニュアル等の情報提供等に努めます。

市の施策	
病害虫への対策	<ul style="list-style-type: none"><li>・病害虫の発生予察により関係者等に情報提供するとともに、適切な病害虫防除を実施するため、適切な病害虫防除を実施するため、本市のホームページで公表します。</li></ul>
有害鳥獣への対策	<ul style="list-style-type: none"><li>・農作物に被害を与える有害鳥獣の捕獲を、重点捕獲日を定めて、近隣市町と同時期に行います。</li></ul>
園芸作物への高温対策	<ul style="list-style-type: none"><li>・夏季の高温対策等に対する園芸作物の技術対策や、千葉県による「かん水」、「換気・空気冷却」、「遮光・遮熱」に必要な機械・装置等に対する補助事業についても情報提供を行います。</li></ul>

## 方針4 自然生態系分野の対策

気候変動による侵略的外来生物の分布変化に対応するため、防除や外来種予防三原則に関する啓発や、地域連携を通じた対策を検討します。

市の施策	
分布・個体群の変動への対策	<ul style="list-style-type: none"><li>・千葉県が実施するモニタリングにより、侵略的外来生物が発見された場合は、ホームページ・広報紙・SNS等を活用して注意喚起や啓発を行います。</li><li>・千葉県が実施する「生命のにぎわい調査団」について、ホームページ・広報紙・SNS等を活用して情報共有、普及啓発を行います。</li></ul>

## 基本目標2 気候変動に強いまちづくり(気候変動適応計画) における主体別の取組



### 市民の取組

- 雨水浸透貯留槽等を設置し、雨水流出の抑制を行う。
- 熱中症を防ぐため、外出の際はこまめな水分補給を心がける。
- クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）の場所を把握し、休息施設として活用する。
- 緑のカーテン等、庭やベランダの緑化に努める。
- ハザードマップを確認し、地域の災害リスクや避難場所、避難経路等を確認する。
- 災害に備え、最低でも3日分、できれば1週間分の食料や日用品を備蓄する。
- 行政等が発信する防災情報の入手方法を知り、災害に備える。
- 自分や家族が「いつ」「何をするのか」などを記載したマイタイムライン（防災行動計画）を作成する。



### 事業者の取組

- 雨水浸透貯留槽等を設置し、雨水流出の抑制を行う。
- 労働安全衛生規則に基づく義務化された熱中症対策を講じます。
- クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）の設置に協力する。
- 事業所の屋上や壁面の緑化に努める。
- 災害に備え、食料、水などを備蓄する。
- 災害発生時における従業員の避難計画を策定する。
- 災害時でも事業を継続できるよう、BCP（事業継続計画）を策定する。
- 定期的に防災訓練を実施し、従業員の防災意識を高める。

本市では、民間企業等と連携協定を締結し、協働した地域課題解決を推進しています。

連携協定先のひとつである大塚製薬株式会社と本市の取組では、地球温暖化に伴う熱中症リスク増大に備えた高齢者のための熱中症対策普及啓発など、市民の皆様への健康増進を推進しています。

### 毎日の健康のために

## 高齢者のための熱中症対策

監修：中京大学スポーツ科学部教授/医師/医学博士 松本 孝朗先生

高齢者は加齢とともにカラダの水分量が減ったり、温度に対する感覚が弱くなるため、熱中症にかかりやすいといわれています。  
ご本人および周囲の方は、以下のことを気にしながら、熱中症対策をおこない、暑い時期を乗り切りましょう。

#### 熱中症の原因

##### 加齢によるカラダの変化

**体内の水分量の減少**  
老化による体内の水分量の減少は、汗をかき過ぎるのをまねき、過剰な熱をカラダから放出しにくくなります。

**暑さを感じにくい**  
温度に対する感受性も低下するため、暑さを自覚しにくくなります。

**のどの渇きを感じにくい**  
「口渇中乾」の機能が低下するため、脱水状態においても、のどの渇きを感じにくくなります。

##### 暑熱順化不足

カラダが暑さに慣れていない(暑熱順化不足)と、発汗による体温調節機能が十分に働かせません。本格的に暑くなる前から運動などで、カラダを暑さに慣らし、汗をかきやすくしておくことが大切です。

#### 熱中症予防のポイント

##### 暑さを避けましょう

暑い日は、涼しい服装や日傘・帽子の使用を心がけることが大切です。少しでも体調が悪くなったら、涼しい場所へ移動するようにしましょう。

##### 室内環境を整えましょう

高齢者の熱中症の特長として、室内で多く発生していることがあげられます。部屋の温度が上がらないように工夫するとともに、こまめに温度をチェックするようにしましょう。

##### こまめに水分補給

汗をかき体温調節をするためにカラダの水分量の維持はかせません。のどが渇いていなくても、こまめな水分補給を心がけましょう。

##### 日頃から体調管理

普段から「栄養バランスの良い食事」「適度な運動」「十分な睡眠」で規則正しい生活を意識し、体調管理に努めましょう。

### 水分+電解質の補給を心がけよう

カラダの水分量を維持するためには、体液に近い成分のイオン飲料がおすすめです。ナトリウムなどのイオン(電解質)を適切な濃度で含んでいるのでカラダに負担をかけず体内に早く吸収されます。さらに、尿として排出されにくく、水と比べても体内保持率が高いイオン飲料は、長時間カラダを潤し続ける特性があり、水分補給に適しています。

#### 飲料別体内キープ力比較

水 約38%  
イオン飲料 約57%

※日本人の体、2時間経過後の体内に保たれる水分の割合を比較した結果。  
出典: Otsuka T. et al. Aged Senses Enhance Memory of Thirst. 2024

#### こまめに補給しましょう

効率的な飲み方の飲み方(各回約150ml)

起床時、起床後、朝食時、入浴時、10時頃、夕食・晩酌時、15時頃、寝る時

1日に飲料として摂る水分は、1,200ml程度が目安となります(汗を多くかく場合は、多めに摂る必要があります)。ただし、一度に飲んでも余分な水分は尿へ排出されるため、1日に8回くらいを目安にするのが良いでしょう。ただし、緑茶や紅茶、コーヒーなどのカフェインが含まれる飲料や、アルコールは利尿作用があるので注意しましょう。

冷感剤にイオン飲料を常備しましょう

#### 活動前のプレクーリング®で熱中症対策

**アイスラリー®摂取**

近年、暑熱順化や水分・電解質補給に加え、アイスラリーを用いて「深部体温を下げる」という新しい熱中症対策が注目されています。水分・電解質を含むアイスラリーを活動前に摂取したところ、深部体温の上昇を抑えたという報告があります。

アイスラリーとは、細かい水の粒子が液体に分散した流動性のある水で、通常の水に比べ、結晶が小さいという形状によって、うまく深部体温を低下させます。

※「プレクーリング」とは、あらかじめカラダを冷やしておくことで、暑熱環境下においては、運動や作業の前に熱帯を冷却しておく「プレクーリング」が、熱中症対策のひとつとして推奨されています。

監修：中京大学スポーツ科学部教授/医師/医学博士 松本 孝朗先生  
日本スポーツ協会熱中症予防研究センター(産学官) 熱中症環境保健マニュアル編集委員(2022年) 熱中症発生予防、運動安全管理、スポーツ医学、内科学  
制作：大塚製薬株式会社、ニュートラシューティカルズ事業部

八街市と大塚製薬は包括連携協定を締結し、市民の皆様への健康増進を推進しています。

八街市 × Otsuka 大塚製薬

## 基本目標3 循環型社会の形成

従来の大量生産・大量消費・大量廃棄の経済モデルから脱却し、資源の効率的・循環的な利用を図るサーキュラーエコノミーへの移行が重要視されています。

また、人口減少や少子高齢化が進むなかで、ごみ・し尿等の処理についても、時代に合わせた効果的な処理方法が求められています。

本市においても、八街市一般廃棄物処理基本計画（八街市食品ロス削減推進計画）の基本方針等に則り、継続的かつ積極的に、ごみの減量や再資源化に取り組みます。

### 方針1 3Rの推進

ごみを減らす（リデュース）、繰り返し使う（リユース）、資源として利用する（リサイクル）の普及啓発を行い、ごみの減量化を進めます。

市の施策	
リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）の促進	<ul style="list-style-type: none"><li>市の「ごみ収集カレンダー」裏面に「家庭ごみの分け方・出し方」を掲載して各家庭に配布し、継続的に内容の充実を図り適正な分別を促進します。</li><li>各家庭から出されるごみの減量化を促進するため、生ごみ処理容器及び電気式生ごみ処理機を購入・設置する世帯に、申請により補助金を交付します。</li><li>組成調査・情報提供・啓発活動によりごみ減量意識を高め、排出抑制や資源化の徹底を図ります。</li><li>広報・ホームページ・SNS・施設見学等を通して、ごみの分別に対する意識を高めます。</li></ul>
リサイクル（再資源化）の促進	<ul style="list-style-type: none"><li>資源回収を行う団体に対し、回収した資源ごみ（古紙類・スチール缶・アルミ缶）に奨励金を交付し、資源回収による資源の有効活用を推進します。</li><li>廃棄物減量及び資源化の促進を図るため、各家庭から排出される使用済み食用油を収集します。</li><li>クリーンセンターへのごみの搬入時において、分別指導を行います。</li><li>ペットボトルやプラスチック類について、事業者による資源物自主回収の拡大を要請します。</li><li>燃やせるごみの中から雑紙を古紙として分別し資源化することで、燃やせるごみを減らし、リサイクル（再資源化）を促進します。</li></ul>

## 方針2 社会情勢に適応した適正処理の推進

社会情勢に対応した収集・運搬方法の検討や、自然災害等のリスクに対応したごみ処理体制の構築、将来を見据えた施設整備の検討を行います。

市の施策	
社会情勢に対応した収集・運搬方法の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アイドリングストップを推進し、新規車両の導入時は低公害車の導入を検討します。</li> <li>・スプレー缶、カセットボンベ、ガスライター、小型充電式電池（リチウムイオン電池・モバイルバッテリー等）などの可燃性、爆発性廃棄物の適正な排出方法の周知徹底を図ります。</li> <li>・在宅医療からの廃棄物等、収集処理できない廃棄物の適正な排出方法の周知徹底を図ります。</li> <li>・増加する高齢者世帯に対応するため、ごみ出し支援について、関係課等との協議を含め、福祉施策の一環として、検討を進めていきます。</li> <li>・外国人住居世帯の増加に伴い、ごみカレンダー等の多言語化対応の検討やごみ出しマナーの周知徹底を行います。</li> </ul>
自然災害等のリスクに対応したごみ処理体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平時における焼却施設を適正に運営します。</li> <li>・平時から国や他自治体との連携を深め、災害時に相互支援・広域連携を行う体制を強化します。</li> </ul>
将来を見据えた施設整備の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の建て替え等に伴う将来的な事業運営体制の変容に備え、単独・広域化・民間委託といったあらゆる可能性を検討します。</li> </ul>

## 方針3 食品ロス削減の推進

「八街市食品ロス削減推進計画」を策定し「食品ロス削減への意識向上」、「食品ロス削減を実践できる環境づくりの推進」の2つの基本方針を定め、個別施策を進めています。

市の施策	
食品ロスの削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プラスチックごみや食品ロスの削減に積極的に取り組む事業者等を「ちばエコスタイルパートナー」として登録し、地域全体での環境づくり・意識向上を推進します。</li> <li>・「八街市健康プラン」に基づき、個人・家庭・団体等が連携し、市民と一体となって食育に取り組めるよう、推進体制の確立を図ります。「八街市社会福祉協議会」との協働により、市内で実施しているフードパントリーの普及啓発を行います。</li> </ul>

## 基本目標3 循環型社会の形成 における主体別の取組



### 市民の取組

- 本市の分別区分を理解し、資源とごみの適切な分別を行う。
- マイバック・マイボトルを持参する等、ごみのもとになるものを買わない、もらわないように努める。
- 不用となった製品は、資源の集団回収・フリーマーケット等を活用し、再使用・再利用する。
- 壊れたものは修理してできるだけ長く使う。
- レンタル品やシェアリングサービスを活用する。
- 買い物や外食の際は、食べきれる量を購入、注文するなど食品ロス発生させないライフスタイルを心がける。



### 事業者の取組

- 本市の分別区分を理解し、資源とごみの適正な排出を行う。
- 法令を遵守し、ごみの適正処理を実施する。
- 生産・流通・販売時の、プラスチックの使用・過剰な包装の抑制を行う。
- 食品廃棄物の削減に努める。
- グリーン調達基準に適合した製品、エコラベル製品などを購入・利用する。

## コラム「食品ロス」を削減しよう！

食品ロスとは、まだ食べることが出来るにもかかわらず廃棄されてしまう食品のことです。

廃棄された食品は、生ごみ（可燃ごみ）として処理されます。食品ロスを削減することは、焼却時のエネルギー消費量の増大を防ぐことにつながり、二酸化炭素排出量を抑制することができます。二酸化炭素排出量を削減し、環境負荷の低減やごみの減量化を推進するためにも、食品ロスの削減が大切です。

### できたらチェック！やってみよう食品ロス対策！

買い物編		<input type="checkbox"/> 陳列棚の手前から商品を取る(てまえどり運動)
家庭編	3キリ運動 「①使いきり」	<input type="checkbox"/> 食品を適切に保存する <input type="checkbox"/> 食材を上手に使いきる(食べられる部分はすべて使いきる) <input type="checkbox"/> 冷蔵庫の中を整理整頓する
	3キリ運動 「②食べきり」	<input type="checkbox"/> 料理は必要な分だけ作るように心がけ、残さず食べきる <input type="checkbox"/> 残っている食材や期限が近い食材から先に使う
	3キリ運動 「③水きり」	<input type="checkbox"/> 野菜などの使えない部分は洗う前に切り落とす <input type="checkbox"/> 三角コーナーや水きりネット等を活用し、ひと絞りする <input type="checkbox"/> 茶殻、コーヒーかす、野菜等の皮は一晩おいて乾燥させる
宴会編	30・10 運動	<input type="checkbox"/> 宴会や会食の開始後 30 分間と、終了前 10 分間は席を立たずに料理を楽しむ
その他		<input type="checkbox"/> 食べきれない食材などはフードバンクを活用する

## 基本目標4 生活環境の保全

健康的な生活を確保するためには、大気環境や水環境をより一層良い状態にすることが求められています。都市化の進展に伴う水質汚染・生活騒音の拡大など、今後も市域における環境状態を監視する必要があります。そのため、大気環境や水環境等への負荷を低減するとともに、都市化に伴う音環境や熱環境の悪化を防ぎ、健康で安心して暮らせる生活環境の保全を目指します。

また、市内の自然環境を保全し、市民の憩いの場づくりを行うとともに、生物多様性の保全につなげます。

### 方針1 環境リスクへの対応

大気や水質などの状況を把握するため監視体制を継続していきます。

また、汚染を発生させる恐れがある事業活動に対しては、関係法令等に基づき指導を行います。

市の施策	
大気・水質等の環境監視と情報提供の実施	<ul style="list-style-type: none"><li>市内の大気・水質等の状況を把握するための調査を行い、「八街市環境白書」等において結果を公表します。</li><li>家庭雑排水が湖沼や河川の水質汚濁（印旛沼・作田川等）の第一原因であることから、家庭でできる浄化対策を広報紙等に掲載するなど、広く理解・協力を呼びかけます。</li><li>生活排水・工場排水の削減や河川等での水質浄化の意識啓発に取り組みます。</li><li>公共下水道の整備を進めるとともに、施設の適正な維持管理を行い、公共用水域の水質保全を図ります。</li></ul>
事業活動への指導の実施	<ul style="list-style-type: none"><li>市内に進出してくる工場・事業場と環境保全協定を締結するなど、汚染物質の排出をできるだけ少なくするよう指導します。</li><li>工事現場や事業場からの騒音・振動について、関係法令等に基づき規制・指導を行い、公害防止のための県の融資制度などを紹介します。</li></ul>

## 方針2 自然環境と生物多様性の保全

生活排水の適正処理を推進し、河川の保全を進めます。公園や民有地の緑化などで身近な緑を創出し、良好な生活環境を確保するとともに、生物多様性の保全を推進します。

また、特定外来生物の防除や野生鳥獣等との適切な関わり方について啓発を行います。

市の施策	
水と緑の 保全・創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園・緑地は、子どもの遊び場や子育て世代のコミュニティ形成の場、高齢者の憩いの場など、多様な世代が定住する生活基盤として重要な役割を担っていることから、特に不足する市街地を中心に未利用地などを活用して、必要となる公園・緑地の適正な配置・整備を目指します。</li> <li>工場等の騒音・振動・粉塵等の公害に対する緩衝帯として、工場等の緑化を促進します。</li> <li>火災の延焼防止や災害時の安心・安全な避難場所の確保を図り、公園・緑地の整備・維持管理を行います。</li> <li>合併処理浄化槽設置の推進のため、助成制度の維持・周知を行います。</li> </ul>
生物多様性の 保全と普及啓発の 推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定外来生物に関する情報提供を行うとともに、効果的な防除に努めます。</li> <li>野生鳥獣への餌やり問題など、適切な関わり方について啓発を行います。</li> <li>里山については、市民、ボランティア団体、事業所等とともに保全・再生を推進します。</li> <li>野良猫対策として、餌付けへの指導・勧告や、TNR活動(猫を捕獲し、不妊去勢手術を行い、元の場所に戻す活動)を行う者(団体)を対象に「さくらねこ無料不妊手術チケット」を交付します。</li> </ul>

## 方針3 快適で美しいまちづくりの推進

市民一人一人が担い手となり、快適で美しいまちづくりを推進します。

また、市民・事業者・地域活動団体と連携し、みんながいつも気持ちよく生活できる住みよいまちを目指します。

市の施策	
ポイ捨て・不法投棄対策の 推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>「八街市さわやかな環境づくり条例」に基づき、空き缶・たばこの吸い殻・飼い犬の糞の放置などの防止を推進します。</li> <li>不法投棄監視員制度の活用、地域住民、警察、行政の連携強化によって、定期的なパトロールの強化や不法投棄禁止看板の配布を行い、不法投棄の未然防止及び早期発見に努めます。</li> </ul>
環境美化活動の 推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民サポーター制度を通じた住みよいまちづくりや、市民による河川の清掃活動を推進します。</li> <li>ごみ減量・リサイクル推進週間の実施を通じて、まちの美化意識の向上に努めます。</li> </ul>

## 基本目標4 生活環境の保全 における主体別の取組



### 市民の取組

- たばこ等のポイ捨てをしないなど、マナーを守る。
- 生活騒音の発生抑制に努める。
- 自動車を運転する際は、急発進・急停車やアイドリングをしないなど、エコドライブに努める。
- 食器や鍋の汚れは紙等でふき取ってから洗う、食事の残り物を流さない、石けんや洗剤は適量を利用するなど、生活排水対策に努める。
- 行政が実施する環境調査（大気、水質等）の結果を通して、市の環境への理解を深める。
- ハトにエサをあげないなど、野生鳥獣との適切な関わり方に気を付ける。
- 飼い猫は室内飼育するなど、ペットの適正飼育に努める。また、地域における野良猫問題を解決するための試みである地域猫活動への理解や協力に努める。
- 市や住んでいる地域の清掃活動へ積極的に参加し、環境美化に努める。



### 事業者の取組

- 環境汚染防止に関する法令を遵守し、継続的な環境保全に取り組む。
- 自動車を運転する際は急発進・急停車やアイドリングをしない、不必要な荷物は載せないなど、エコドライブに努める。
- 事業所の操業状況や化学物質の使用状況、公害防止の取り組みなどについて積極的に開示を行う。
- 生き物の生息空間としての機能に配慮し、敷地や建物の緑化に努める。
- 市や住んでいる地域の清掃活動へ積極的に参加し、環境美化に努める。

印旛沼は千葉県北部に広がる下総台地のほぼ中央に位置する海跡湖であり、その流域は本市を含む 11 市 2 町にわたっています。

印旛沼は、昭和 30 年代以降、流域の都市化進行や生活排水等により水質（COD）の悪化が進み、平成 23 年度からは 7 年連続全国ワースト 1 位を記録した期間を含め、現在まで高止まりの状況が続いています。

水質改善のためには、地域一丸となった取組が必要です。きれいな印旛沼を次世代に残すために、毎日の生活の中でできることから取り組みましょう。



## あなたにもできる 印旛沼の浄化対策

私たちの毎日の生活から出る生活排水は、印旛沼の汚れに大きく関係します。  
一人ひとりのちょっとした心がけが印旛沼の浄化につながります。  
誰にでも簡単に、家庭でできる浄化対策。  
きれいな印旛沼を次の世代に残すため、ご協力をお願いいたします。

### 台所で



- 三角コーナーやろ紙袋を使い、生ごみなどを「流し」に流さないようにしましょう。



- 食器や鍋についた油は古い布や古紙などでふき取ってから洗いましょう。



- 油はできる限り使いきりましょう。やむをえず使いきれない油は、「流し」に流さず回収などに出しましょう。



- 台所では石けんや洗剤は使わずに洗うようにしましょう。石けんや洗剤を使わないアクリルタワシも使ってみましょう。



- 米のとぎ汁は、庭へまく、無洗米を使うなどして、できるだけ流さないようにしましょう。

### 風呂で



- 風呂の残り湯は洗濯や庭にまくなどして活用しましょう。

### 洗濯で



- 石けんや洗剤は必要な分だけ使いましょう。

発行 平成29年      発行者 千葉県環境生活部水質保全課 ☎043-223-3821

写真提供 印旛沼環境保全

出典：千葉県「印旛沼に係る湖沼水質保全計画（第 7 期）の概要」

## 基本目標5 環境学習の推進

環境問題の多くは、私たちの日常生活や事業活動等に起因しています。

また、環境問題は、大気汚染や騒音等の都市・生活型公害などの地域での問題から、地球温暖化のように地球規模の問題にまで広がりを持っています。

その解決のために、市・市民・事業者が環境問題についての認識を共有し、自らの責任と役割を理解して行動するとともに、協働しながら地域全体で取組を推進します。

### 方針1 環境に関する情報の発信

環境に関するさまざまな情報をわかりやすく提供することで、環境に関心を持つきっかけを作ります。

また、主体別にさまざまな媒体を使い分け、効果的な情報提供・普及啓発に努めます。

市の施策	
環境に関する情報の整備・提供	<ul style="list-style-type: none"><li>「八街市環境白書」を毎年度発行し、環境保全・廃棄物処理・生活排水処理等に関する情報提供を行います。</li><li>国・県・市の環境に関する取り組みや補助金・支援等に係る情報について、市ホームページなどを通じて情報提供し、環境保全意識の向上につなげます。</li></ul>
多様な媒体の活用	<ul style="list-style-type: none"><li>「ちば環境学習応援団」、「千葉県環境教育モデル校事業」などを活用し、環境保全意識の向上につなげます。</li><li>市ホームページ・広報紙・各種 SNS 等を通じて、「環境月間」や「デコ活週間」など、集中的広報期間を設けることを検討します。</li></ul>

### コラム 八街市の環境活動

本市では、市民参加のまちづくりを積極的に推進しています。住みよい八街市の環境のために市と市民が協働して、市民サポーター制度を活用した環境美化活動・緑化活動や、印旛沼の水質保全活動の一環として鹿島川上流の河川清掃活動を行っています。



出典：八街市

## 方針2 環境保全を担う人材の育成

環境に興味・関心を持った市民に、より深く学ぶ機会を提供するとともに、積極的に行動する人材を育成します。特に、次世代を担う子どもたちが、自然と環境行動を実践できる仕組みを検討します。

市の施策	
環境教育・ 環境学習の 場づくり	<ul style="list-style-type: none"><li>• 年代によって情報収集源や環境分野への興味・関心が異なるため、市ホームページ・広報紙・各種 SNS 等多様な媒体を効果的に使用する仕組みを検討します。</li><li>• 学校教育においては、児童・生徒のタブレット PC を活用した環境学習教材の提供を検討します。</li></ul>
環境意識向上に係る普及啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>• 「やちまた環境フェア」、「印旛沼流域環境・体験フェア」等の開催・参加を継続し、環境について学ぶ機会を提供します。</li><li>• クリーンセンターや給食センターの見学等を積極的に受け入れます。</li><li>• 小中学生を対象とした環境保全ポスターコンクールを開催します。</li><li>• 八街市クリーンセンターの SDGs に関する取組を通じて、SDGs の理解促進を図るための出前講座を実施します。</li><li>• ごみ処理やその必要性に関する理解促進や意識醸成の一環として、小学 4 年生を対象にした八街市クリーンセンターの見学会を開催します。</li></ul>

## 基本目標5 環境学習の推進 における主体別の取組



### 市民の取組

- 環境に関する情報を積極的に収集し、理解を深める。
- 市の実施する環境学習講座やイベント等に積極的に参加する。
- 環境問題について、学んだことや考えたことについて、家族や地域、学校等で積極的に話し合う。
- 環境問題について学んだことについて、できることから行動する。



### 事業者の取組

- 自社の環境への取り組みを積極的に公開する。
- 従業員への環境教育を実施する。
- 業界団体や産業支援機関等が開催する環境保全に関する研修、視察等に積極的に参加する。
- 市の環境保全事業、地域の環境保全活動に参加、協力する。

## 第5章 計画の推進体制・進捗管理



### 5-1 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、国、千葉県、他自治体、市民、事業者等の様々な主体と連携、協働を行い、一丸となって環境像の実現を目指します。

計画を着実に推進するため、毎年度1回、庁内組織「八街市環境基本計画策定推進委員会」及び庁外組織「八街市環境審議会」において、計画の進捗状況を報告、評価するとともに、結果については、市のホームページ等で市民、事業者等に広く周知することで、各主体の行動変容を促します。

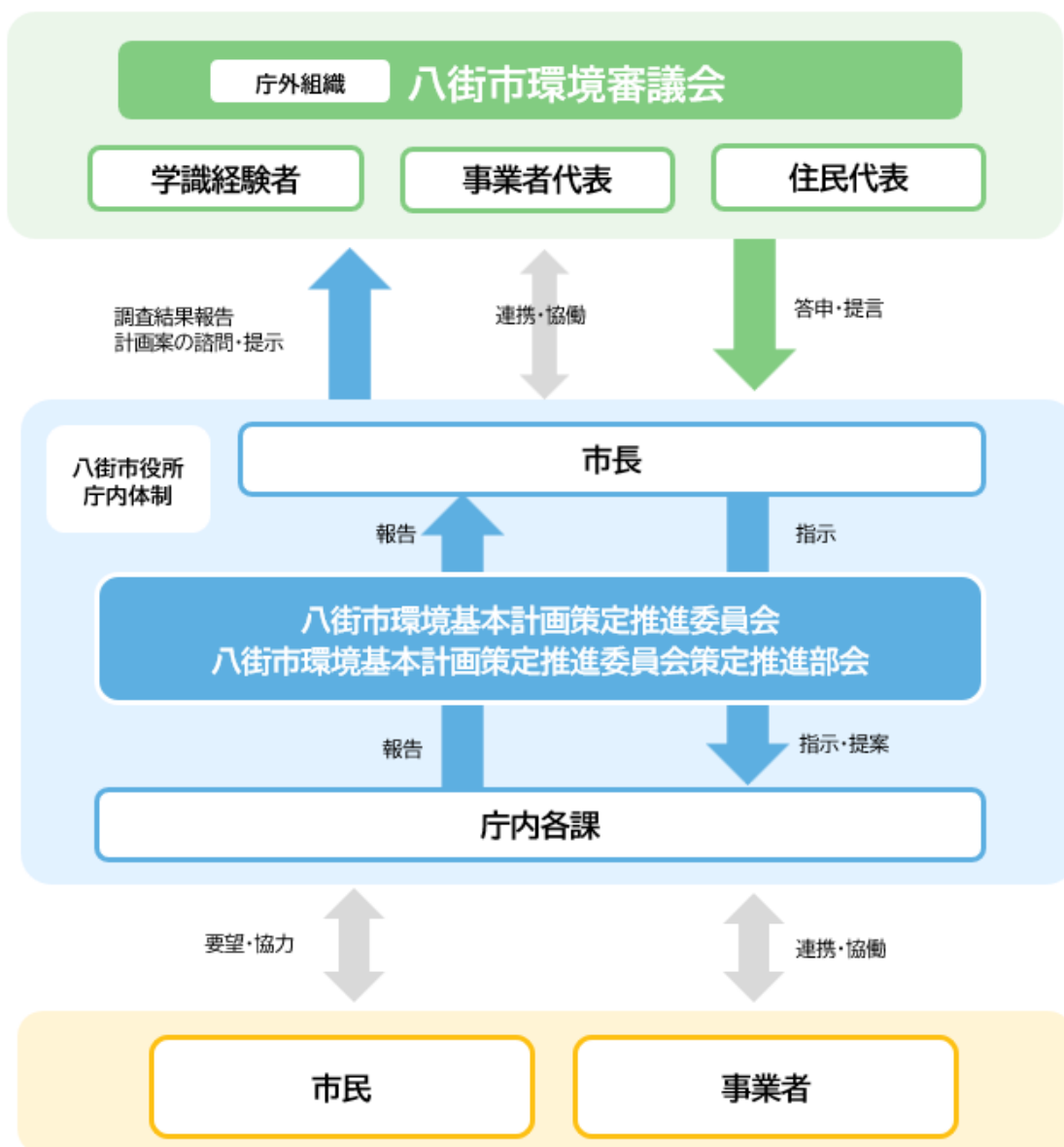


図 5 - 1 計画の推進体制

## 5-2 計画の進捗管理

計画の進捗管理にあたっては、計画(Plan)、実行(Do)、点検・評価(Check)、見直し(Action)のPDCAサイクルに基づき、毎年度区域の二酸化炭素排出量について把握するとともに、その結果を用いて計画全体の目標に対する達成状況や課題の評価を実施します。

評価結果を踏まえ、計画期間中であっても、計画の改善や見直しを継続的に図ることで、将来像やゼロカーボンシティの実現につなげます。



図5-2 PDCA サイクル

PDCA	主体	役割
Plan	八街市環境基本計画策定推進委員会	全庁的に環境分野における施策を推進するための体制を整えるとともに、庁内各部局における施策と連動した計画立案を行う
	環境審議会	専門的知見、市民・事業者目線から、実行力のある計画を策定するための助言等を行う
Do	八街市環境基本計画策定推進委員会	事業の遂行に係る旗振り役として、庁内における取組推進や市民・事業者向け支援等の施策を推進する
	市民・事業者	市の行う事業について、要望や協力を行うとともに、他の市民・事業者の行動変容につながるよう努める
Check	八街市環境基本計画策定推進委員会	計画の進捗状況についてとりまとめるとともに、環境審議会へ報告し、結果について広く周知を行う
	環境審議会	環境対策推進委員会における内部評価について、外部視点からの評価を行う
	市民・事業者	市の公表する計画の進捗状況について、確認を行う
Action	八街市環境基本計画策定推進委員会	評価結果を踏まえ、既存施策や新たな施策実施に向けた課題の抽出、施策の方向性等について検討を行う
	環境審議会	評価結果を踏まえ、既存施策の見直しや、新たな施策案についての提言・意見・要望を行う
	市民・事業者	評価結果を踏まえ、市の新たな施策を確認するとともに自らの取組を見直す





# 八街市地球温暖化対策 実行計画(区域施策編)

2025~2030

本計画は、(一社)地域循環共生社会連携協会から交付された 環境省 補助事業 である令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業)により作成されました。

八街市 2026年(令和8年)3月

# 目次

## 第1章 計画の基本的事項

- 1-1 計画の位置づけ.....46
- 1-2 計画の期間.....47
- 1-3 計画の対象.....47

## 第2章 再生可能エネルギーの導入状況と導入ポテンシャル

- 2-1 再生可能エネルギーの導入状況.....49
- 2-2 再生可能エネルギーの導入ポテンシャル.....49

## 第3章 二酸化炭素排出量の現況把握と将来推計

- 3-1 二酸化炭素排出量の現況.....55
- 3-2 二酸化炭素排出量の将来推計.....57

## 第4章 計画の目標

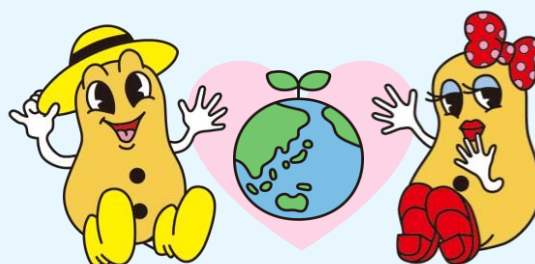
- 4-1 二酸化炭素排出量削減目標.....63
- 4-2 再生可能エネルギー導入目標.....64

## 第5章 目標達成に向けた施策

- 5-1 施策の体系図.....65
- 5-2 施策の推進.....66

### 本計画の図表について

- 各図表においては、端数処理の関係で 合計が合わない箇所 があります。
- 注釈は「※」で示しています。



# 第1章 計画の基本的事項



## 1-1 計画の位置づけ

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条に基づく「地方公共団体実行計画(区域施策編)」として策定するものであり、上位計画である「八街市総合計画 2025」を地球温暖化対策の側面から補完します。

また、国の「地球温暖化対策計画」(令和 3 年(2021)年 10 月閣議決定)、県の「千葉県地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」と整合を図るとともに、庁内関連計画である「八街市役所地球温暖化対策実行計画」、「八街市都市計画マスタープラン」、「八街市一般廃棄物処理基本計画(八街市食品ロス削減推進計画)」等と整合を図り推進します。

なお、本計画は「八街市環境基本計画」を補完するものであり、「八街市のゼロカーボンシティ」の実現に向け、より具体的な内容を記載するものです。

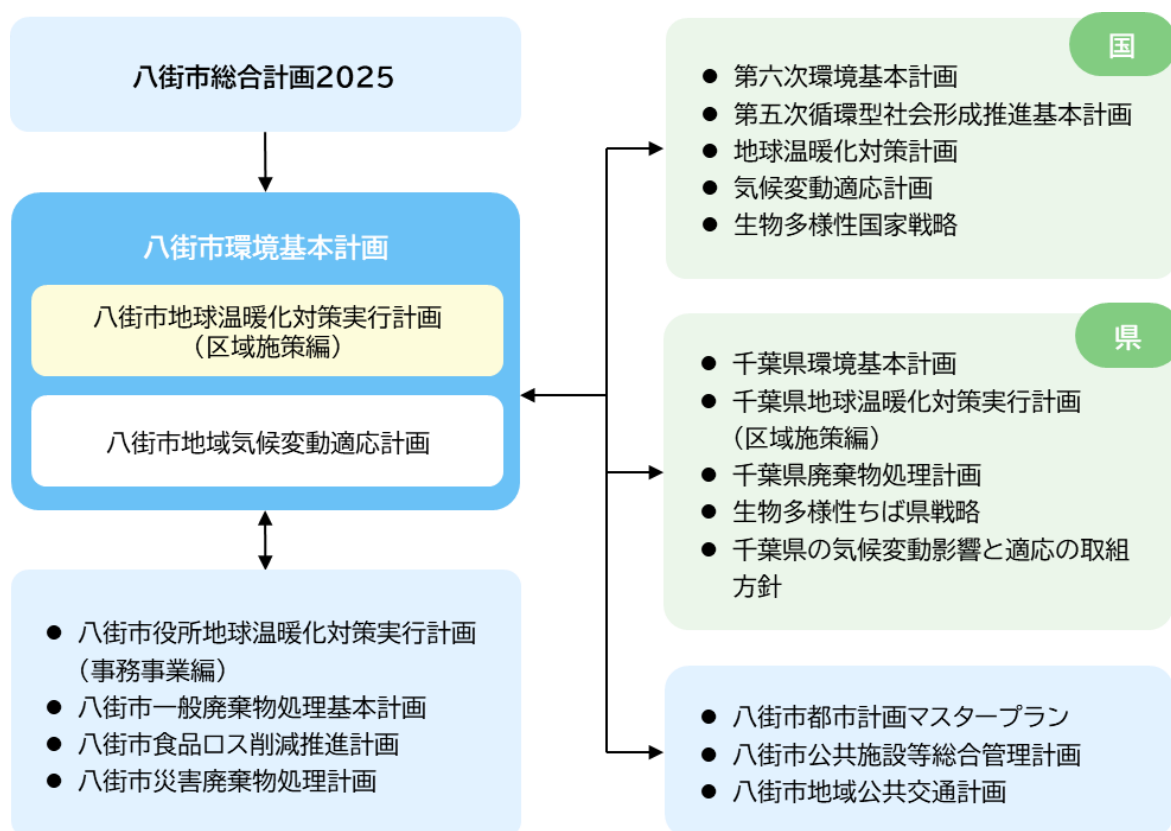


図 1-1 計画の位置づけ

## 1-2 計画の期間

本計画の期間は、令和 7（2025）年度から令和 12（2030）年度までの 6 年間とします。

基準年度及び目標年度は国の「地球温暖化対策計画」、県の「千葉県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を踏まえ、平成 25（2013）年度を基準年度、令和 12（2030）年度を目標年度、長期目標年度を令和 32（2050）年度とします。

なお、計画期間中であっても、社会情勢の変化や計画の推進状況に応じて計画の見直しを行うものとします。

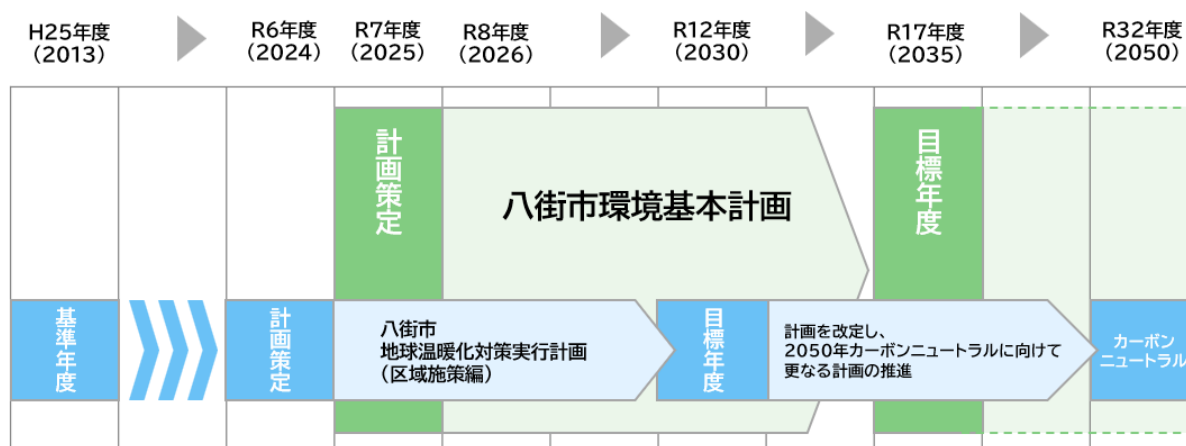


図 1 - 2 計画期間

## 1-3 計画の対象

### 対象とする範囲

八街市全域を対象とします。市民、事業者、行政が一丸となって脱炭素社会の実現を目指します。

### 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策の推進に関する法律に定められている 7 種の温室効果ガスのうち、温室効果ガス排出量の 9 割以上を占める二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）を対象とします。その他の温室効果ガスのメタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六フッ化硫黄（SF<sub>6</sub>）、三フッ化窒素（NF<sub>3</sub>）については、排出量の把握が困難であることから算定対象外とします。

## 対象とする温室効果ガス排出部門

環境省「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル」により、指定都市及び中核市以外の市町村において、「特に把握が望まれる」とされている部門を対象とします。

表 1-1 本計画における温室効果ガス排出量の推計対象

部門・分野	
産業部門※ <sup>1</sup>	製造業
	建設業・鉱業
	農林水産業
業務その他部門※ <sup>2</sup>	
家庭部門※ <sup>3</sup>	
運輸部門※ <sup>4</sup>	自動車(貨物)
	自動車(旅客)
廃棄物分野(焼却処分)※ <sup>5</sup>	一般廃棄物

※1…製造業、農林水産業、鉱業、建設業におけるエネルギー消費に伴う排出

※2…事業所・ビル、商業・サービス施設等のエネルギー消費に伴う排出

※3…家庭におけるエネルギー消費に伴う排出

※4…自動車、船舶、航空機、鉄道におけるエネルギー消費に伴う排出

※5…廃棄物の焼却処分に伴い発生する排出

## 第2章 再生可能エネルギーの導入状況と導入ポテンシャル



### 2-1 再生可能エネルギーの導入状況

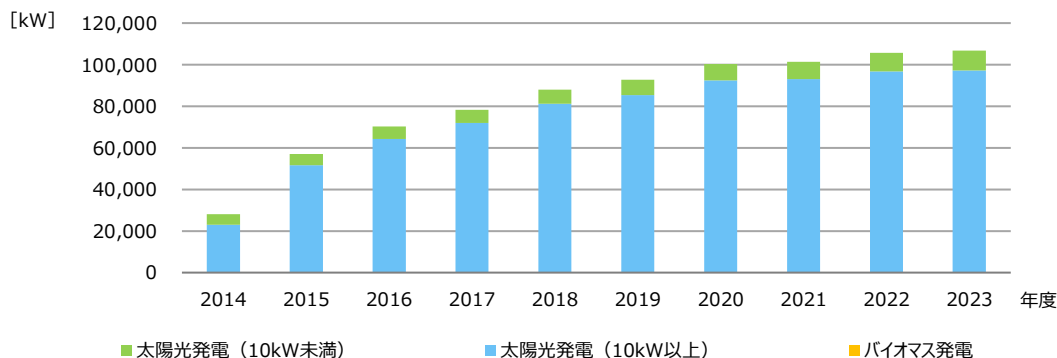
再生可能エネルギーは地域で生産できるエネルギーであり、脱炭素社会の実現に寄与するだけでなく、近年のエネルギー価格の高騰等、エネルギー安全保障の観点からも重要なエネルギーとなります。

本市における再生可能エネルギーの導入実績をみると、太陽光発電は増加傾向にあります。

FIT<sup>※</sup>・FIP<sup>※</sup>制度における風力発電、水力発電、地熱発電については導入実績がありませんでした。

※FIT：再生可能エネルギーの固定価格買取制度を指す。再生可能エネルギーで発電した電気を電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度

※FIP：FIT制度のように固定価格で買い取るのではなく、再エネ発電事業者が卸市場などで売電したとき、その売電価格に対して一定のプレミアム（補助額）を上乗せする制度



自治体排出量カルテ及び資源エネルギー庁公表「再生可能エネルギー発電設備の導入状況」のデータを基に作成  
図2-1 再生可能エネルギー導入状況の推移

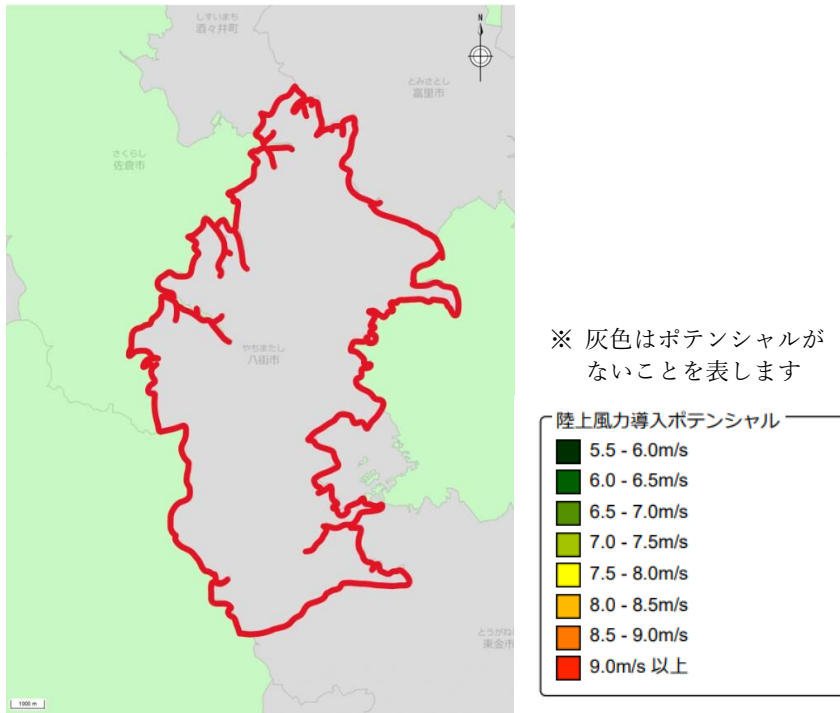
### 2-2 再生可能エネルギーの導入ポテンシャル

再生可能エネルギーの導入ポテンシャル<sup>※</sup>とは、設置可能面積や平均風速、河川流量等から理論的に算出することができるエネルギー資源量から、法令、土地用途等による制約があるものを除き算出されたエネルギー資源量です。

本市は、下総台地の内陸部に位置し、年間を通じ比較的安定した風が得られますが、これらは季節風や地形の吹き抜けによるものであり、風力発電には不向きな特性からポテンシャルはなく、中小水力発電についても河川の落差や流量が少ないことからポテンシャルはありませんでした。

太陽光発電については、耕地や田・畑、荒廃農地等へ設置する場合(土地系)のポテンシャルが高くなっています。再生可能エネルギー資源を熱として利用する場合のポテンシャルについては、太陽熱及び地中熱のポテンシャルがありました。

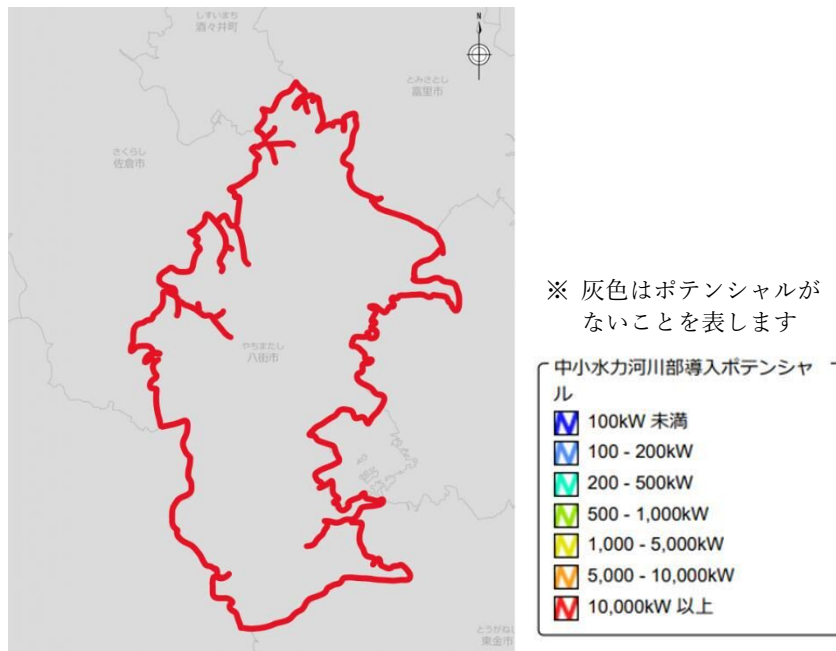
※導入ポテンシャル：ある地域や場所において、再生可能エネルギーが最大限に導入できる潜在的な可能性を示す指標



再生可能エネルギー情報提供システム【REPOS（リーボス）】から取得したコンテンツを加工して作成

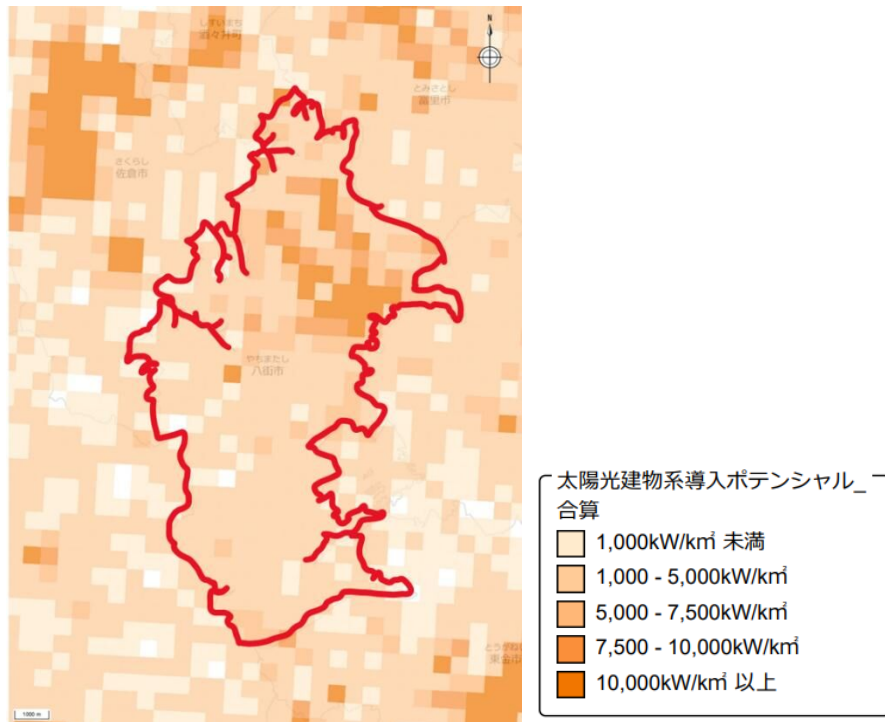
図 2-2 風力発電導入ポテンシャル

※再生可能エネルギー情報提供システム：再生可能エネルギーに関するデータや情報を集め、分かりやすく提供するシステム



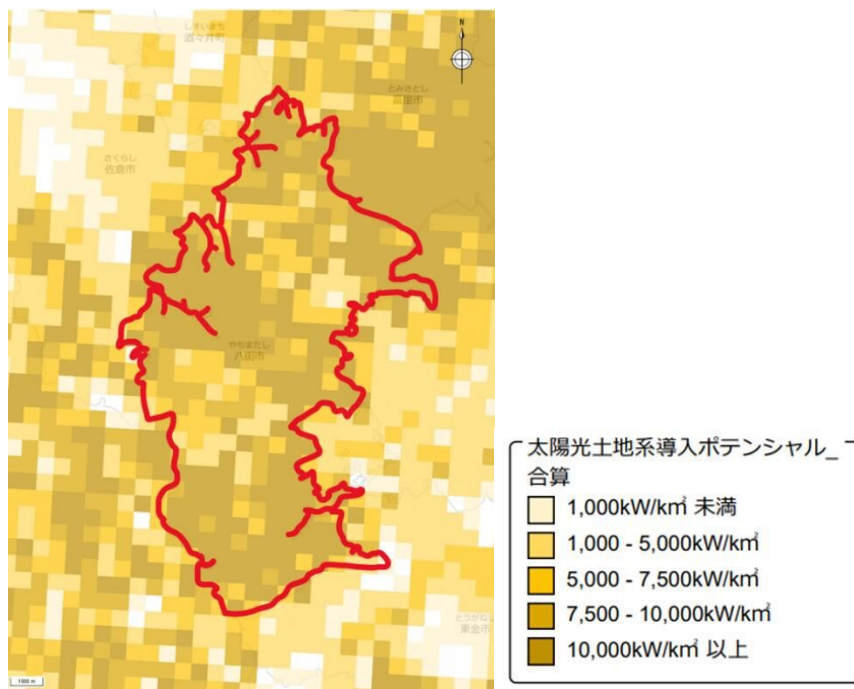
再生可能エネルギー情報提供システム【REPOS（リーボス）】から取得したコンテンツを加工して作成

図 2-3 中小水力発電導入ポテンシャル



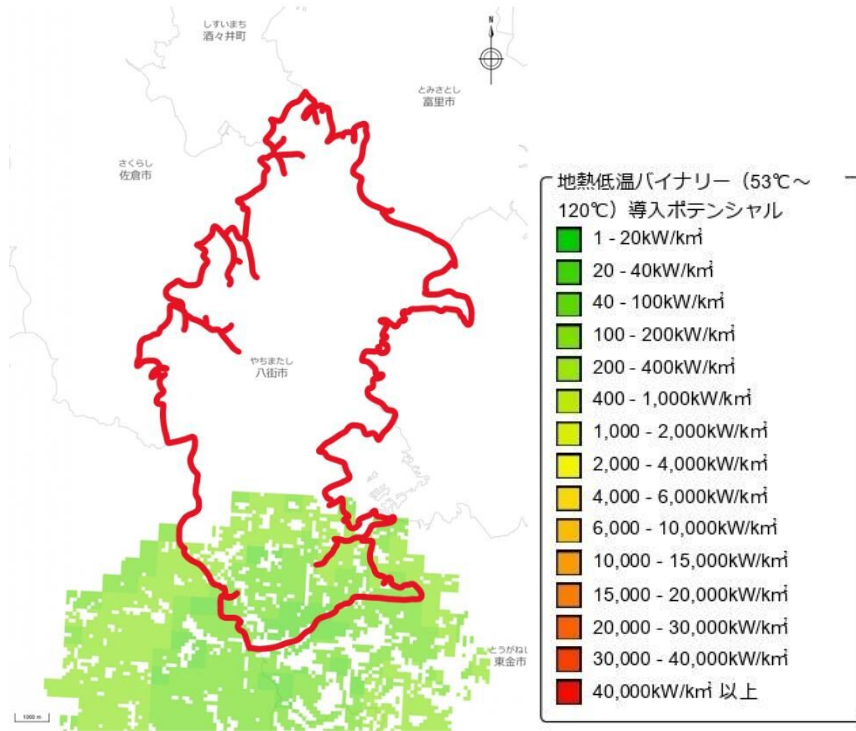
再生可能エネルギー情報提供システム【REPOS（リーボス）】から取得したコンテンツを加工して作成

図 2 - 4 太陽光発電(建物系)導入ポテンシャル



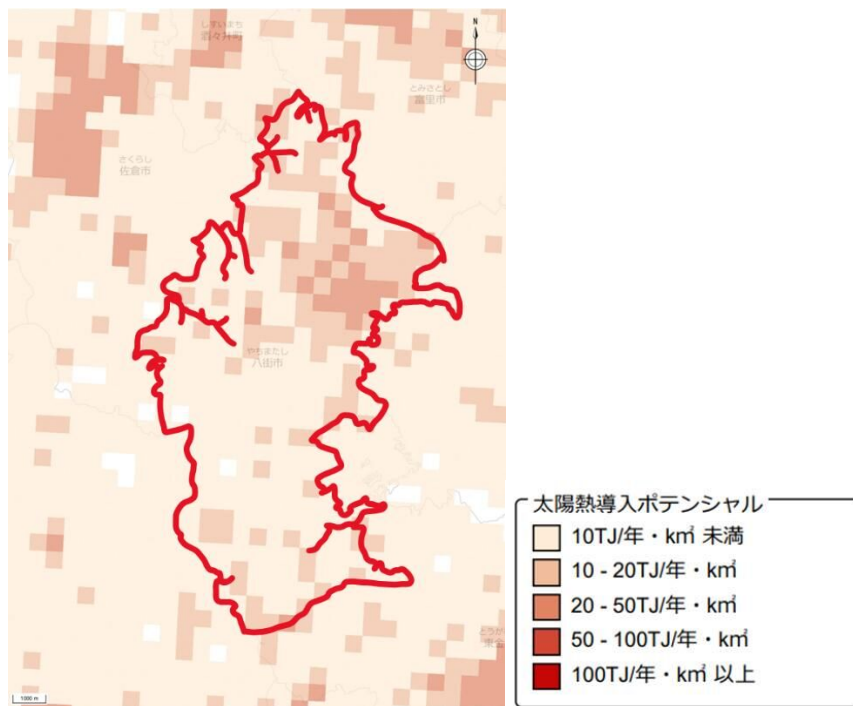
再生可能エネルギー情報提供システム【REPOS（リーボス）】から取得したコンテンツを加工して作成

図 2 - 5 太陽光発電(土地系)導入ポテンシャル



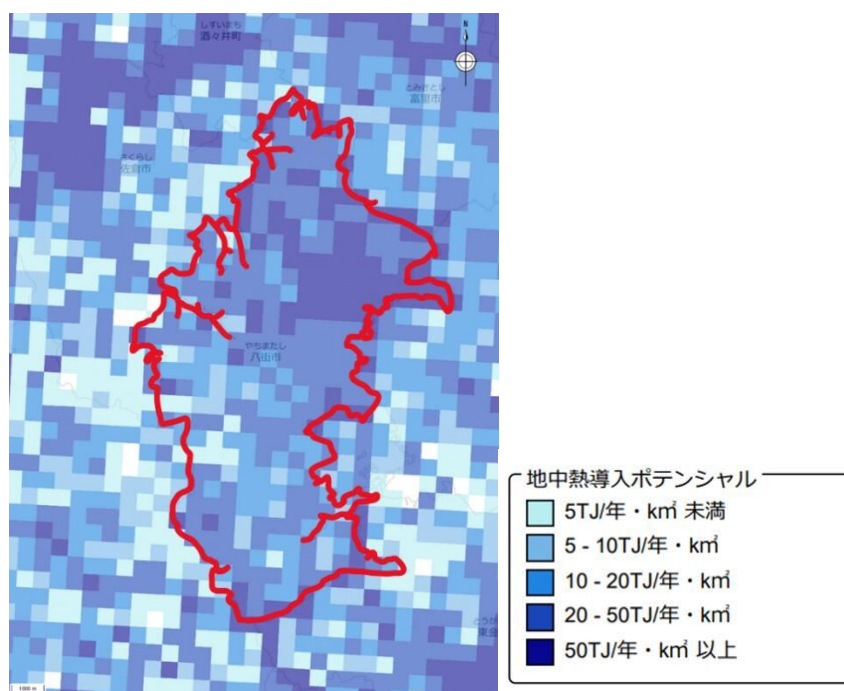
再生可能エネルギー情報提供システム【REPOS（リーボス）】から取得したコンテンツを加工して作成

図 2 - 6 地熱発電導入ポテンシャル



再生可能エネルギー情報提供システム【REPOS（リーボス）】から取得したコンテンツを加工して作成

図 2 - 7 太陽熱導入ポテンシャル



再生可能エネルギー情報提供システム【REPOS（リーポス）】から取得したコンテンツを加工して作成

図 2-8 地中熱導入ポテンシャル

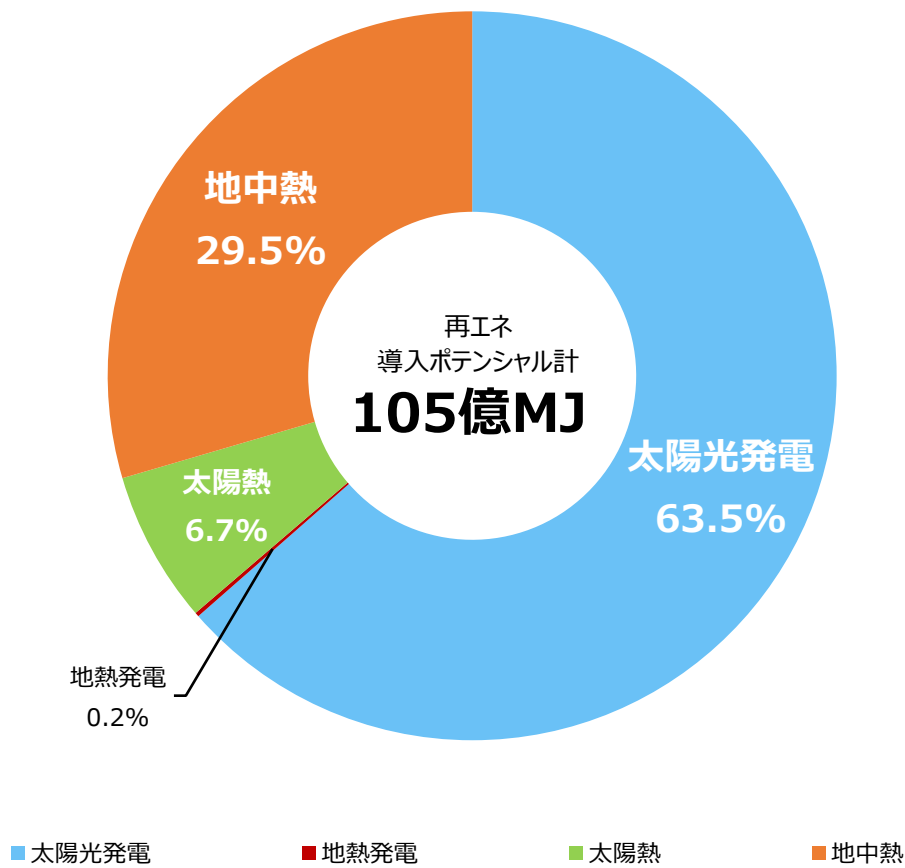
上記の導入ポテンシャルをまとめると以下のとおりです。

表 2-1 本市における再生可能エネルギーの導入ポテンシャル

再生可能エネルギーの種類	導入ポテンシャル
太陽光発電（建物系）	419,809.805 MWh/年※
太陽光発電（土地系）	1,427,095.204 MWh/年
風力発電	0 MWh/年
中小水力発電	0 MWh/年
地熱発電	5,365.745 MWh/年
太陽熱	706,153.813 GJ/年
地中熱	3,090,358.279 GJ/年

※MWh/年（メガワットアワー/年）：1年間に発電または消費される電力量の単位。

本市の再生可能エネルギーポテンシャルをまとめると、熱量換算で105億MJ※となり、その割合は太陽光発電が63.5%、地中熱が29.5%、太陽熱が6.7%、地熱発電が0.2%となりました。



自治体排出量カルテのデータを基に作成

※MJ (メガジュール) : エネルギー量を示す単位。1 MJ は 1,000,000J (ジュール) に相当する。

図2-9 再生可能エネルギー種別ポテンシャル  
(太陽光発電、地熱発電は発電電力量を熱量換算した値)

## 第3章 二酸化炭素排出量の現況把握と将来推計



### 3-1 二酸化炭素排出量の現況

#### (1) 二酸化炭素排出量の現況推計の考え方

二酸化炭素排出量の現況推計は、表1-1に掲げる本計画の対象部門・分野の二酸化炭素について、環境省が地方公共団体実行計画策定・実施支援サイトにて公表している「自治体排出量カルテ」に掲載された値をもとに、アンケート結果を盛り込んだ推計値である「現況排出量推計」を算出しました。

この「現況排出量推計」は、「自治体排出量カルテ」が国や都道府県の排出量から人口等統計値に基づく按分によって算出されているのに対し、アンケートに基づく住民や事業者のエネルギー使用量の実態を反映したものであり、より正確に本市の排出量を表しています。今後も進捗管理の際にアンケート等を実施することにより、削減努力の成果を反映することが可能です。

なお、自治体排出量カルテで使用されている現況推計の算出方法は、排出される二酸化炭素排出量が活動量に比例すると仮定し、都道府県の活動量あたりの二酸化炭素排出量に市区町村の活動量を乗じて推計されています。部門別の算出方法の詳細は資料編に記載します。

#### (2) 二酸化炭素排出量の現況推計

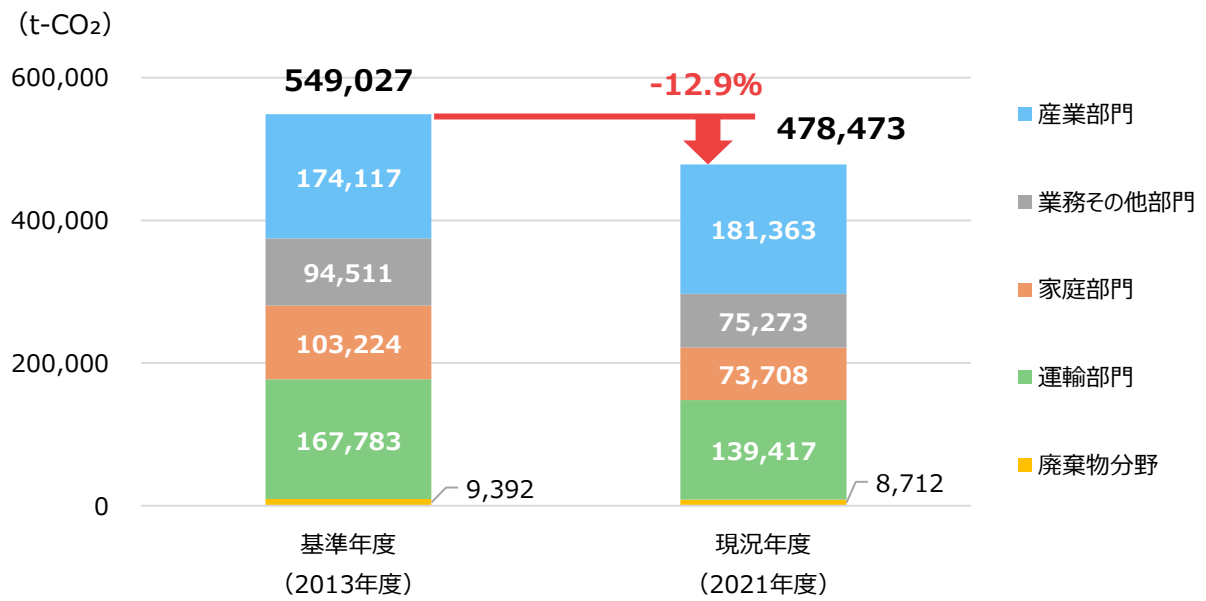
本市の二酸化炭素排出量の状況は以下のとおりです。本市における令和3（2021）年度の二酸化炭素排出量は478,473t-CO<sub>2</sub>で、全体として平成25（2013）年度（基準年度）から12.9%減少しました。製造品出荷額の伸びに伴い、産業部門の排出量が増加した一方で、人口の減少等に伴い、業務その他部門や運輸部門の排出量が減少しています。

表3-1 基準年度及び現況年度の排出量等の状況

区分		平成25（2013）年度（基準年度）			令和3（2021）年度（現況年度）				
		活動量	単位	排出量 (t-CO <sub>2</sub> /年)	活動量	単位	排出量 (t-CO <sub>2</sub> /年)	基準年度比	
産業部門	製造業	4,229,845	万円	159,762	5,442,100	万円	167,228	+5%	
	建設業・鉱業	2,403	人	5,309	1,978	人	4,765	-10%	
	農林水産業	176	人	9,046	177	人	9,370	+4%	
業務その他部門		16,668	人	94,511	16,619	人	75,273	-20%	
家庭部門		30,419	世帯	103,224	32,671	世帯	73,708	-29%	
運輸部門	自動車	旅客	48,295	台	88,392	49,717	台	67,570	-24%
		貨物	15,893	台	79,391	15,807	台	71,847	-10%
廃棄物分野	一般廃棄物	20,159	トン	9,392	18,699	トン	8,712	-7%	
合計				549,027			478,473	-12.9%	

※令和3（2021）年度（現況年度）は自治体排出量カルテにアンケート結果を加味した値。

※活動量のデータは、産業部門・業務その他部門は「経済センサス活動調査」、家庭部門は「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」、運輸部門は「自動車保有車両数統計電子データ版」のもの。



## 3-2 二酸化炭素排出量の将来推計

### (1) 二酸化炭素排出量の将来推計の考え方

二酸化炭素排出量の将来推計は、基準年度の排出量から、①人口減少や製造品出荷額の増減等の活動量変化を考慮した場合の将来推計結果（現状すう勢：BAU※）をもとに、②本計画で予定する施策に基づいて二酸化炭素排出削減対策が各主体で実施された場合の削減量（追加的削減量）を算出します。

また、③吸収量及び④再生可能エネルギーの導入による削減量を算出します。以上を総合的に踏まえた値で、令和 12（2030）年度及び令和 32（2050）年度の二酸化炭素排出量を推計します。

※BAU：追加の削減策を講じない場合に予測される二酸化炭素排出量のシナリオ。

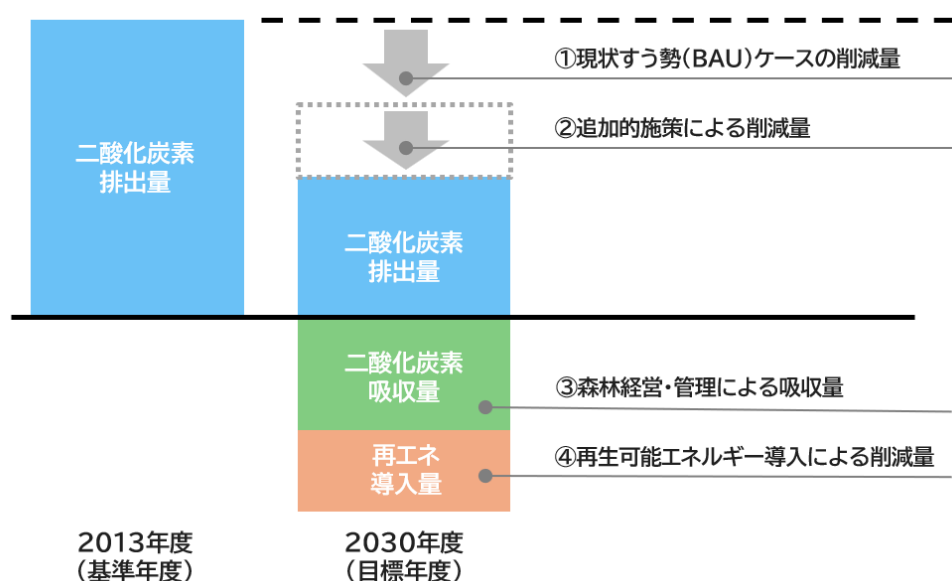


図 3-2 将来推計の考え方のイメージ

### (2) 現状すう勢における二酸化炭素排出量の将来推計（BAU）

本市における将来の二酸化炭素排出量について、今後追加的な対策を見込まないまま、市の世帯数や産業等における活動量の変化に基づく排出量を推計した結果（現状すう勢ケース）を示します。

なお、活動量の変化については、製造品出荷額は現況年度（令和 3（2021）年度）を起点として過去 13 年間、他の項目は現況年度を起点として過去 10 年間の実績をもとにそれぞれの将来推計年度の活動量を求めています。

また、令和 12（2030）年度および令和 32（2050）年度の電力排出係数については国の地球温暖化対策計画において示されている  $0.000253\text{t-CO}_2/\text{kWh}$  を用いています。

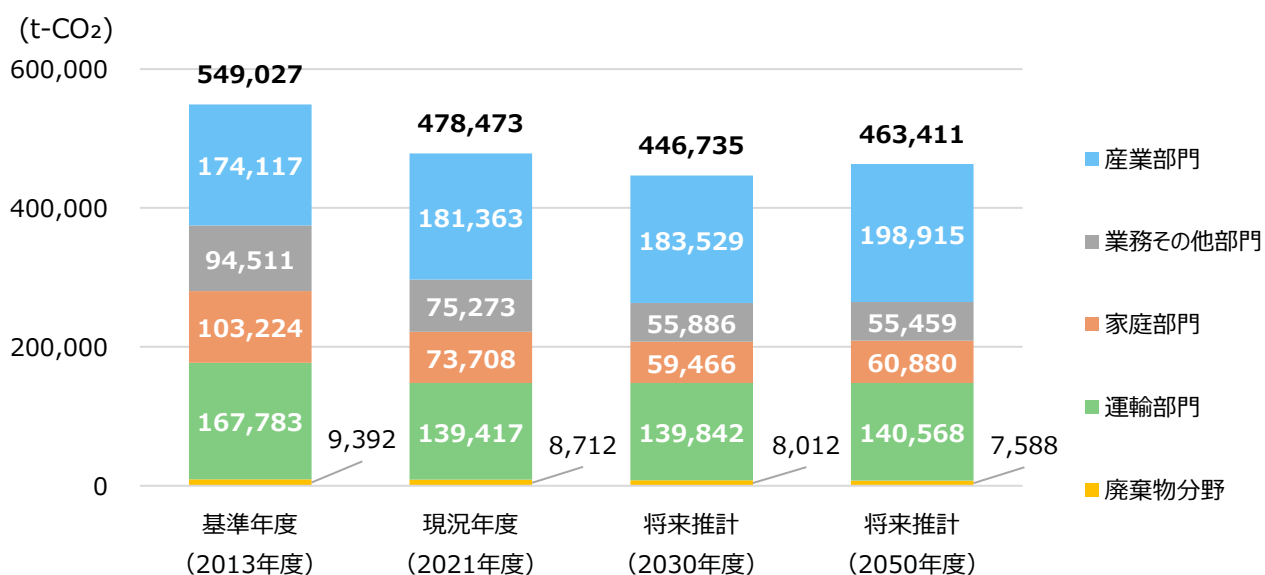
推計の結果、令和 12（2030）年度の排出量は  $446,736\text{t-CO}_2$ 、令和 32（2050）年度の排出量は  $463,411\text{t-CO}_2$  と算出されました。

表 3 - 2 活動量の将来変化

区分		活動項目	単位	2013 年度	2021 年度	2030 年度	2050 年度	
産業部門	製造業	製造品出荷額	億円	422.9	542.2	578.7	631.9	
	建設業・鉱業	従業員数	人	2,403	1,978	1,939	1,812	
	農林水産業	従業員数	人	176	177	171	170	
業務その他部門		従業員数	人	16,668	16,619	15,942	15,821	
家庭部門		世帯数	世帯	30,419	32,671	32,907	33,689	
運輸部門	自動車	旅客	保有台数	台	48,295	49,717	51,125	52,056
		貨物	保有台数	台	15,893	15,807	15,479	15,361
廃棄物分野	一般廃棄物	焼却量	トン	20,159	18,699	17,196	16,287	

表 3 - 3 二酸化炭素排出量の将来推計（現状すう勢ケース）（単位 t-CO<sub>2</sub>）

区分	基準年度 2013 年度	現況年度 2021 年度	将来推計 2030 年度	将来推計 2050 年度
産業部門	174,117	181,363	183,529	198,915
業務その他部門	94,511	75,273	55,886	55,459
家庭部門	103,224	73,708	59,467	60,881
運輸部門	167,783	139,417	139,842	140,568
廃棄物分野	9,392	8,712	8,012	7,588
合計	549,027	478,473	446,736	463,411



※森林吸収量については、森林整備等の対策が講じられている状態において発生するものであるため、現状のまま対策を講じないケース（BAU ケース）は含まないこととします。

図 3 - 3 二酸化炭素排出量の将来推計（現状すう勢ケース）

### (3) 追加的削減量

#### ア 省エネルギー対策に係る削減量

本計画の第5章で記載されている目標達成に向けた施策を実施することにより、現状すう勢ケースからさらなる二酸化炭素排出削減量が見込まれます。国が地球温暖化対策計画（令和3（2021）年10月閣議決定）において掲げる取組による削減見込量から本市の活動量比に応じて削減見込量を算出しました。

推計の結果、追加的削減量は64,270t-CO<sub>2</sub>が見込まれました。

表3-4 追加的施策による削減見込み量

区分	取組の内容	削減量 (t-CO <sub>2</sub> )
産業部門	<ul style="list-style-type: none"> <li>高効率空調の導入</li> <li>産業HPの導入</li> <li>産業用照明の導入</li> <li>コージェネレーションの導入</li> <li>省エネルギー農機の導入</li> <li>主な電力需要設備効率の改善</li> <li>建築物の省エネルギー化（新築）</li> <li>建築物の省エネルギー化（改修）</li> </ul>	5,270
業務その他部門	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務用給湯器の導入</li> <li>高効率照明の導入</li> <li>クールビズ・ウォームビズの実施徹底の促進</li> <li>建築物の省エネルギー化（新築）</li> <li>建築物の省エネルギー化（改修）</li> </ul>	5,037
家庭部門	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅の省エネルギー化（新築）</li> <li>住宅の省エネルギー化（改修）</li> <li>高効率給湯器の導入</li> <li>高効率照明の導入</li> <li>トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上</li> <li>クールビズ・ウォームビズの実施徹底の促進</li> <li>家庭エコ診断</li> </ul>	15,821
運輸部門	<ul style="list-style-type: none"> <li>次世代自動車の普及、燃費改善</li> <li>LED道路照明の整備促進</li> <li>高度道路交通システム（ITS）の推進（信号機の集中制御化）</li> <li>交通安全施設の整備（信号機の改良・プロファイル（ハイブリッド）化）</li> <li>交通安全施設の整備（信号灯器のLED化の推進）</li> <li>環境に配慮した自動車使用等の促進による自動車運送事業等のグリーン化</li> <li>公共交通機関の利用促進</li> <li>エコドライブ</li> <li>カーシェアリング</li> </ul>	33,274
廃棄物分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>プラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルの推進</li> <li>廃プラスチックのリサイクルの促進</li> <li>家庭における食品ロスの削減</li> <li>バイオマスプラスチック類の普及</li> </ul>	4,868
合計		64,270

## イ 再生可能エネルギーの導入による削減量

「第2章 再生可能エネルギー導入状況と導入ポテンシャル」において算出された再生可能エネルギーのポテンシャルを踏まえ、再生可能エネルギー種別ごとに導入見込み量を設定しました。それぞれの導入見込み量に基づく削減量は以下のとおりです。

また、太陽光発電の導入で補えない削減量については、他地域からの再生可能エネルギー由来電力の導入や次世代太陽電池の導入・環境価値取引等の技術革新による削減量として見込んでいます。

表3-5 再生可能エネルギー導入量と二酸化炭素削減量（電気）

再生可能エネルギー等の種別	令和12（2030）年度		令和32（2050）年度	
	導入量 （MWh/年）	CO <sub>2</sub> 削減量 （t-CO <sub>2</sub> ）	導入量 （MWh/年）	CO <sub>2</sub> 削減量 （t-CO <sub>2</sub> ）
太陽光発電（建物系）	29,289	7,410	38,515	9,744
太陽光発電（土地系）	255,022	64,521	356,774	90,264
他地域からの再エネ導入	48,157	12,184	82,555	20,886
技術革新等	—	—	—	275,688
<b>合計</b>	<b>332,468</b>	<b>84,115</b>	<b>477,844</b>	<b>396,582</b>

表3-6 再生可能エネルギー導入量と二酸化炭素削減量（熱）

再生可能エネルギー種別	令和12（2030）年度		令和32（2050）年度	
	導入量 （GJ/年）	CO <sub>2</sub> 削減量 （t-CO <sub>2</sub> ）	導入量 （GJ/年）	CO <sub>2</sub> 削減量 （t-CO <sub>2</sub> ）
太陽熱	9,430	663	18,860	1,325

## ウ 吸収量

本市の森林全体の二酸化炭素吸収量は、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」のうち「森林吸収源対策を行った森林の吸収のみを推計する簡易手法」に基づいて推計しました。

推計の対象とする森林は「森林経営対象森林」であり、森林経営活動に伴う面積に森林経営活動を実施した場合の吸収係数（2.46t-CO<sub>2</sub>/ha・年）を乗じて算出しました。

本市には1,010haの森林が存在しており、緑地、私有林等によって構成されています。全森林の人工林率は42.3%であり、人工林ではスギ、ヒノキが多くを占めています。

国有林とそれ以外の民有林の樹種ごとの森林面積に対し、林野庁が公表している FM 率（Forest Management 率、森林経営率<sup>※</sup>）をそれぞれ乗じて森林経営面積を算出し、吸収係数を乗じて二酸化炭素吸収量を算出したところ、1,233t-CO<sub>2</sub>/年となりました。

※森林経営率：森林面積のうち適切に経営・管理が行われている森林の割合を示す指標。

表 3-7 八街市の民有林の森林経営面積（単位：ha）

区分	樹種	民有林	民有林 FM 率	民有林 FM 面積
人工林	スギ	350	0.75	263
	ヒノキ	71	0.85	60
	その他	7	0.74	5
天然林	全樹種	359	0.48	172
合計				500

※FM 率は表 4-7 について、林野庁「森林吸収源インベントリ情報整備事業「森林経営」対象森林率調査（指導取りまとめ業務）」で示されている 2020 年度の値を使用。

表 3-8 八街市の森林経営面積と年間森林吸収量の推計

区分	面積	単位	CO <sub>2</sub> 吸収量	単位
民有林（区域外含む）	1,010	ha	1,233	t-CO <sub>2</sub> /年

(4) 八街市における二酸化炭素排出量の将来推計まとめ

前述(2)、(3)を踏まえて推計した令和12(2030)年度及び令和32(2050)年度の二酸化炭素排出量の見込みは以下のとおりです。

表3-9 二酸化炭素排出量の将来推計 (単位:t-CO<sub>2</sub>)

区分	基準年度 2013年度	現況年度 2021年度	将来推計 2030年度		将来推計 2050年度	
			排出量	2013年度比 増減率	排出量	2013年度比 増減率
産業部門	174,117	181,363	178,260	2.4%	193,646	11.2%
業務その他部門	94,511	75,273	50,848	-46.2%	50,422	-46.6%
家庭部門	103,224	73,708	43,645	-57.7%	45,059	-56.3%
運輸部門	167,783	139,417	106,568	-36.5%	107,295	-36.1%
廃棄物分野	9,392	8,712	3,144	-66.5%	2,721	-71.0%
吸収量	-	-	-1,233	-	-1,233	-
再エネ導入	-	-	-72,593	-	-101,334	-
他地域からの再エネ導入	-	-	-12,184	-	-20,886	-
その他技術革新等	-	-	-	-	-275,688	-
<b>合計</b>	<b>549,027</b>	<b>478,473</b>	<b>296,455</b>	<b>-46.0%</b>	<b>0</b>	<b>-100.0%</b>

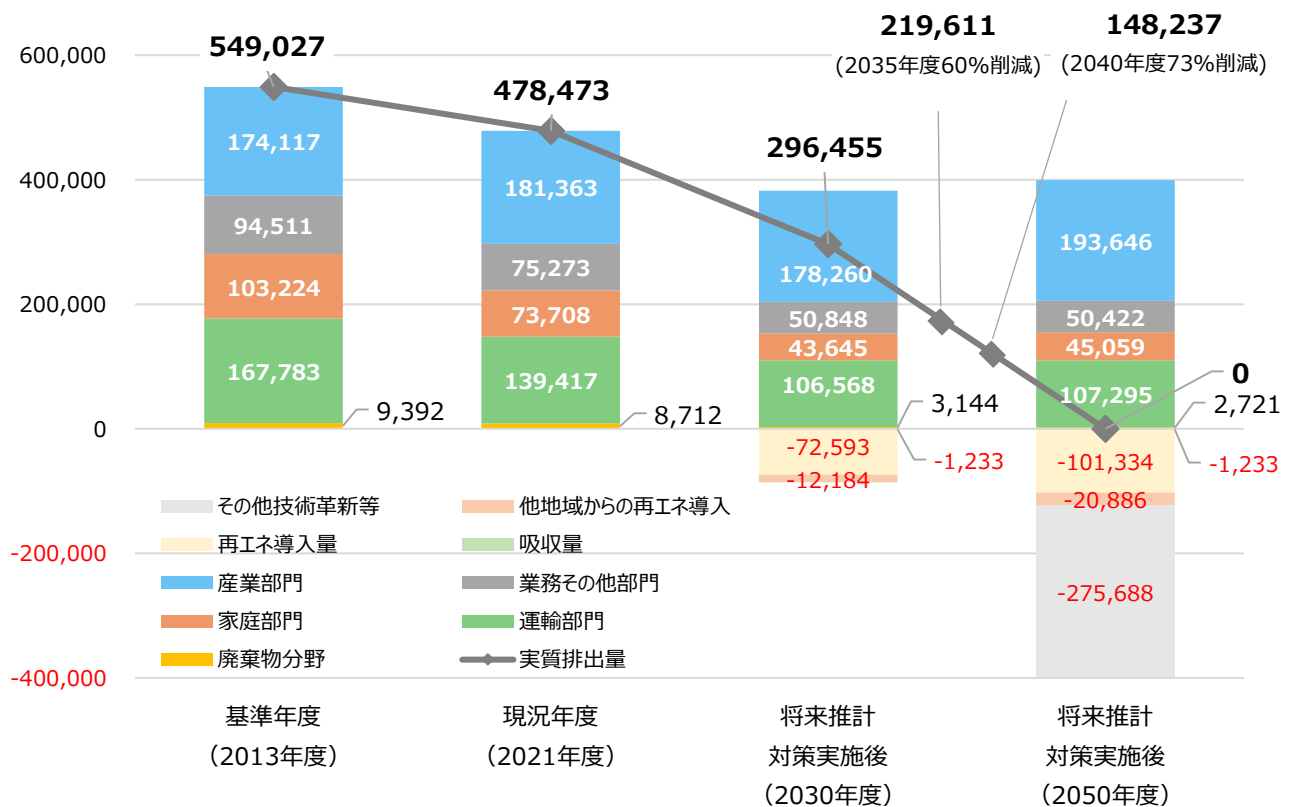


図3-4 二酸化炭素排出量の将来推計まとめ

## 第4章 計画の目標



### 4-1 二酸化炭素排出量削減目標

国の「地球温暖化対策計画」では、中期目標として「令和12（2030）年度において、温室効果ガスを平成25（2013）年度から46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向け、挑戦を続けていく」旨が示されています。

また、県の「千葉県地球温暖化対策実行計画～CO<sub>2</sub>CO<sub>2</sub>（コツコツ）スマートプラン～」では、県内の産業特性を鑑みて、「令和12（2030）年度に平成25（2013）年度比で22%削減」する旨が示されています。

上記を踏まえ本市の削減目標は下記の通り定めます。

#### 八街市の二酸化炭素排出量削減目標

##### 中期目標

令和12(2030)年度の市内における二酸化炭素排出量について、平成25(2013)年度比で**46%削減**を目指します。

##### 長期目標

令和32(2050)年度までのできるだけ早期に**二酸化炭素排出量実質ゼロ**の実現を目指します。

目標達成に向け、  
地球温暖化を身近な問題として捉え、行動を起こしましょう！



## 4-2 再生可能エネルギー導入目標

前述の二酸化炭素排出量削減目標達成とともに、市内におけるエネルギー需要を再生可能エネルギーで賄うことでエネルギーの地産地消による地域経済の活性化を目指すため、以下のとおり再生可能エネルギー導入目標を設定しました。

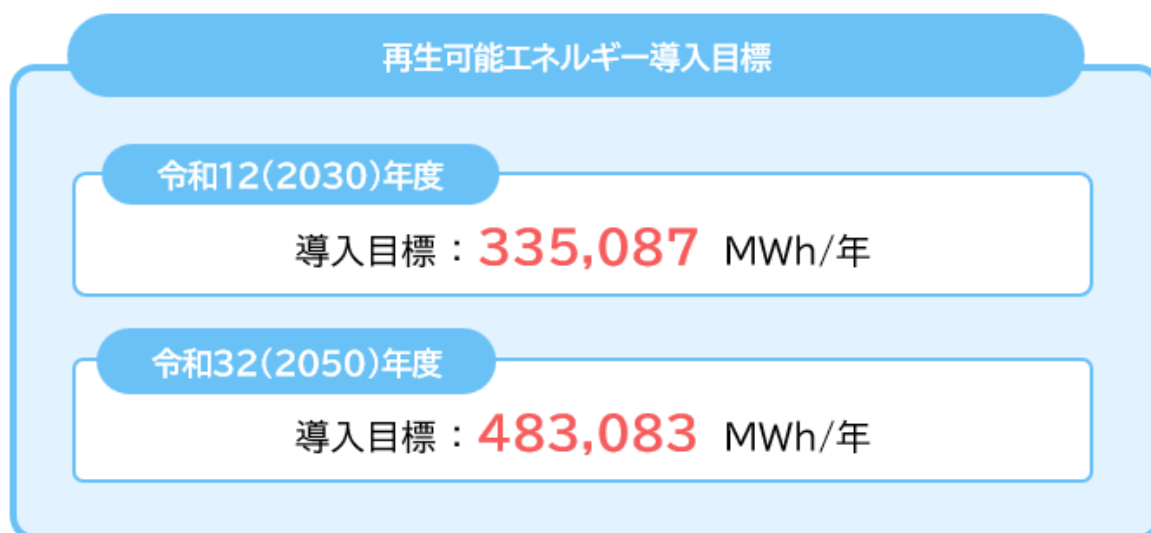


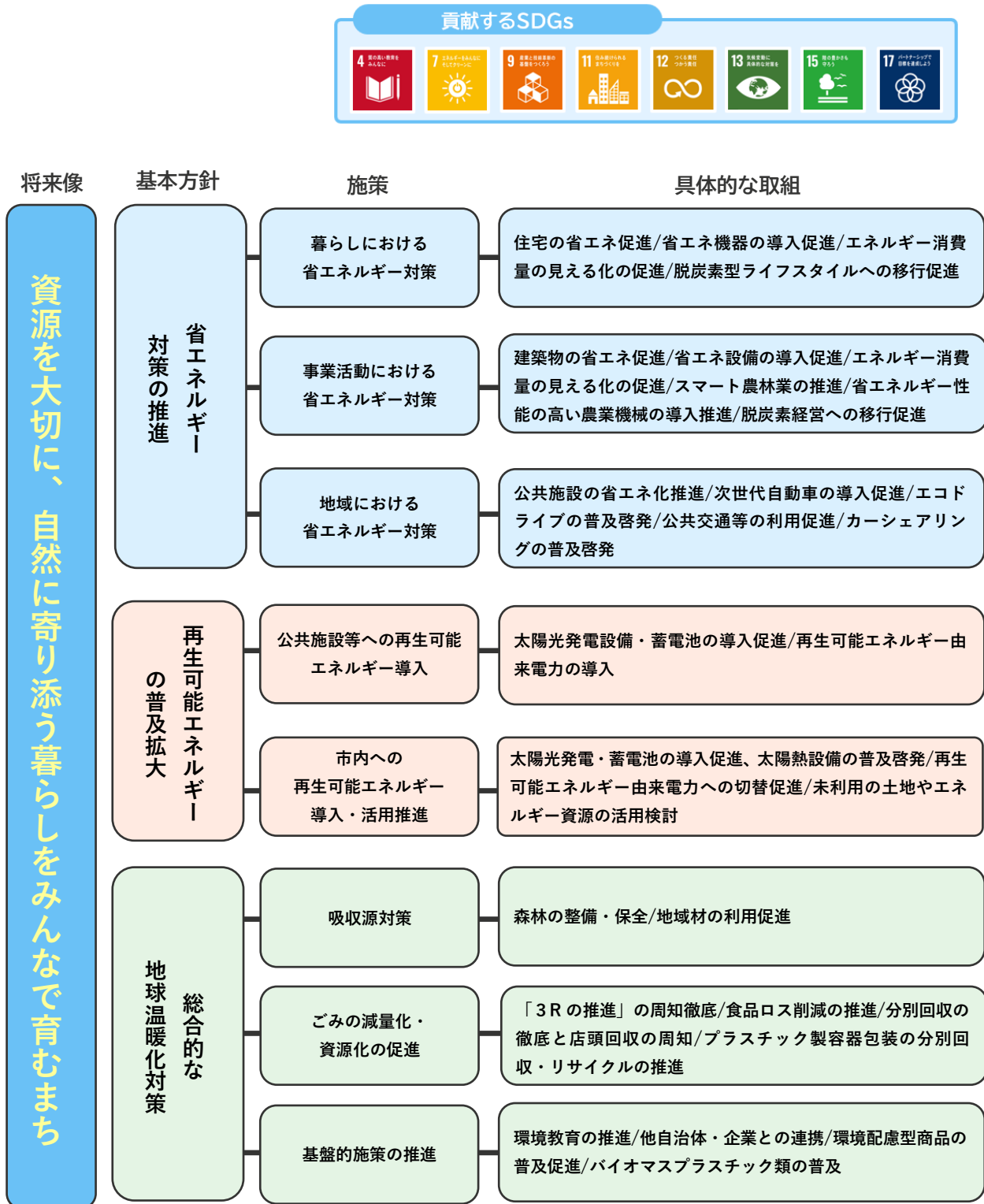
表 4 - 1 再生可能エネルギー等導入目標の内訳

エネルギー種別	令和 12(2030)年度 導入目標 (MWh/年)	令和 32(2050)年度 導入目標 (MWh/年)
太陽光 (建物系)	29,289	38,515
太陽光 (土地系)	255,022	356,774
太陽熱	2,619	5,239
他地域からの再エネ導入	48,157	82,555
合計	335,087	483,083

# 第5章 目標達成に向けた施策



## 5-1 施策の体系図



## 5-2 施策の推進

本計画の目標達成に向けた施策について、基本方針ごとに具体的な取組を示します。

行政が旗振り役となり、率先して施策を推進するとともに、市民、事業者と協働し、一丸となって脱炭素化を進めます。

### 基本方針1 省エネルギー対策の推進

貢献する SDGs



私たちの日常生活に欠かすことのできない電気、ガス等はもちろん、現代社会の基礎になっている運輸、通信等はすべてエネルギーを利用しています。脱炭素に向けて、まずは、エネルギー消費量を減らす、いわゆる省エネルギー対策を推進し、温室効果ガスの大部分を占めるエネルギー起源の二酸化炭素排出量を削減する必要があります。

省エネルギー対策には、こまめに電源を切るなどの身近な取組から、省エネタイプの設備・機器を導入するといった費用がかかるものまで幅広くあります。

まずは、一人一人が省エネルギー対策を意識し、できることから実践することが大切です。

### 施策1 暮らしにおける省エネルギー対策

省エネルギー性能に優れた新築住宅、リフォームの普及を進めるとともに、エネルギー使用量を把握し、適切な省エネ手法について情報提供や支援を行うことにより、エネルギー消費の少ないライフスタイルへの転換を促進します。

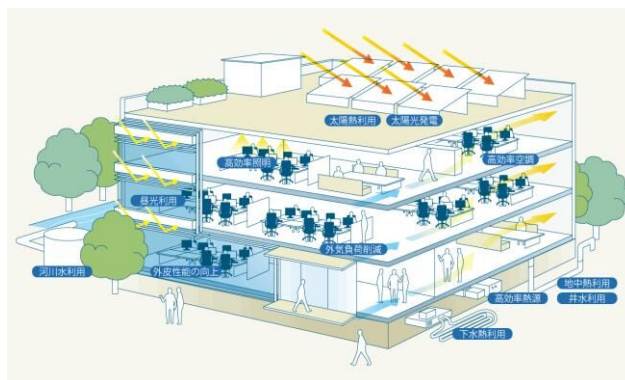
市の取組	内容
住宅の省エネ促進	既存の住宅、建築物の高気密、高断熱化等の省エネルギー化について、普及啓発、実施支援を行うとともに、新築の住宅における ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の普及啓発、実施支援（補助金等の交付）を検討します
省エネ機器の導入促進	高効率換気空調設備、高効率照明機器、コージェネレーション等の省エネ性能の高い設備・機器（トップランナー基準）の導入について、普及啓発、導入支援（補助金等の交付）を検討します。
エネルギー消費量の見える化の促進	エネルギー消費量を知り、対策を講じることを促すため、EMS（エネルギーマネジメントシステム）の情報提供を行うとともに、二酸化炭素排出量の見える化を図ります。
脱炭素型ライフスタイルへの移行促進	脱炭素なライフスタイルへの変革に向け、「デコ活」や「ゼロカーボンアクション 30」、「家庭エコ診断」等の普及啓発を行います。

## 施策2 事業活動における省エネルギー対策

事業者に対して、情報提供、普及啓発を行うことにより、省エネ性能に優れた建築物の普及を進めるとともに、エネルギー使用量の把握や省エネルギー性能の優れた設備、機器の自主的かつ計画的な導入を促進します。

また、ICT やロボット技術等の導入による事業活動等の省力化、効率化の取組について、普及啓発を図ります。

市の取組	内容
建築物の省エネ促進	既存の建築物の高気密化、高断熱化等の省エネルギー化について、普及啓発、実施支援を行うとともに、新築の建築物における ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の普及啓発、実施支援（補助金等の交付）を検討します。
省エネ設備の導入促進	高効率換気空調設備、高効率照明機器、高効率給湯器（ヒートポンプ）、コージェネレーション等の省エネ性能の高い設備・機器（トップランナー基準）の導入について、普及啓発、導入支援を行います。
エネルギー消費量の見える化の促進	エネルギー消費量を知り、対策を講じることを促すため、EMS（エネルギーマネジメントシステム）の情報提供を行い、二酸化炭素排出量の見える化を図ります。
スマート農林業の推進	本市の特徴である農林業について、スマート化を推進するため、GPS を活用した自動操舵技術の導入のための普及啓発やそれら技術が用いられた機器等の普及啓発を行います。
省エネルギー性能の高い農業機械の導入推進	本市の特徴である農業の効率化・省エネルギー化を進めるため、省エネルギー性能の高い農業機械の導入を促進します。これら機械を導入することによる高効率化により、人手不足の解消も同時に図ります。
脱炭素経営への移行促進	脱炭素経営への移行を促進するため、先行企業の取組に関する情報提供や、二酸化炭素排出量の把握、削減目標や計画の策定に関する支援を行います。



出典：省エネポータル

図5-1 ZEBのイメージ図

### 施策3 地域における省エネルギー対策

市の実情に応じたデマンド型公共交通等の公共交通体系の構築を推進して公共交通機関等の利便性の向上を図り、普及啓発を行うことで市民の利用を促進します。自動車交通における環境負荷の低減のほか、蓄電、給電機能の活用等社会的価値にも着目し、EV、PHEV への転換を促進し、併せて国等の制度を活用してインフラ整備を促進します。

市の取組	内容
公共施設の省エネ化推進	公共施設（市営住宅を含む）について、省エネ機器導入や ZEB・ZEH 化を推進します。
次世代自動車の導入促進	ZEV（ゼロエミッション・ビークル）等の次世代自動車の導入促進に向けた情報提供、普及啓発、実施支援を行うほか、国等の制度を活用することで、充電・充填インフラ整備を促進します。
エコドライブの普及啓発	エコドライブ普及事業の実施による取組の普及啓発を行い、エコドライブ関連機器の導入補助や講習会等の開催支援を行います。
公共交通等の利用促進	市内を循環する EV デマンド型交通の整備を推進するとともに、市民の利用促進について普及啓発を行います。
カーシェアリングの普及啓発	乗用車、自家用貨物の運転者等に対して地球温暖化対策を促すとともに、カーシェアリングの普及啓発、行動変容の促進等を行います。

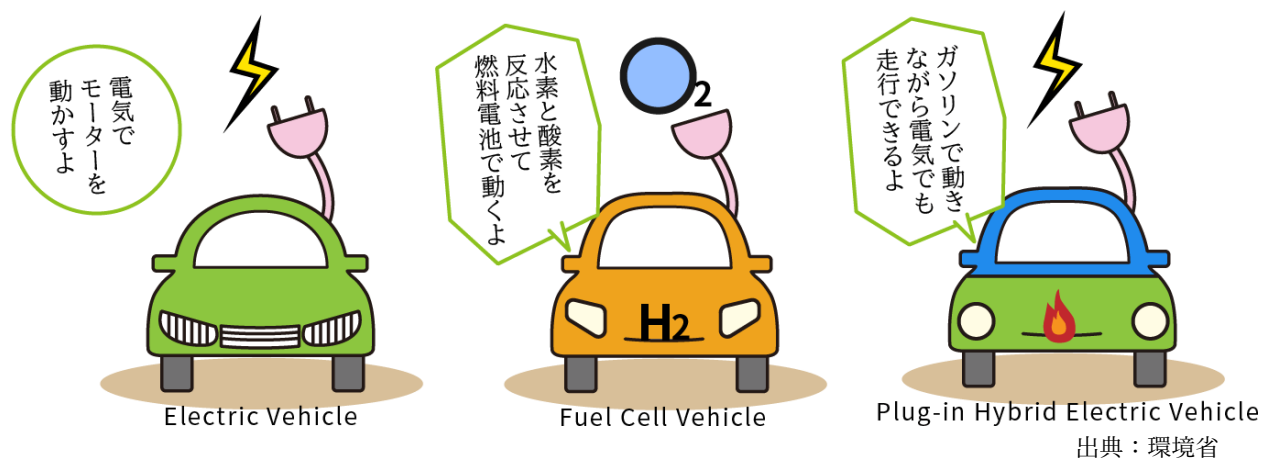


図5-2 EV、FCV、PHVの特徴

## 基本方針1 省エネルギー対策の推進 における主体別の取組



### 市民の取組

- 節電や節水を心がける。
- 冷暖房機器は適切な温度設定を行うよう努める。
- 住宅の新築、増改築時は、省エネルギー性能の優れた建築に努める。
- 省エネ診断を受診し、省エネ機器の設置や暮らし方の見直し等を行う。
- 電化製品等を購入するときは、省エネルギー型のものを選択する。
- 外出時はできるだけ公共交通機関を利用する。
- 自動車を購入する際は、ZEV を検討する。



### 事業者の取組

- 節電や節水について、社員へ周知する。
- クールビズ、ウォームビズを推進し、適切な冷暖房温度の設定を行うよう務める。
- 事業所の新築、増改築時は、省エネルギー性能の優れた建築に努める。
- 省エネ診断を受診するとともに、行政の支援制度を活用するなどしながら、診断結果に基づく省エネ活動や省エネ改修を実践する。
- 機材や設備を購入するときは、省エネルギー型のものを選択する。
- 事業用自動車を購入する際は、ZEV を検討する。
- 通勤や事業活動での移動の際は、公共交通機関を利用する。

## 基本方針2 再生可能エネルギーの普及拡大

貢献する SDGs



省エネルギー対策によりエネルギー消費量を減らすことは重要ですが、私たちが生活を送る上で、エネルギー消費は必要不可欠です。国内のエネルギー源の大半を占める石油等の化石燃料は、燃焼時に二酸化炭素を排出します。そのため、日々のエネルギー源を温室効果ガスの排出しない再生可能エネルギーに転換していくことが、脱炭素社会の実現につながります。

### 施策1 公共施設への再生可能エネルギーの導入

再生可能エネルギーの普及拡大を図るため、市が率先して公共施設等へ再生可能エネルギーの導入を行うとともに、災害時のレジリエンス強化やエネルギーの地産地消を推進します。

市の取組	内容
太陽光発電設備、蓄電池の導入	設置可能な市保有の建築物（敷地含む）の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを旨とするとともに、災害時のレジリエンス強化のため、蓄電池の導入もあわせて行います。
再生可能エネルギー由来電力の導入	「八街市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、公共施設への再生可能エネルギーの導入を検討します。

### 施策2 市内への再生可能エネルギーの導入・活用推進

住宅や事業所における太陽光発電設備の導入を促進するため、普及啓発、導入支援を行います。また、事業者が発電事業や熱供給事業等に参入することを支援し、併せて事業者への情報提供を行います。

市の取組	内容
太陽光発電・蓄電池の導入促進、太陽熱設備の普及啓発	住宅用太陽光発電設備・蓄電池の設置費に対する支援を引き続き推進するとともに、脱炭素と併せて災害時のレジリエンス強化を図ります。
再生可能エネルギー由来電力への切替促進	太陽光で発電された再エネ由来電力の利用拡大のため、再エネ由来電力プランに関する普及啓発を行うとともに、再エネ由来電力の共同購入事業等を検討します。
未利用の土地やエネルギー資源の活用検討	エネルギー生産場所として遊休地等の利活用を検討します。

## 基本方針 2 再生可能エネルギーの普及拡大における主体別の取組



### 市民の取組

- 太陽光発電システム、家庭用燃料電池、蓄電システム等の再生可能エネルギーを有効活用するための不可欠な付帯設備の導入を検討する。
- 電力契約を、再生可能エネルギーで作られた電気によるメニューに切り替えを検討する。



### 事業者の取組

- 太陽光発電システム、燃料電池、蓄電システム等の再生可能エネルギー設備の導入を検討する。
- 電力契約を、再生可能エネルギーで作られた電気によるメニューに切り替えを検討する。

## 基本方針 3 総合的な地球温暖化対策

貢献する SDGs



省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入に限らず、脱炭素の早期実現に向け、本市における森林資源を活用した吸収源対策や、廃棄物対策等、多様な手法を用いて地球温暖化対策を推進します。

### 施策 1 吸収源対策

本市における森林資源を活用するため、森林環境税を財源とし、二酸化炭素排出量の削減と併せて二酸化炭素を吸収する取組を推進します。

市の取組	内容
森林の整備・保全	森林環境譲与税や各補助事業の活用による人工造林・下刈・除伐・間伐等を実施するとともに、森林組合が実施する森林所有者への指導に対する経費の助成及び経営計画未策定者への意向調査を実施します。また、森林作業道の新設、私有林作業路の改修・補修を実施します。
地域材の利用促進	公共建築物等における木材の利用に努めるとともに、住宅等の一般建築物における木材の利用の促進も推進します。

### 施策 2 ごみの減量化・資源化の促進

廃棄物の発生や排出抑制の徹底を図るとともに、適正なりサイクルの促進や廃棄物の焼却処理の抑制を図るため、情報提供、普及啓発を行います。

市の取組	内容
「3Rの推進」の周知徹底	八街市一般廃棄物処理基本計画（八街市食品ロス削減推進計画）の基本方針に則り「3Rの推進」に取り組み、ごみの焼却量削減を推進します。
食品ロス削減の推進	八街市食品ロス削減推進計画を策定し、市民・事業者と協働で食品ロスの削減に取り組み、食品ロス削減を実践できる環境づくりを推進します。また、学校教育を通じた取組の推進や市内で実施しているフードパントリーの普及啓発を行います。
分別回収の徹底と店頭回収の周知	古紙を含むごみの分別回収の徹底や、リサイクルやリユースを行う市内認定店舗について周知を行います。特に、新聞・雑誌・段ボール・紙パック・雑紙といった古紙類の資源物の回収を推進し、可燃ごみ削減に努めます。
プラスチック製容器包装の分別回収・リサイクルの推進	容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装の分別回収・リサイクルの推進に努めます。

### 施策3 基盤的施策の推進

環境学習の推進については、学校や地域、家庭、職場等の様々な場所で、再生可能エネルギー、森林資源の豊かさなどを活かす取組について、多様な学習機会の提供に努め、意識醸成を図る取組を進めます。本市の取組について多様な媒体を通じた情報発信に努めるほか、市内企業との連携を密にして官民協働で脱炭素化を推進する仕組みづくりを検討します。

また、環境配慮型商品やバイオマスプラスチックの普及を行い、環境に配慮した行動を行うための意識醸成を図ります。

市の取組	内容
環境教育の推進	市内小学生を対象とした「やちまた環境フェア」を開催して、地球温暖化に関する普及啓発に取り組みます。また、「八街市環境保全ポスターコンクール」を実施し、将来を担う児童・生徒の環境保全に対する意識を高めます。
他自治体・企業との連携	エネルギーや資源の地産地消を前提とした上で、市外への供給可能性を模索し、経済活性化や地域循環共生圏の確立の実現を目指します
環境配慮型商品の普及促進	環境ラベル*の付いた商品等、環境配慮型商品の購入促進のため、普及啓発を行います。市においても、環境負荷の低減に資する物品の購入・使用を徹底して行います。
バイオマスプラスチック類の普及	バイオマスプラスチック類を市内に普及するための施策の推進、物品調達の際にはバイオマスプラスチックが使用された製品を優先的に購入します。

※環境ラベル：商品やサービスがどのように環境負荷低減に資するかを教えてくれるマークや目じるし。

### 基本方針 3 総合的な地球温暖化対策における主体別の取組



#### 市民の取組

- 森林整備のボランティア活動に参加する。
- 新築住宅について、地域材を利用する。
- 不用となった製品は、資源の集団回収、フリーマーケット等を活用し、再使用、再利用する。
- 買い物や外食の際は、食べきれる量を購入、注文する。
- 環境関係の講演会や講座、環境イベントに参加する。
- 節水を行う。
- 古紙やプラスチック製容器包装などの資源ごみの分別を徹底し、可燃ごみの量の削減に協力する。
- ごみと資源を適切に分別する。



#### 事業者の取組

- 素材生産者を中心に、地域材の安定供給ができる体制を構築する。
- 住宅設計、施工関係事業者は、地域材の利用を積極的に検討する。
- 事業所、店舗等の新築、改築の際は、構造の木造化、地域材の利用を検討する。
- ごみと資源を分別し、適正な排出を行う。
- 会議資料のペーパーレス化を図るなど、用紙類の削減を行う。
- 生産、流通、販売時のプラスチックの使用抑制、過剰な包装の抑制を行う。
- 自らが実施する地球温暖化対策について、その取組を広く周知し、市民や他の事業者への意識啓発につなげる。
- 職場において環境問題や地球温暖化問題に関心を持ち、行政が提供している環境学習教材等を利用した社員への環境教育を行う。



# 資料編

## 1 八街市環境審議会の設置について

### (1) 八街市環境審議会条例（昭和 47 年 10 月 5 日 条例第 21 号）

（設置）

第 1 条 本市の環境保全に関する基本的事項を調査及び審議するため環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定により、八街市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

（全部改正〔平成 7 年条例 15 号〕）

（所掌事務）

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じて次の各号に掲げる事項について調査及び審議する。

- (1) 環境保全対策の樹立及び推進に関すること。
- (2) 環境保全についての調査及び研究に関すること。
- (3) その他環境対策に必要な事項に関すること。

（一部改正〔令和 6 年条例 17 号〕）

（組織）

第 3 条 審議会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 各種団体の代表
- (4) 事業所の代表
- (5) 公募による市民

（一部改正〔平成 16 年条例 18 号・23 年 18 号・令和 6 年 17 号〕）

（任期）

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代理する。

（会議）

第 6 条 審議会は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席等）

第 7 条 審議会において、必要と認めるときは、市職員その他関係者の出席を求め、意見を述べさせ、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第 8 条 審議会の庶務は、経済環境部環境課において所掌する。

（一部改正〔成 4 年条例 28 号・5 年 8 号・19 年 13 号〕）

（規則への委任）

第 9 条 この条例に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（一部改正〔平成 23 年条例 18 号〕）

## 2 計画の検討経過

### (1) 令和6年度

日付	実施事項	内容
10月18日～ 11月1日	住民・事業者アンケート	市内の住民・事業者に対してアンケートを実施
11月20日	八街市環境基本計画策定推進委員会 (第1回)	八街市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の概要について
12月26日	事業者ヒアリング	市内事業者へのヒアリングを実施(6社)
12月26日	八街市環境基本計画策定推進委員会 (第2回)	八街市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)について
1月23日	八街市環境審議会(第1回)	諮問、答申の実施

### (2) 令和7年度

開催日	実施事項	内容
8月21日	八街市環境基本計画案について(意見聴取)	庁内部会員への意見聴取を実施
10月7日	八街市環境基本計画策定推進委員会 (第1回)	八街市環境基本計画(案)について
12月5日～ 1月5日	パブリックコメント	パブリックコメントを実施
2月27日	八街市環境審議会(第2回)	八街市環境基本計画・八街市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定について
3月末	八街市環境基本計画・八街市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定	—

### 3 八街市環境審議会委員名簿

令和7年12月24日現在

	氏名 (敬称略)	組織区分	委員推薦機関	備考
1	吉永 正承	学識経験者	印旛市郡医師会	
2	岩間 進	学識経験者	八街商工会議所	
3	矢野 秀和	関係行政機関職員	印旛地域振興事務所	
4	菅野 勝彦	各種団体代表	千葉みらい農業協同組合	副会長
5	石渡 義章	各種団体代表	八街市酪農組合	
6	生形 健一	事業所代表	株式会社生形商店	会長
7	月脚 真理子	事業所代表	株式会社ハナワ	
8	鎌形 浩江	公募市民	—	
9	鯨井 千恵子	公募市民	—	

## 4 八街市環境基本計画及び八街市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)について

### (1) 諮問



八環保第173号

八街市環境審議会会長 生形 健一 様

八街市環境基本計画及び八街市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について（諮問）

このことについて、八街市環境審議会条例第2条の規定により、貴審議会に諮問します。

#### 記

本市では、八街市環境基本条例の基本理念に基づき、将来にわたり豊かな環境を継承するための取り組みを進めており、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため「八街市環境基本計画」を定めなければならないとしております。

また、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、市域全体の温室効果ガス排出量削減に向けた目標及び施策を定める「八街市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を内包し、環境施策と一体的に推進するため、本市の地域特性を踏まえた持続可能な社会の構築に向けた計画の策定が必要と考えております。

つきましては、貴審議会のご意見を賜りたく諮問いたします。

令和8年2月27日

八街市長 北村 新司

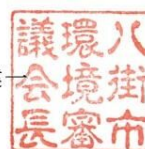


## (2) 答申

令和8年2月27日

八街市長 北村 新司 様

八街市環境審議会会長 生形 健



八街市環境基本計画及び八街市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について（答申）

令和8年2月27日付け八環保第173号により諮問のありました「八街市環境基本計画及び八街市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」については、下記のとおり答申します。

### 記

#### 1 審議の結果

貴職から示された「八街市環境基本計画」及び「八街市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の策定案は、本市における環境保全の指針および脱炭素社会の実現に向けた具体的な計画として認めます。

#### 2 答申の理由

本計画は、国の「2050年カーボンニュートラル」目標や、本市が表明した「やちまたゼロカーボンシティ宣言」の趣旨を反映しております。

また、策定過程において市民・事業アンケート及びパブリックコメントを実施し、市民・事業者の意見を反映させる努力がなされている点も評価できます。

#### 3 留意事項

計画の実施にあたっては、以下の事項について十分に配慮されたい。

- (1) 市民・事業者との「協働」による脱炭素社会の推進
- (2) 地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入
- (3) 実効性を高める進捗管理と柔軟な見直し（PDCAの強化）

## 5 アンケート調査

### (1) アンケート調査の概要

地球温暖化に対する市民・事業者の意識、取組の実施状況、市の環境施策に対するニーズを把握し、「八街市環境基本計画」、「八街市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の策定に向けた基礎資料とすることを目的として、アンケート調査を実施しました。

#### 市民アンケート調査

調査対象	住民基本台帳から無作為抽出した18歳以上の住民1,100名
調査期間	令和6年10月18日（金）～11月1日（金）
調査方法	二次元バーコードを貼付した調査票を郵送にて配布し、WEB上と紙媒体のいずれかで回収
回答数・回答率	305件・27.7%

#### 事業者アンケート調査

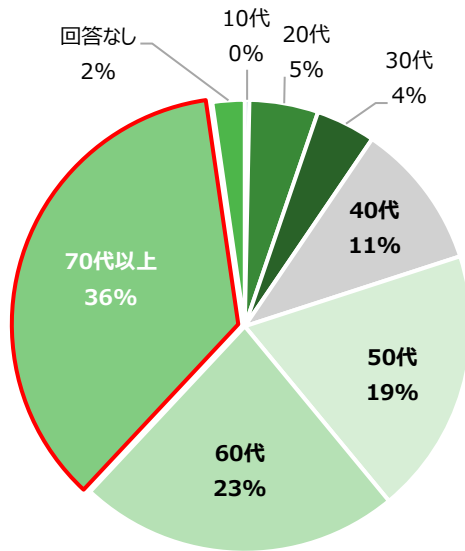
調査対象	八街市内の事業者100社
調査期間	令和6年10月18日（金）～11月1日（金）
調査方法	二次元バーコードを貼付した調査票を郵送にて配布し、WEB上と紙媒体のいずれかで回収
回答数・回答率	30件・30.0%

## (2) 市民アンケート調査結果

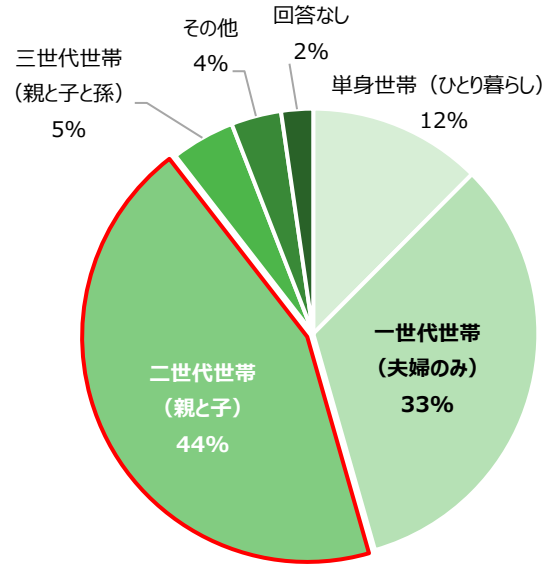
### 【質問1】

ご回答者について、該当するものをお選びください。(n=305)

#### ①年代



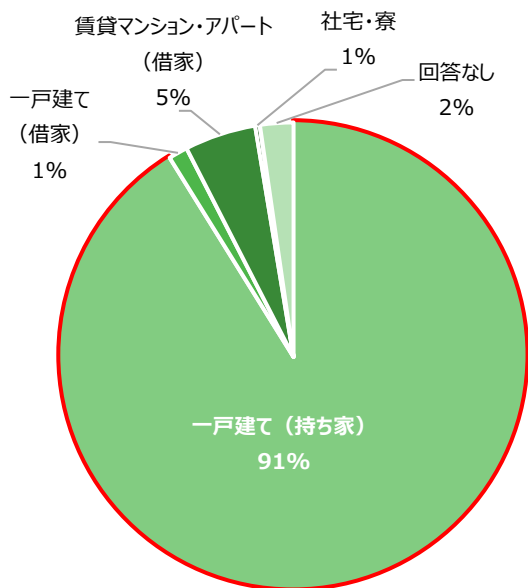
#### ②世帯人数（回答者を含む）



#### 【その他】

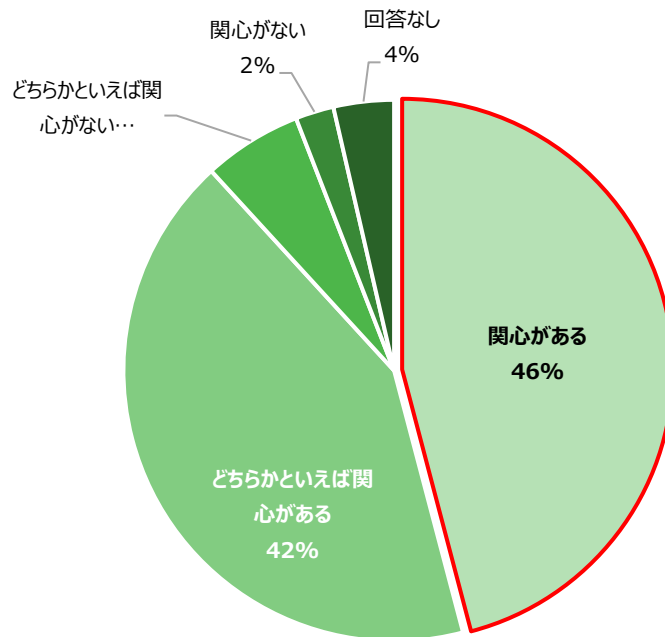
- 2 世代世帯の 2 家族
- 夫婦と儀理の母
- 2 人 (2 件)
- 兄弟姉妹 (5 件)

#### ③住居形態



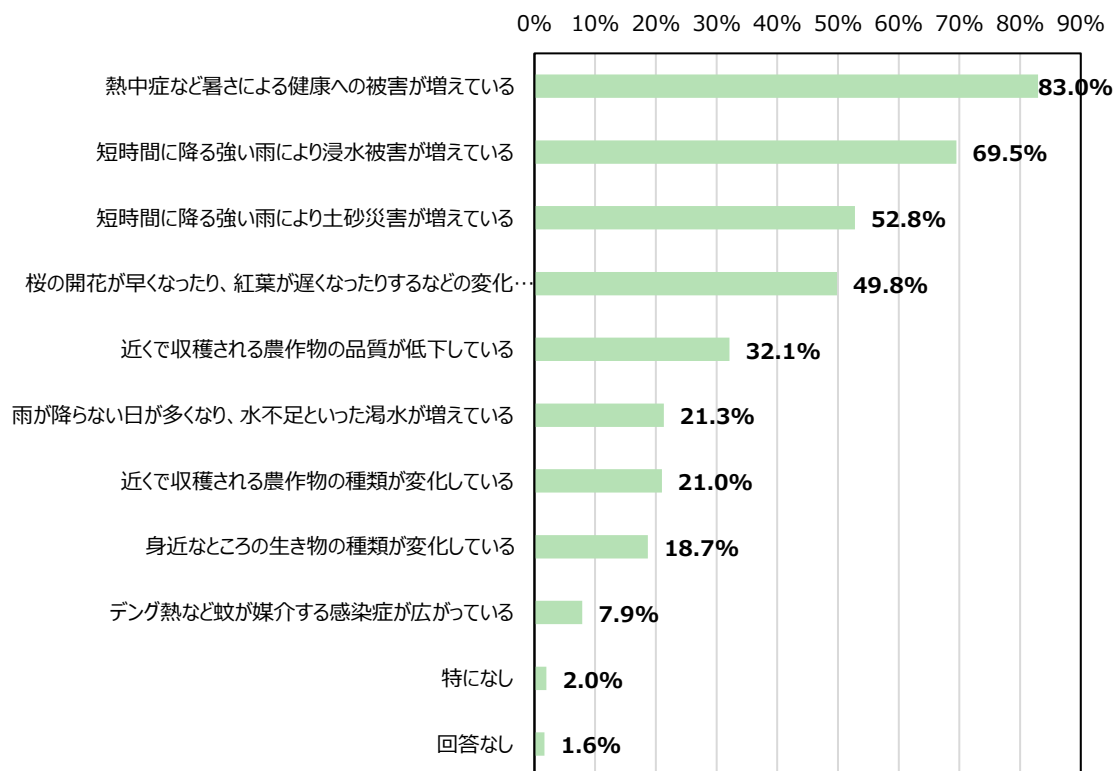
**【質問 2】**

あなたは地球温暖化の問題に関心がありますか。(n=305)



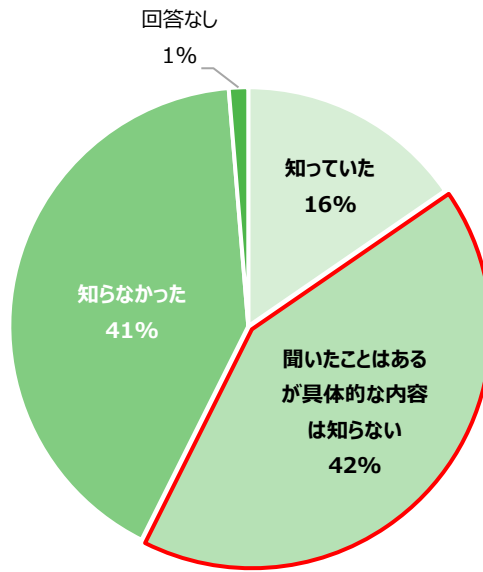
**【質問 3】**

身近な地域で、ここ数年間でどのような気候の変化による影響が生じていると思いますか。  
(複数回答可) (n=305)



**【質問 4-1】**

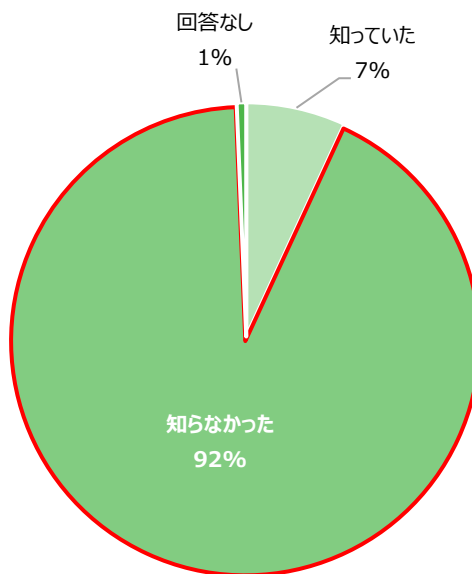
あなたは「ゼロカーボンシティ」を知っていましたか。(n=305)



**【質問 4-2】**

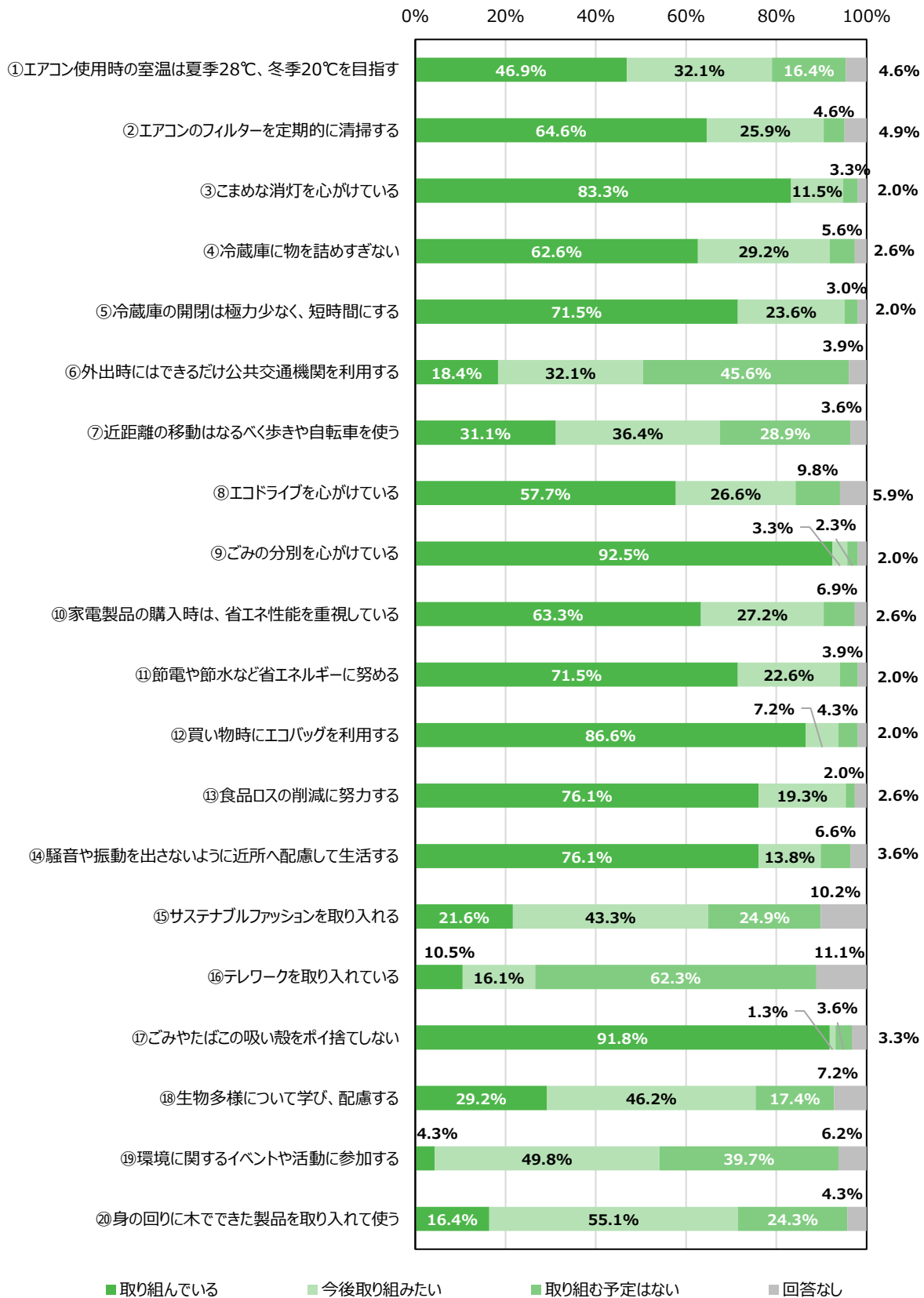
あなたは八街市が「ゼロカーボンシティ宣言」を行っていることを知っていましたか。

(n=305)



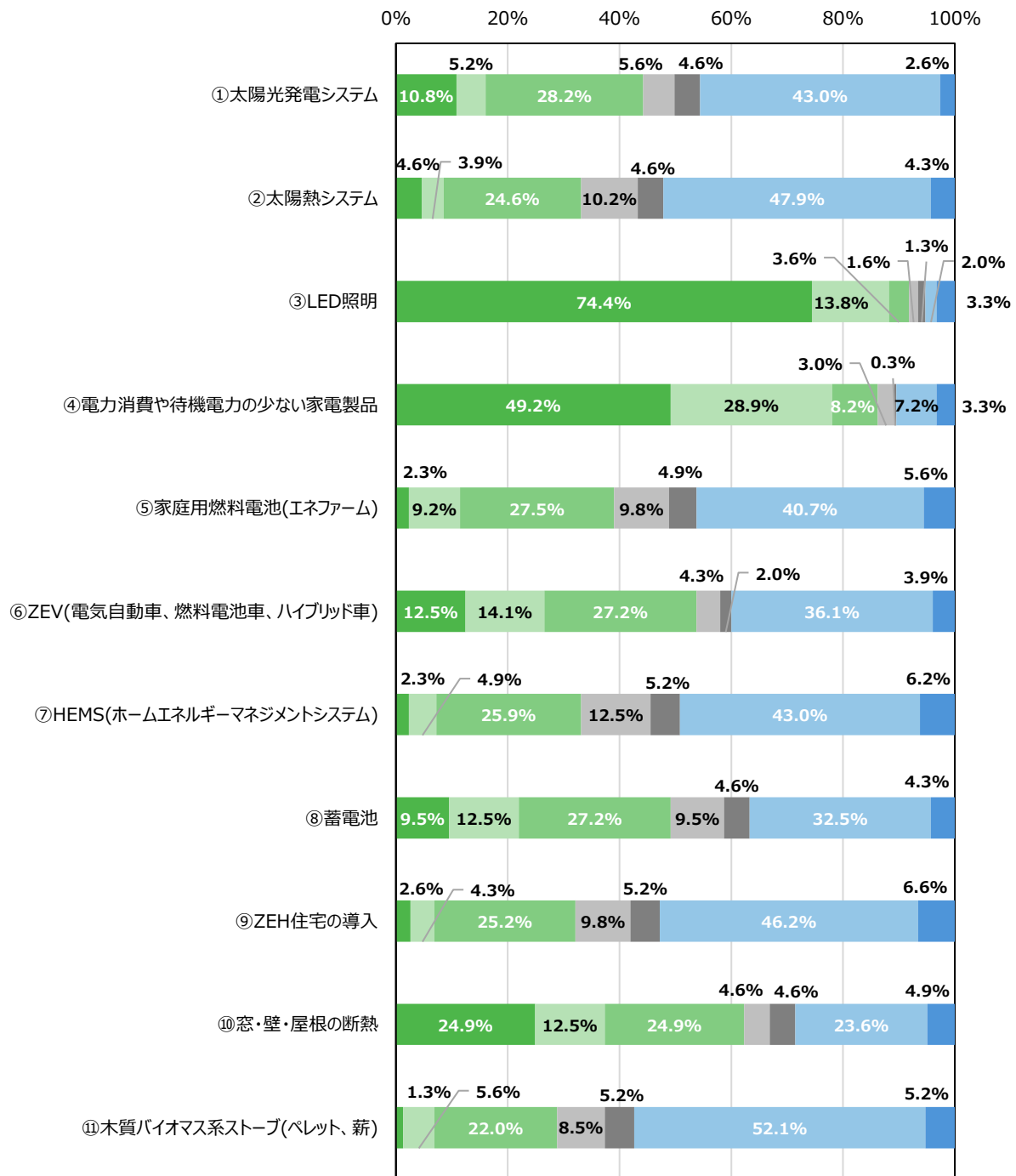
**【質問 5】**

あなたは次の環境に配慮した取組を行っていますか。(n=305)



**【質問 6】**

あなたは次のような再生可能エネルギー・省エネルギー設備等を導入していますか。(n=305)



- 導入済み
- 導入検討中
- 導入予定はない (初期コストがかかる)
- 導入予定はない (効果が分からない)
- 導入予定はない (借家や集合住宅のため設置不可)
- 導入予定はない (その他)
- 回答なし

### 【質問 6 追加質問】

あなたは次のような再生可能エネルギー・省エネルギー設備等を導入していますか。

#### ①太陽光発電システムの設備容量・発電電力量 (n=27)

##### 【回答】

<設備容量> (n=25)

- 0~10kWh : 16 件
- 11~20kWh : 4 件
- 21~30kWh : 2 件
- 31kwh 以上 : 3 件

<発電電力量(kWh)> (n=2)

- 2.3、1,000

#### ②太陽熱システムの太陽熱利用量 (n=4)

##### 【回答】

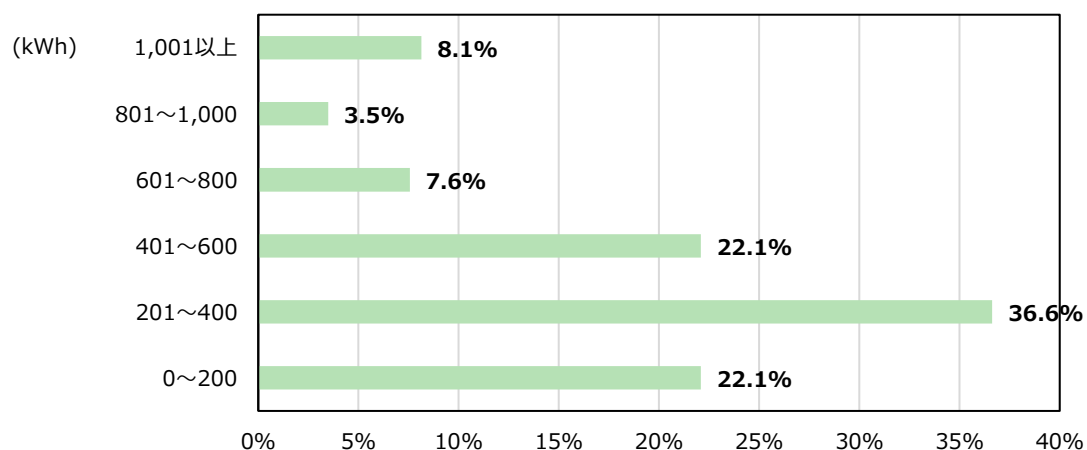
<太陽熱利用量(kWh)>

- 4.1、20、300、8,362.30

【質問 7】 ひと月あたりの電気・ガス・灯油・その他燃料の使用量をご回答ください。

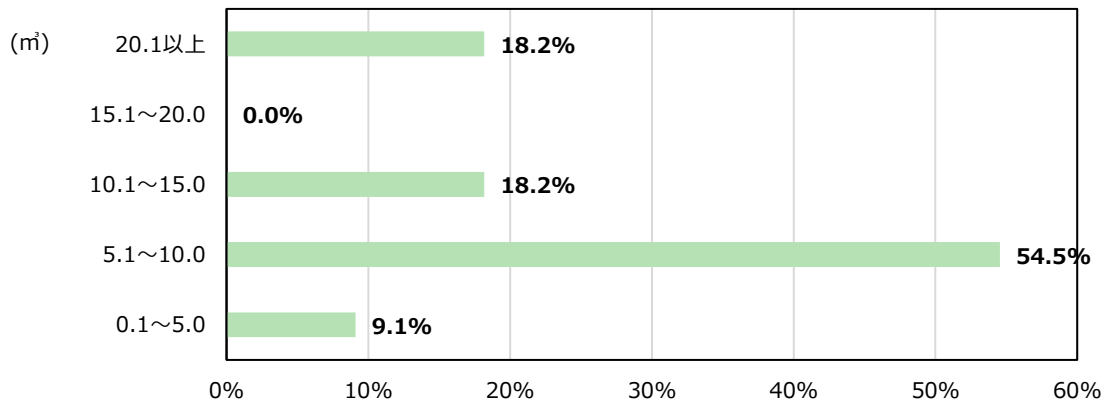
#### ①電気使用量 (n=172)

- 単身世帯におけるひと月あたりの電気使用量の中央値は 230kWh であった。
- 一世代世帯におけるひと月あたりの電気使用量の中央値は 355kWh であった。
- 二世帯世帯におけるひと月あたりの電気使用量の中央値は 400kWh であった。
- 三世帯世帯におけるひと月あたりの電気使用量の中央値は 522.5kWh であった。



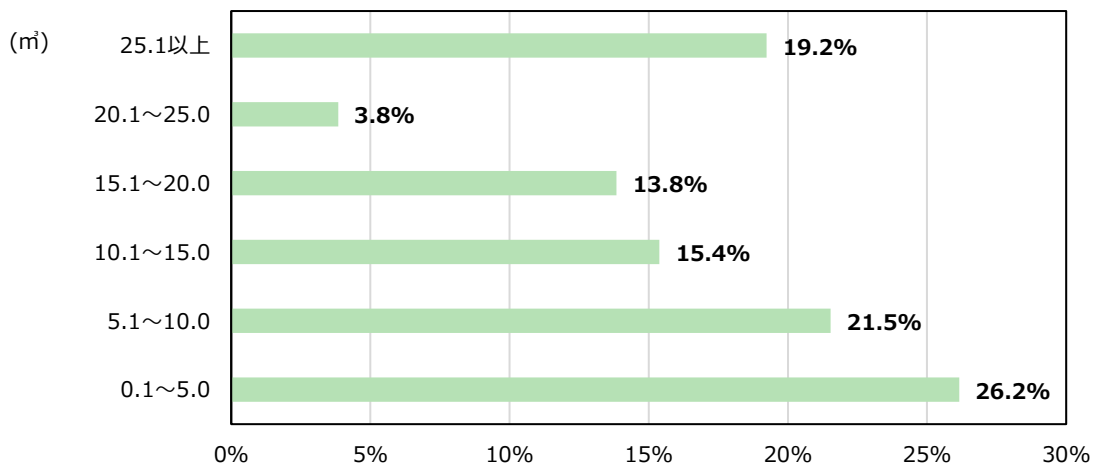
②都市ガス使用量 (n=11)

- 都市ガス使用量の中央値は 8 m<sup>3</sup>であった。



③プロパンガス使用量 (n=130)

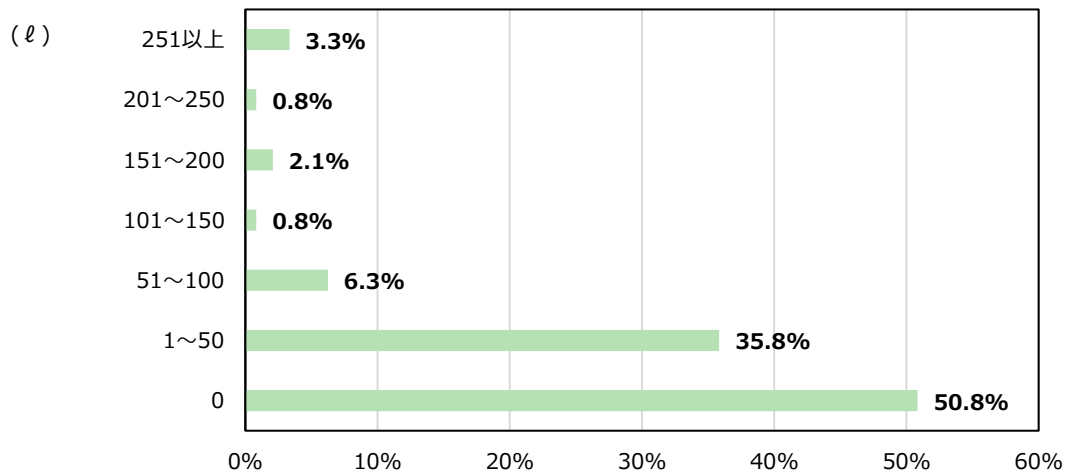
- 単身世帯におけるひと月あたりのプロパンガス使用量の中央値は 5.6 m<sup>3</sup>であった。
- 一世代世帯におけるひと月あたりのプロパンガス使用量の中央値は 10 m<sup>3</sup>であった。
- 二世帯世帯におけるひと月あたりのプロパンガス使用量の中央値は 15 m<sup>3</sup>であった。
- 三世帯世帯におけるひと月あたりのプロパンガス使用量の中央値は 4 m<sup>3</sup>であった。



④灯油使用量 (n=240)

灯油を使用していない回答者を母数に含めない場合

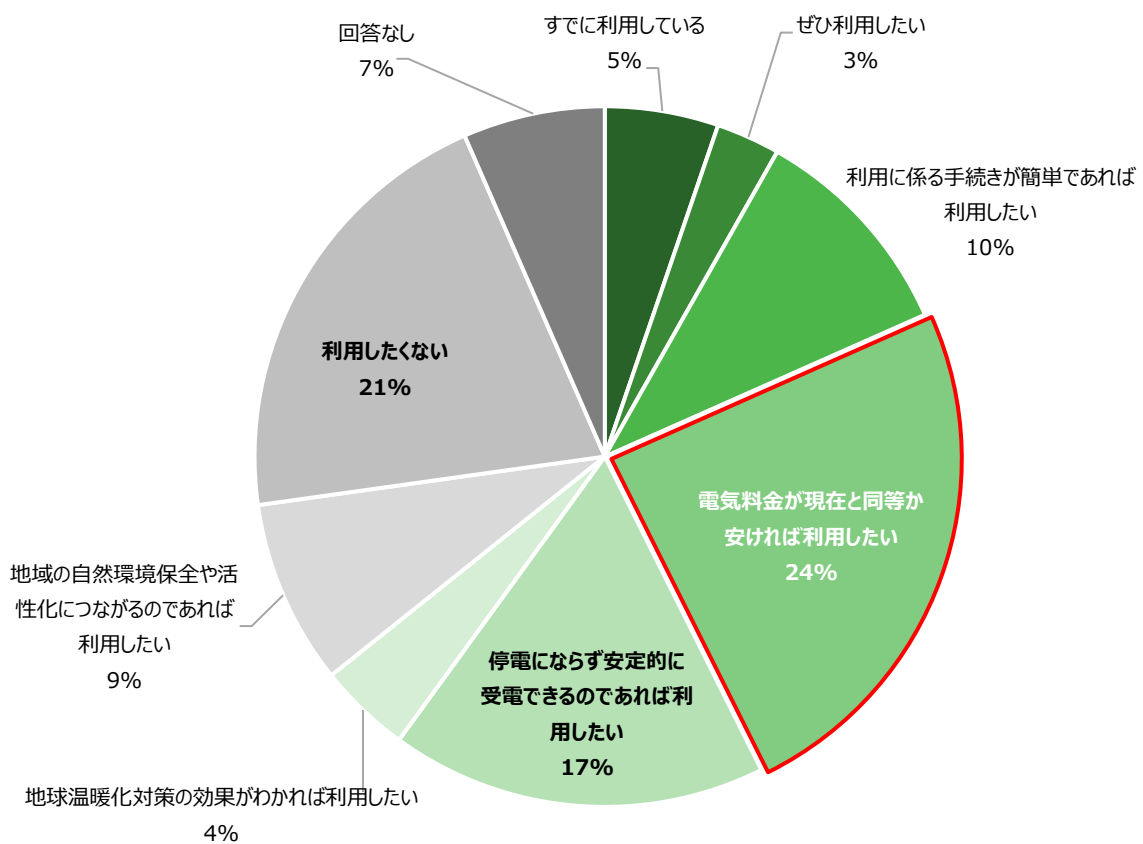
- 単身世帯におけるひと月あたりの灯油使用量の中央値は 20 l であった。
- 一世代世帯におけるひと月あたりの灯油使用量の中央値は 40 l であった。
- 二世帯世帯におけるひと月あたりの灯油使用量の中央値は 30 l であった。三世帯世帯におけるひと月あたりの灯油使用量の中央値は 100 l であった。



**【質問 8】**

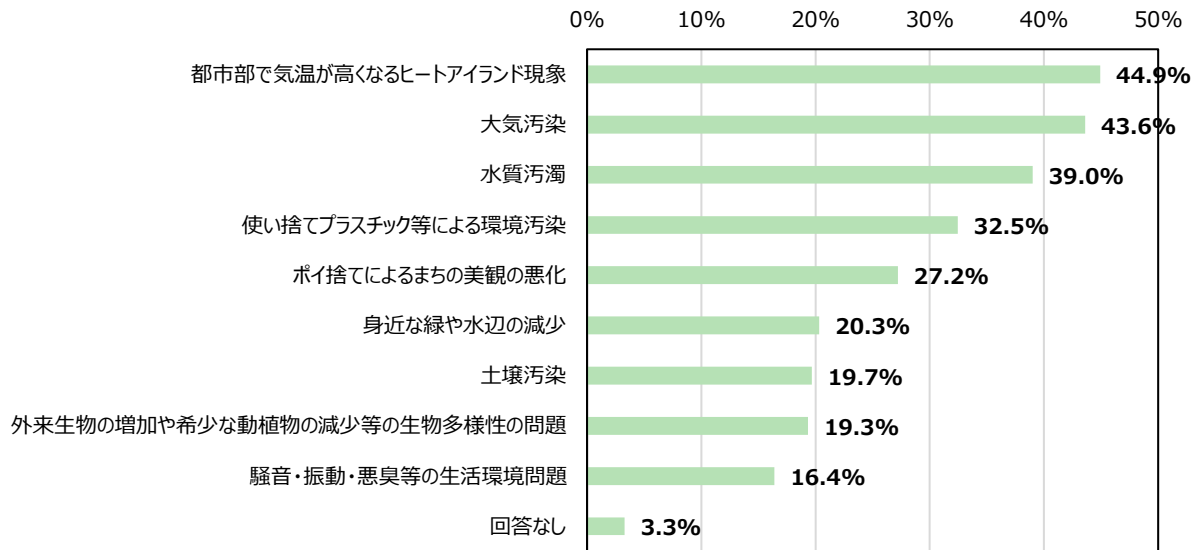
現在、多くの小売電気事業者が再生可能エネルギーによって創出された電力を供給する「再エネ電気プラン」を販売しています。このような電力プランを利用したいと思いますか。

(n=305)



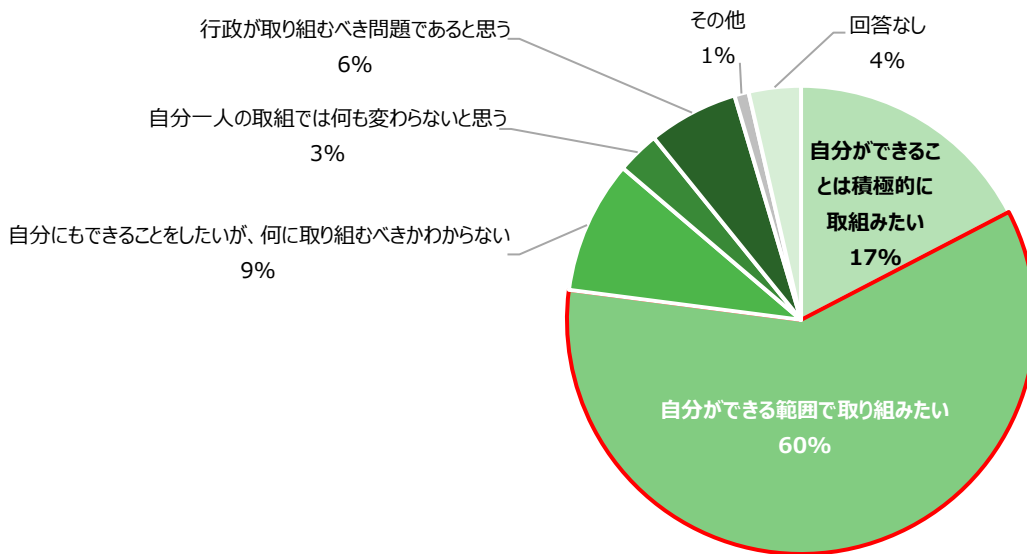
**【質問 9】**

あなたはどのような環境問題に関心がありますか。該当するものを3つまでお選びください。  
(n=305)



**【質問 10】**

あなたは環境問題についてどのように考えますか。(n=305)

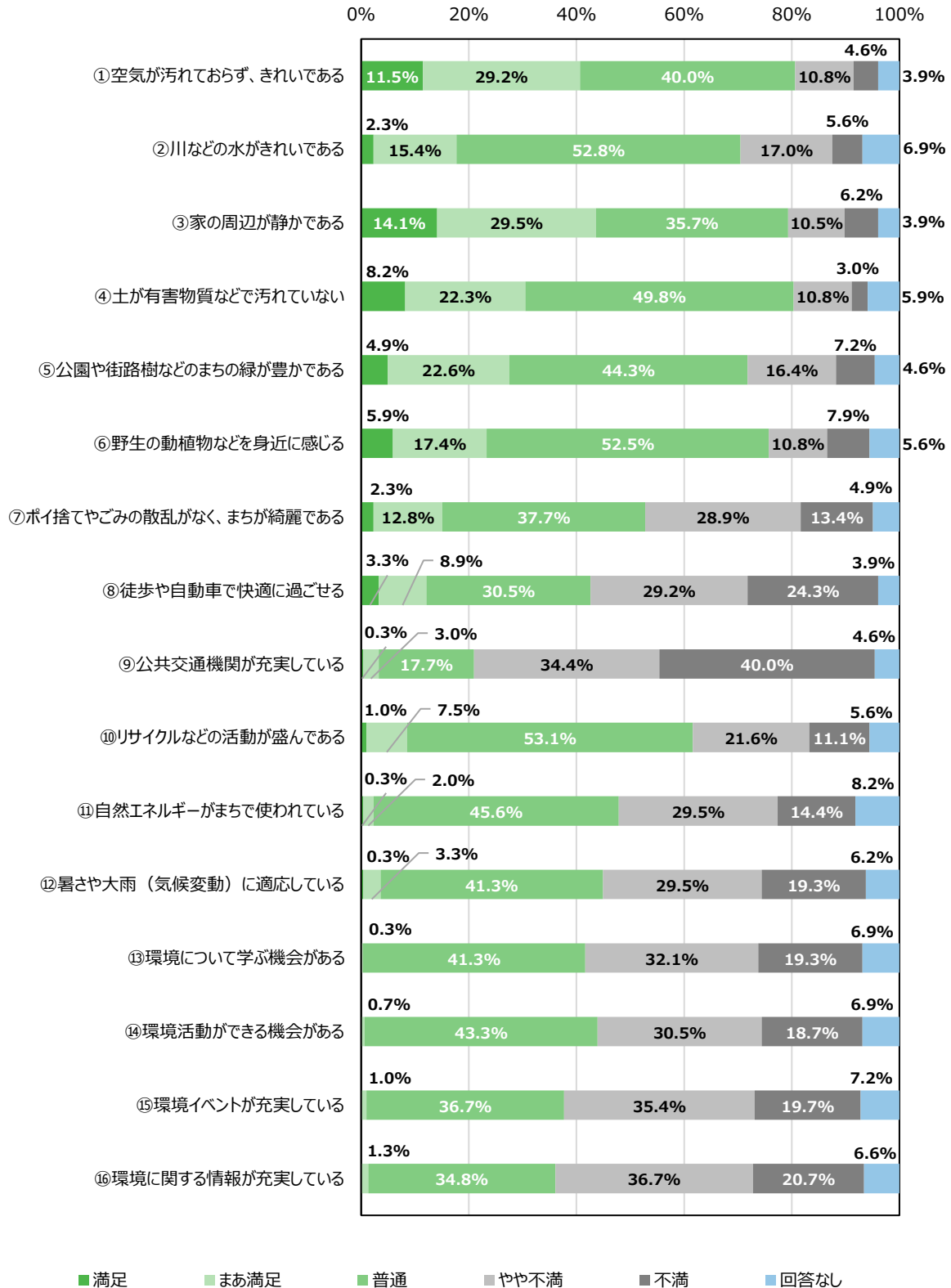


**【その他】**

- ・ 経済活動を中心に担っている企業を規制する
- ・ 地球上の生物の進化の中で、もしかしたら現在問題になっている事は自然の流れなのかもしれない。進化し続ける事は破滅に向かっている事でもあると思う。とはいっても自分が生きている間に環境が悪くなっていく事はつらいので自分でできる事は微力ではあるが貢献しようと思っている。

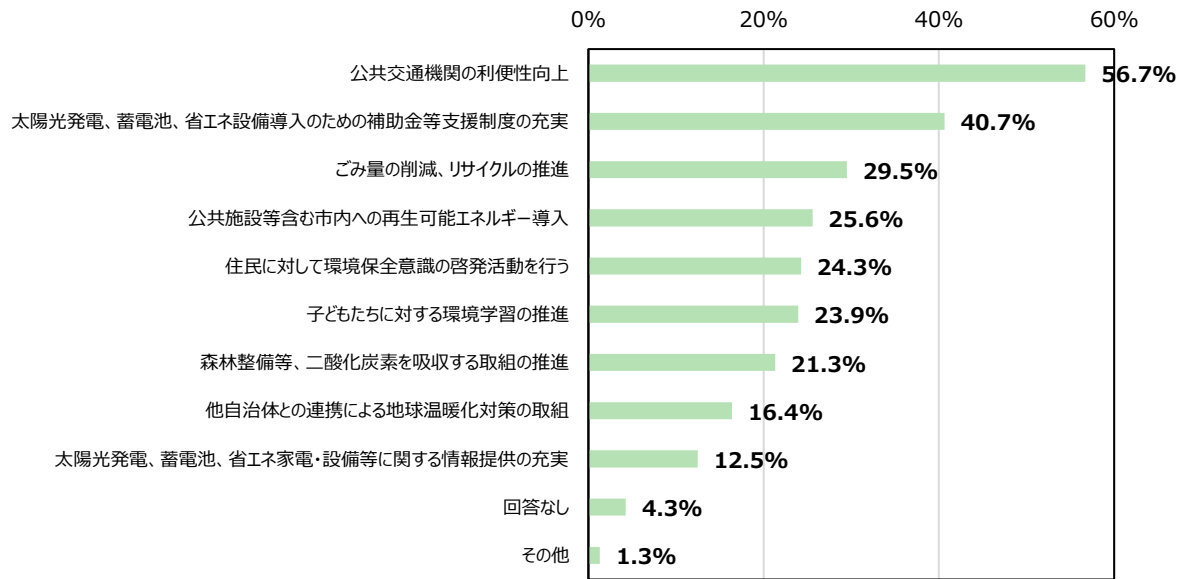
**【質問 11】**

あなたは八街市の環境に関する各項目の満足度について、日ごろどのように感じていますか。  
(n=305)



**【質問 12】**

地球温暖化の原因となる二酸化炭素を削減するため、市に行ってほしい取組は何ですか。該当するものを3つまでお選びください。(n=305)

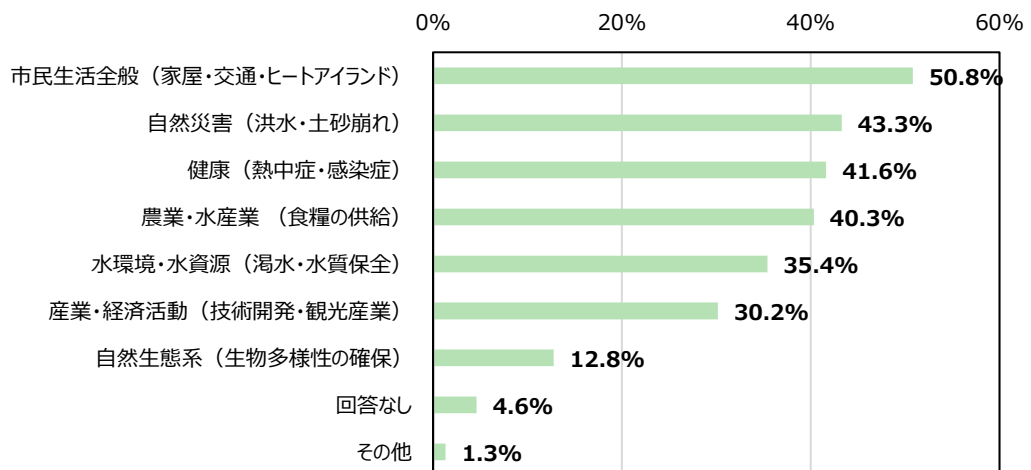


**【その他】**

- 地球温暖化は二酸化炭素が原因ではありません。新しい知識を持つべきです。
- 太陽光発電の規制（多すぎる）
- SDGs なるアジェンダを盲信せず本流を学ぶこと

**【質問 13】**

地球温暖化に伴う影響（気候変動等）に対処するため、市が優先的に進めていくべき取組はどのような分野だと思いますか。該当するものを3つまでお選びください。(n=305)

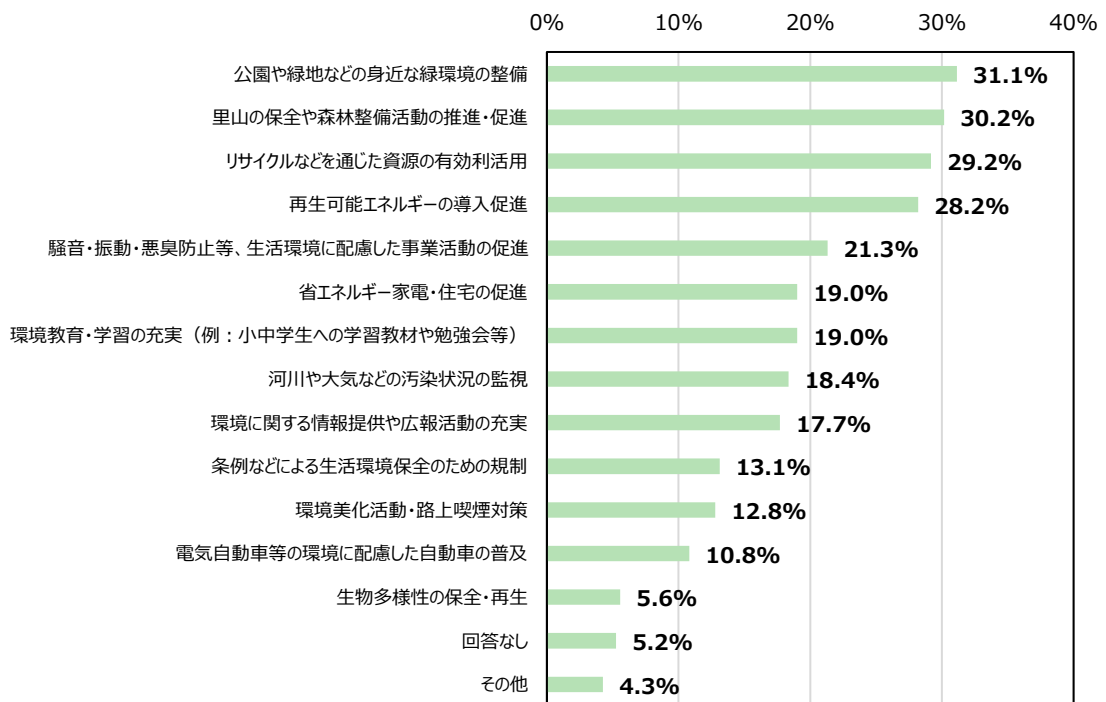


【その他】

- 森林等の自然の保全(市内で森林の伐採をよく目にするようになりました。)
- ヤチボコリ
- たびたび道路冠水があり、家の床下浸水等の心配がある。市はそれに対して速やかに対策すべきである。

【質問 14】

八街市の環境をより良くするために、市が重点的に取り組むべき環境施策はどれだと思いますか。該当するものを3つまでお選びください。(n=305)



【その他】

- 電車の本数がもっと増えれば、車で出かける機会が減ります。
- 外国人による騒音
- 幹線道路の「雑草の除去のみまわり」(今年は草の成長がすごかった。)
- 市街地境界線等の明確を重視して市どうしの意識向上
- 下水道の充実
- 歩道の整備
- 生活環境保全を無視した乱開発の防止、環境都市計画の作成
- クリーンセンターでの熱の利用
- 歩道の整備 (危なくて歩けないから、近くでも車を使う)

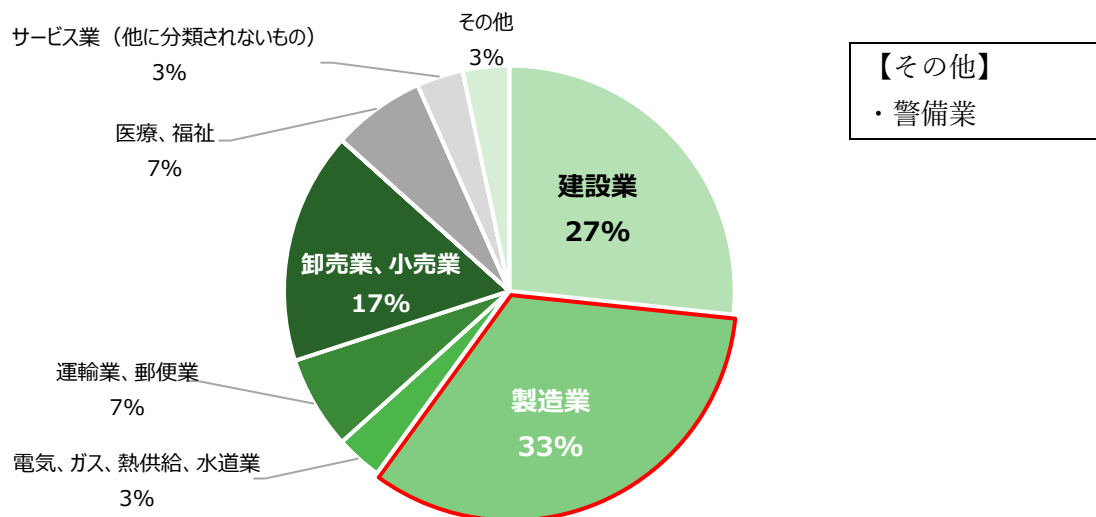
- 国道道路の整備（対応が遅い、補修に1年かかった）
- 砂あらしの対策
- 交通（公共）手段の充実。時間外・休日含む。
- 子供、高齢者の住みやすい環境作り、道路（歩道）の整備、八街駅前の開発、食料品・衣服 etc の大型店の出店

### （3）事業者アンケート調査結果

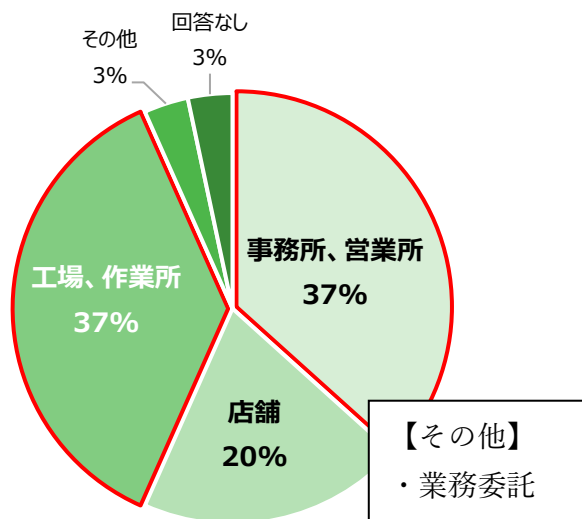
#### 【質問1】

貴事業所について、該当するものを選択してください。（n=30）

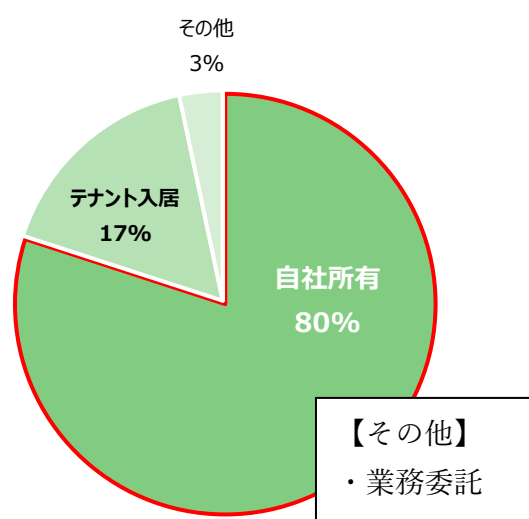
#### ①業種



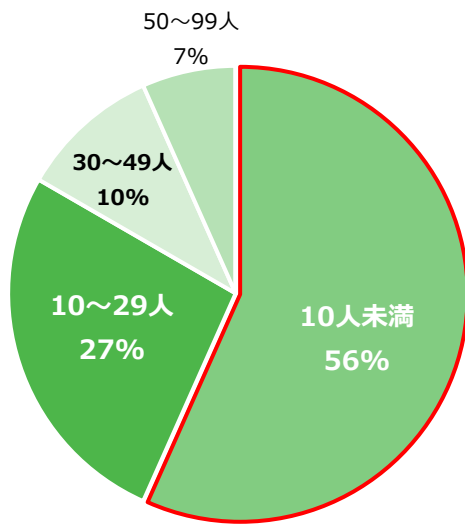
#### ②事業所の形態



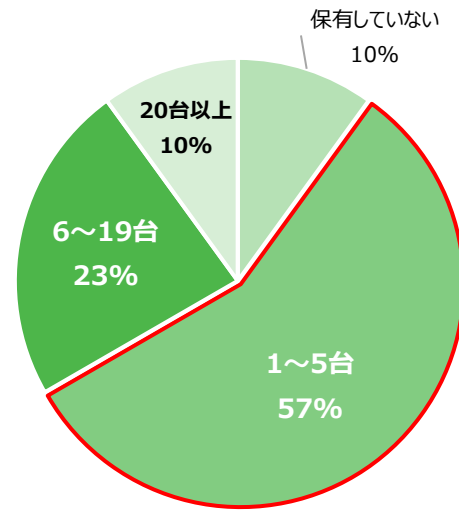
#### ③入居形態



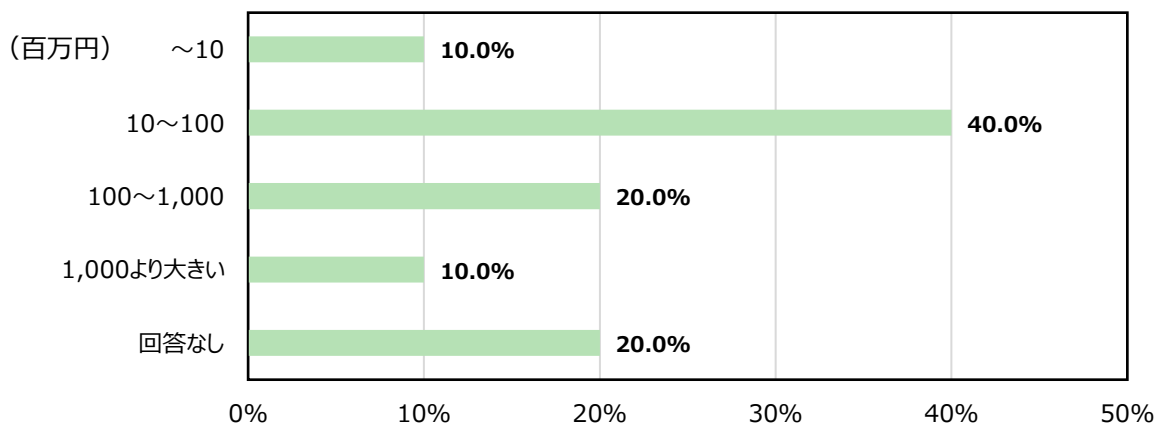
④従業員数



⑤業務自動車の保有台数

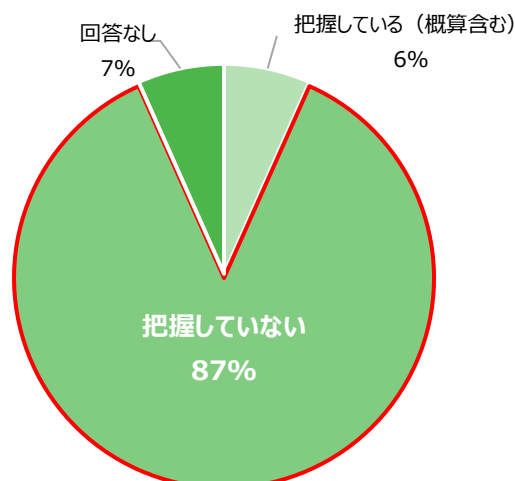


⑥製造品出荷額



**【質問 2】**

(1) 貴事業所では、温室効果ガス排出量の把握をしていますか。(n=30)



(2) 把握している場合、直近の排出量をお答えください。(n=2)

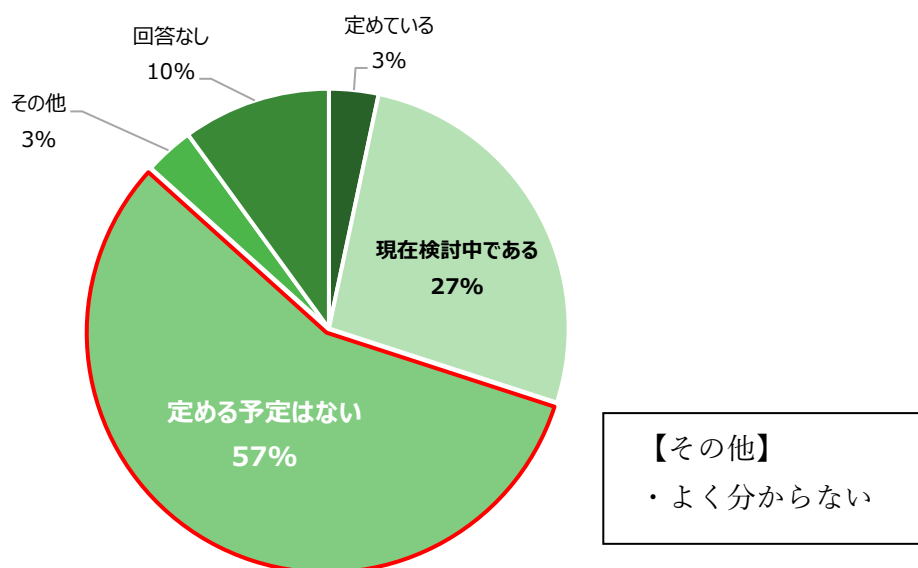
**【回答】**

- 建設業：184.2t-CO<sub>2</sub> (2023 年度)
- 製造業：348t-CO<sub>2</sub> (2023)

**【質問 3】**

貴事業所では、温室効果ガス排出量の削減に向けて、削減目標や方針を定めていますか。

(n=30)

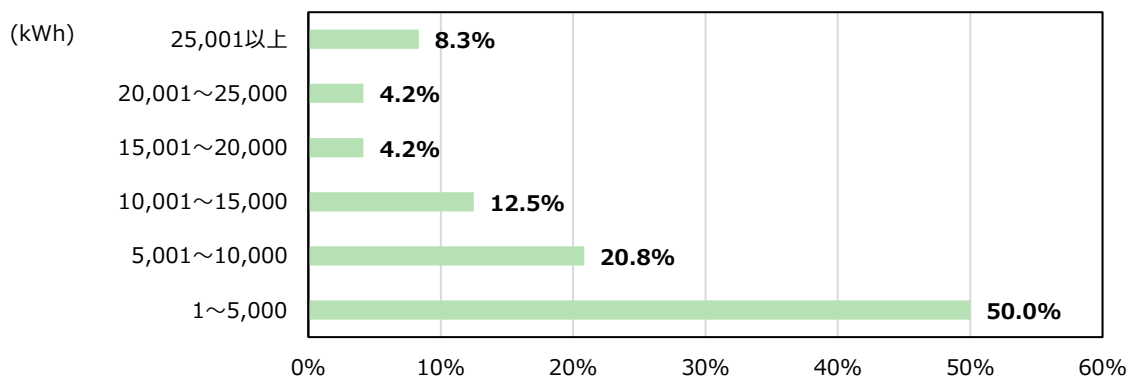


**【質問 4】**

貴事業所の利用している、1 か月あたり（年間の平均値）の電気・ガス・灯油・その他燃料の使用量をご回答ください。

①電気使用量 (n=24)

- 従業員数 10 人未満の事業所における中央値は 640kWh であった。
- 従業員数 10～29 人の事業所における中央値は 10,000kWh であった。
- 従業員数 30～49 人の事業所における中央値は 18,804kWh であった。
- 従業員数 50～99 人の事業所における中央値は 35,560.5kWh であった。



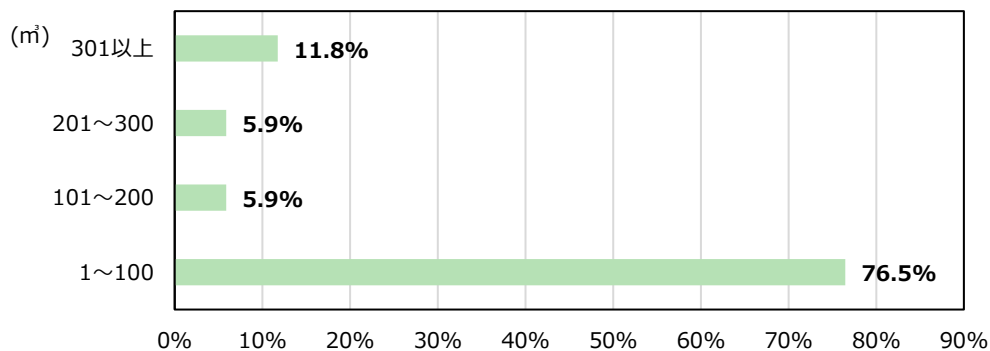
②都市ガス使用量 (n=1)

都市ガスの使用者は 30 事業者のうち、1 事業者のみであった。

【回答】 28.9 m<sup>3</sup> (卸売業、小売業)

③LP ガス使用量 (n=17)

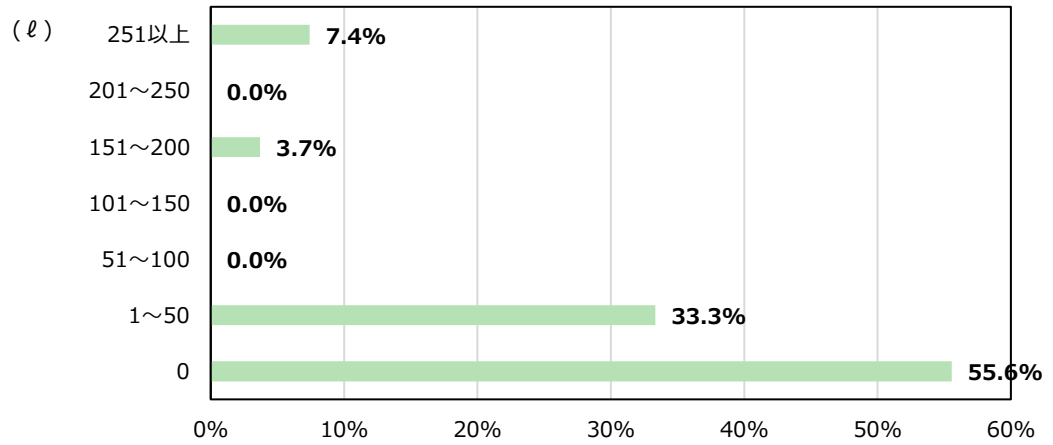
- 従業員数 10 人未満の事業所における中央値は 2 m<sup>3</sup>であった。
- 従業員数 10~29 人の事業所における中央値は 2.5 m<sup>3</sup>であった。
- 従業員数 30~49 人の事業所における中央値は 1 m<sup>3</sup>であった。
- 従業員数 50~99 人の事業所における中央値は 72 m<sup>3</sup>であった。



④灯油使用量 (n=27)

灯油を使用していない回答者を母数に含めない場合

- 従業員数 10 人未満の事業所における中央値は 43 l であった。
- 従業員数 10~29 人の事業所における中央値は 20 l であった。
- 従業員数 30~49 人の事業所における中央値は 295 l であった。
- 従業員数 50~99 人の事業所における中央値は 400 l であった。



⑤その他燃料使用量 (n=8)

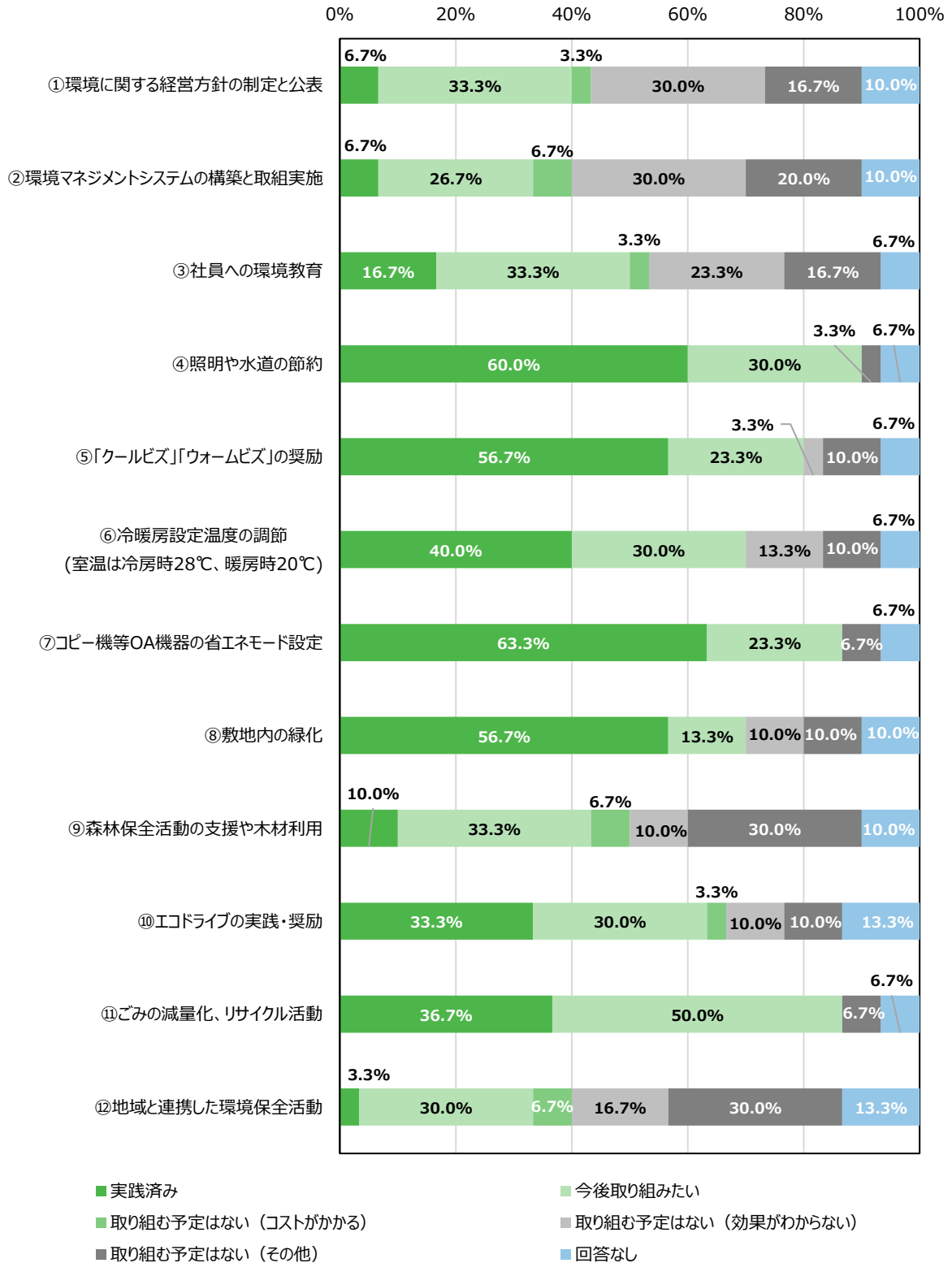
**【回答】**

- ガソリン：200 (単位不明)
- 軽油：110 ℓ、148 ℓ、316 ℓ、400 ℓ、500 ℓ (2件)、1600 (単位不明)

**【質問 5】**

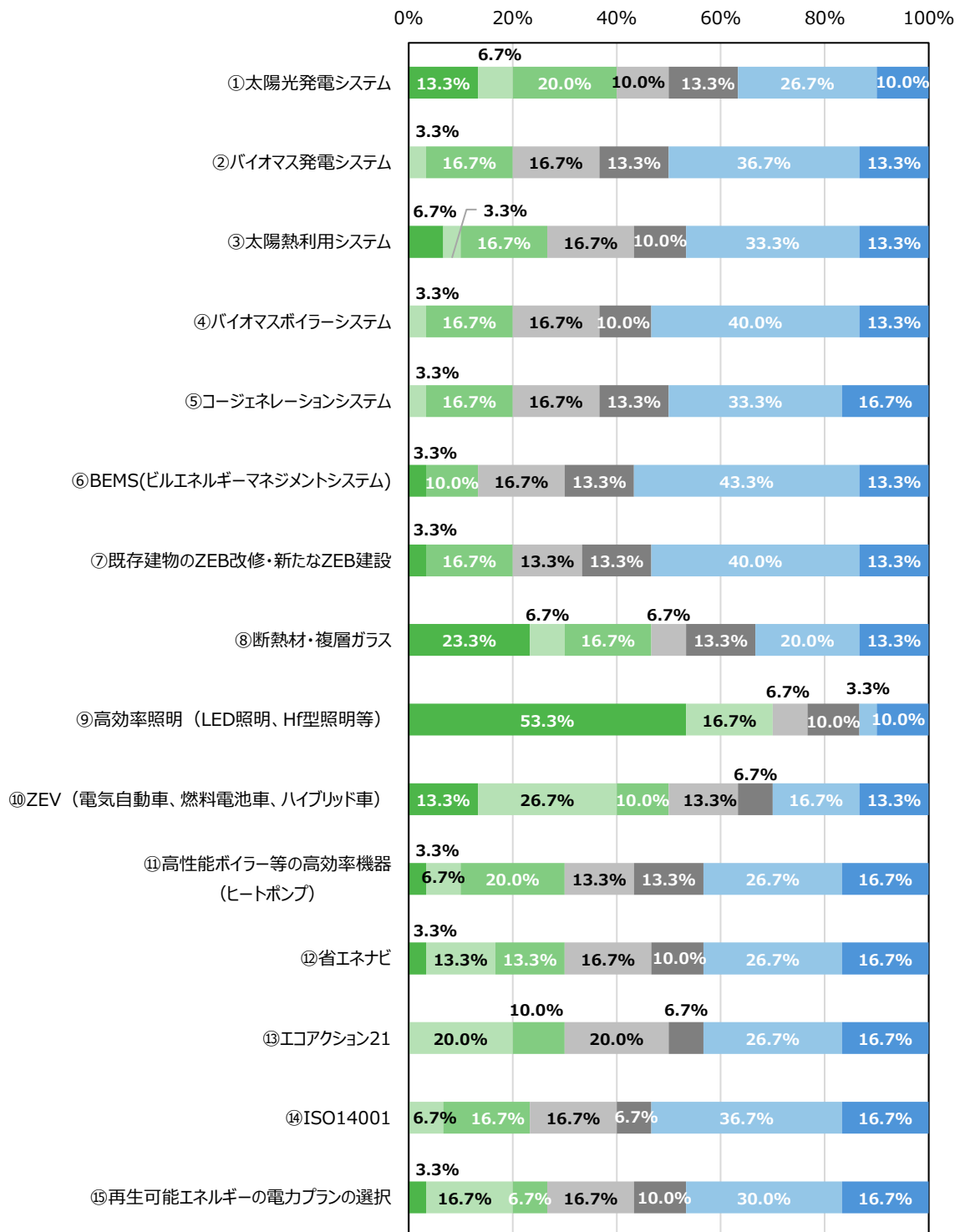
貴事業所で実施している、あるいは今後実施する予定の地球温暖化対策はありますか。(テナントとして入居している場合は、専有部内での実施状況についてご回答ください。)

(n=30)



### 【質問 6】

省エネルギー設備、システム等に関する貴組織の導入状況について、該当するものを選択してください。(n=30)

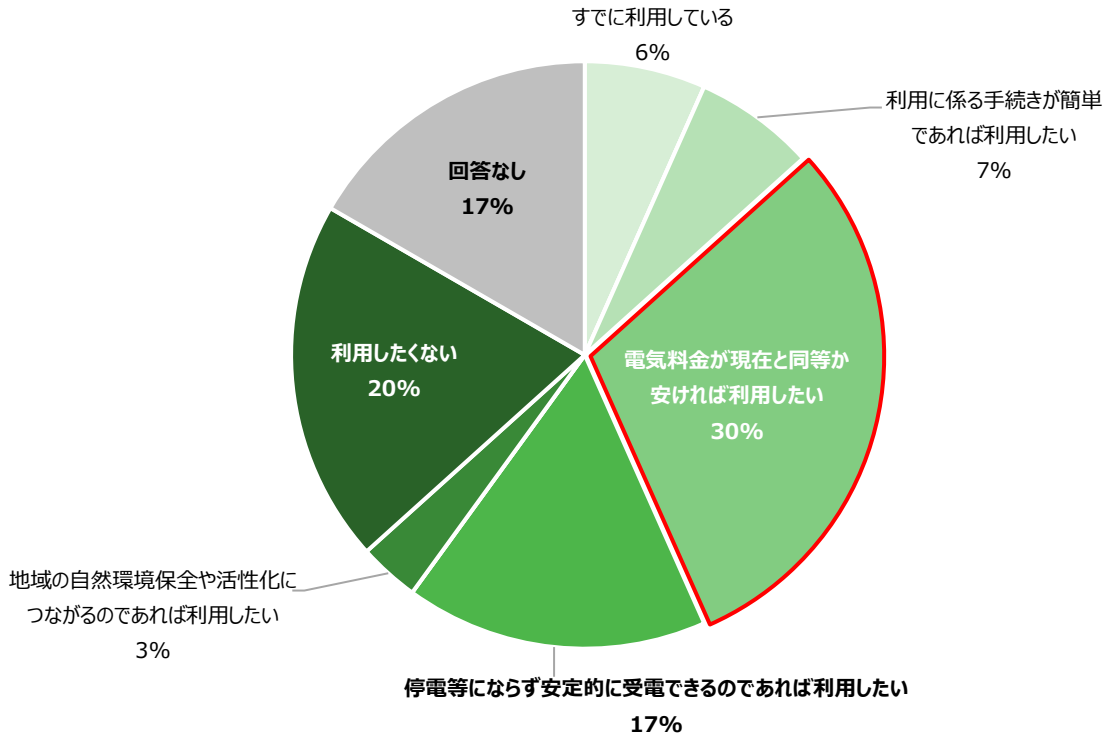


- 導入済み
- 導入予定はない (初期コストがかかる)
- 導入予定はない (効果がわからない)
- 導入予定はない (借家やテナント入居のため設置不可)
- 導入予定はない (その他)
- 回答なし

**【質問 7】**

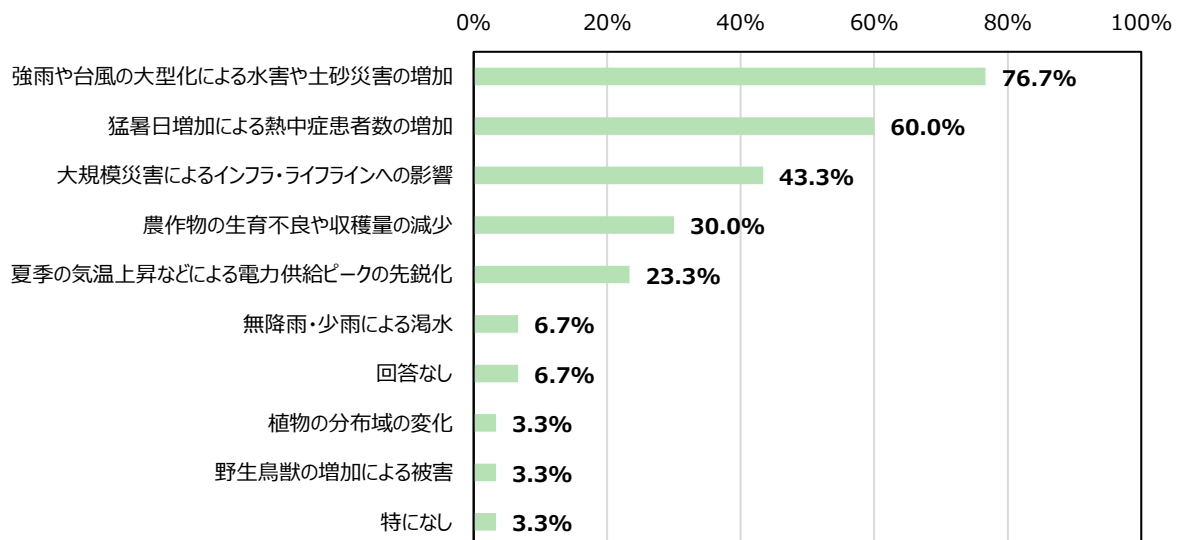
現在、多くの小売電気事業者が再生可能エネルギーによって創出された電力を供給する「再エネ電気プラン」を販売しています。このような電力プランを利用したいと思いますか。

(n=30)



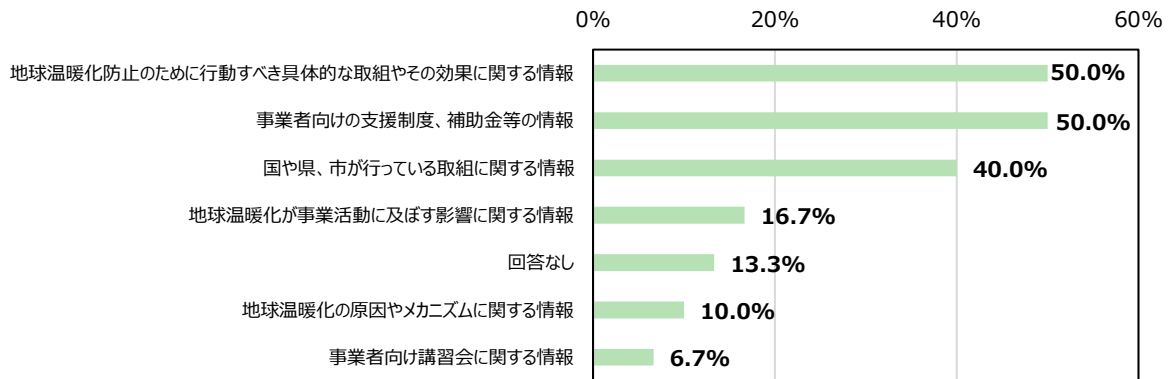
**【質問 8】**

近年の地球温暖化による気候変動について、貴事業所に影響を与える可能性の高い不安要素はありますか。(3つまで回答可) (n=30)



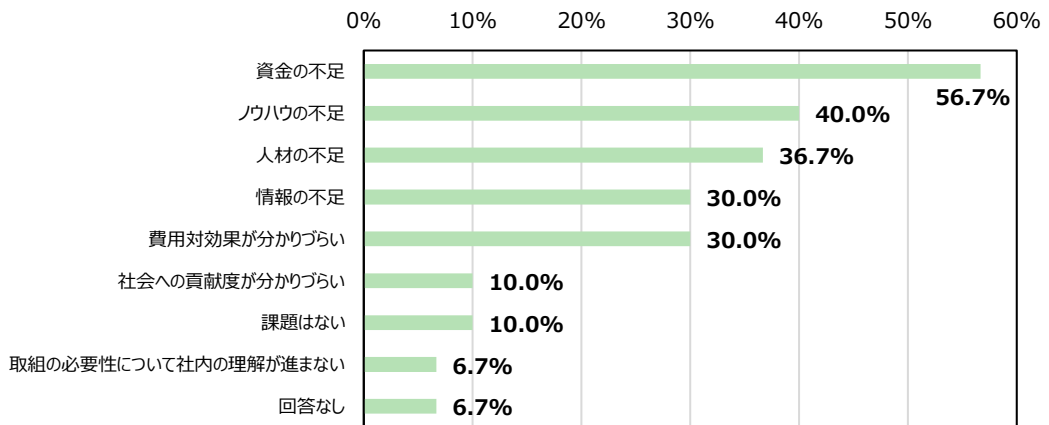
### 【質問 9】

貴事業所が知りたい地球温暖化対策に関する情報は何か。(複数回答可) (n=30)



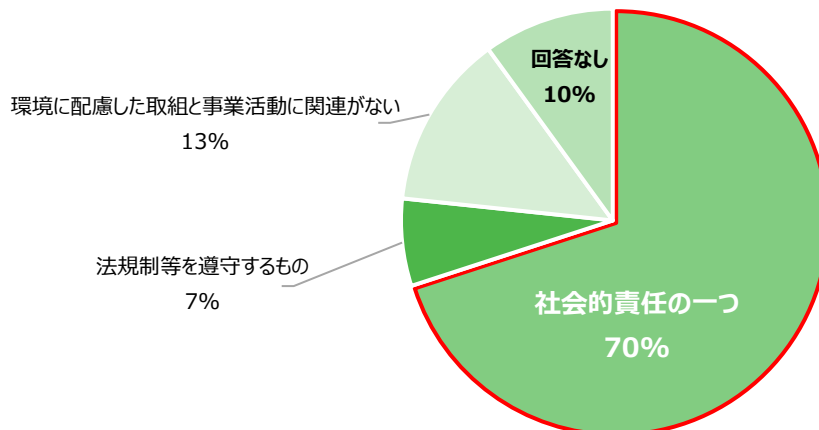
### 【質問 10】

貴事業所において地球温暖化対策を進める上で課題となっていることは何か。(複数回答可) (n=30)



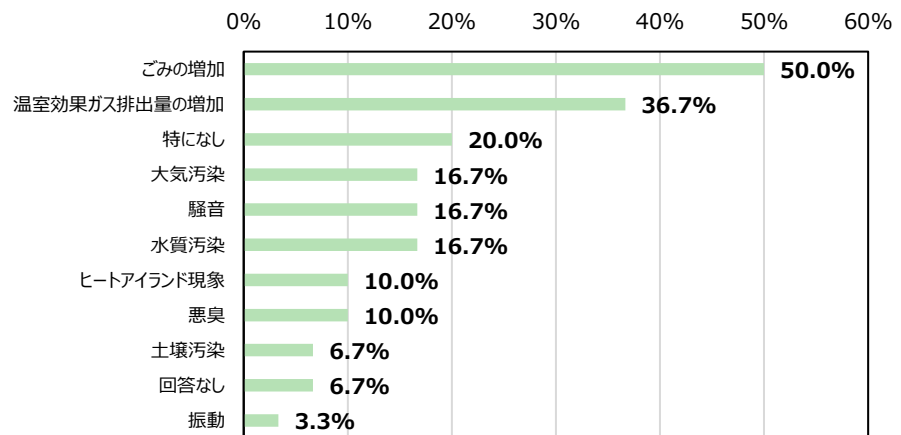
### 【質問 11】

貴事務所の事業活動において、環境に配慮した取組は現在どのように位置づけられていますか。(n=30)



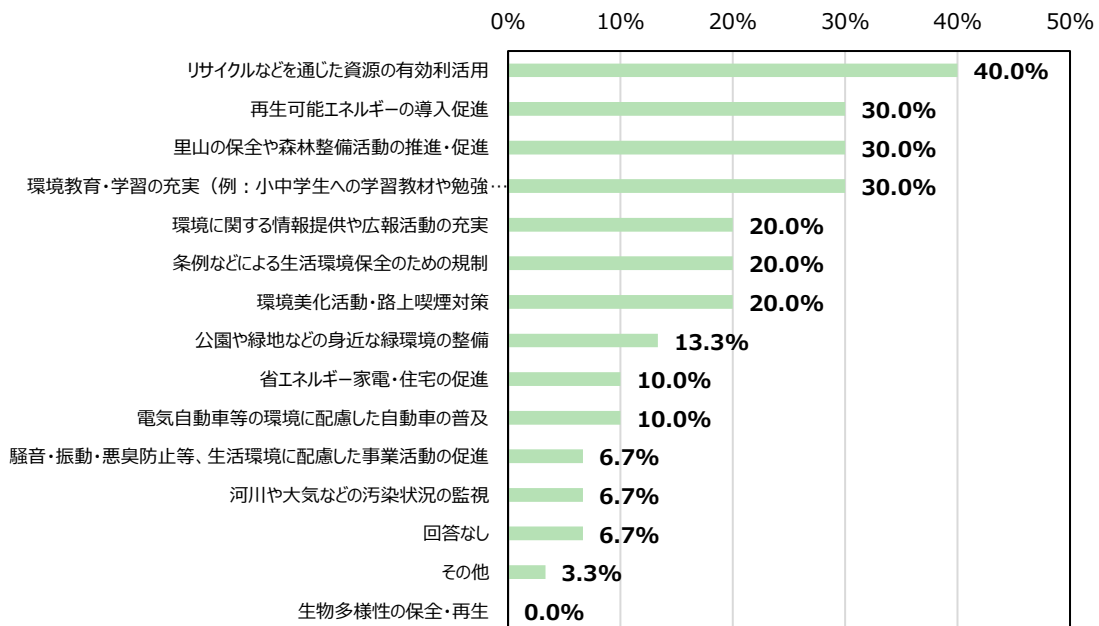
**【質問 12】**

事業活動を行うにあたり、環境に及ぼす影響は何だと思えますか。(複数選択可) (n=30)



**【質問 13】**

八街市の環境をより良くするために、市が重点的に取り組むべき環境施策はどれだと思えますか。(3つまで回答可) (n=30)



**【その他】**

- 下水道の完備

以上

## 6 二酸化炭素排出量の算定方法

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）第3章に記載の二酸化炭素排出量の推計に係る算定方法を示します。

### （1）現況の二酸化炭素排出量の算定方法

本計画では、環境省により毎年公表されている「自治体排出量カルテ」の温室効果ガス排出量のデータを用いて現況の二酸化炭素排出量を算定しています。「自治体排出量カルテ」による二酸化炭素排出量の算定対象部門、算定方法の概要は、以下のとおりです。

#### 自治体排出量カルテによる部門別算定方法

部門	推計方法
産業部門 (製造業)	<p>製造業から排出される CO<sub>2</sub>は、製造業の製造品出荷額等に比例すると仮定し、都道府県の製造品出荷額等当たり炭素排出量に対して、市区町村の製造品出荷額等を乗じて推計</p> <p>&lt;推計式&gt;</p> $\text{市区町村の CO}_2\text{排出量} = \text{都道府県の製造業炭素排出量} / \text{都道府県の製造品出荷額等} \times \text{市区町村の製造品出荷額等} \times 44 / 12$
産業部門 (建設業・鉱業)	<p>建設業・鉱業から排出される CO<sub>2</sub>は、建設業・鉱業の従業者数に比例すると仮定し、都道府県の従業者数当たり炭素排出量に対して、市区町村の従業者数を乗じて推計</p> <p>&lt;推計式&gt;</p> $\text{市区町村の CO}_2\text{排出量} = \text{都道府県の建設業・鉱業炭素排出量} / \text{都道府県の従業者数} \times \text{市区町村の従業者数} \times 44 / 12$
産業部門 (農林水産業)	<p>農林水産業から排出される CO<sub>2</sub>は、農林水産業の従業者数に比例すると仮定し、都道府県の従業者数当たり炭素排出量に対して、市区町村の従業者数を乗じて推計</p> <p>&lt;推計式&gt;</p> $\text{市区町村の CO}_2\text{排出量} = \text{都道府県の農林水産業炭素排出量} / \text{都道府県の従業者数} \times \text{市区町村の従業者数} \times 44 / 12$
業務その他部門	<p>業務その他部門から排出される CO<sub>2</sub>は、業務その他部門の従業者数に比例すると仮定し、都道府県の従業者数当たり炭素排出量に対して、市区町村の従業者数を乗じて推計</p> <p>&lt;推計式&gt;</p> $\text{市区町村の CO}_2\text{排出量} = \text{都道府県の業務その他部門炭素排出量} / \text{都道府県の従業者数} \times \text{市区町村の従業者数} \times 44 / 12$
家庭部門	<p>家庭部門から排出される CO<sub>2</sub>は、世帯数に比例すると仮定し、都道府県の世帯当たり炭素排出量に対して、市区町村の世帯数を乗じて推計</p> <p>&lt;推計式&gt;</p> $\text{市区町村の CO}_2\text{排出量} = \text{都道府県の家庭部門炭素排出量} / \text{都道府県の世帯数} \times \text{市区町村の世帯数} \times 44 / 12$

運輸部門 (自動車)	<p>運輸部門(自動車)から排出されるCO<sub>2</sub>は、自動車の保有台数に比例すると仮定し、全国の保有台数当たり炭素排出量に対して、市区町村の保有台数を乗じて推計</p> <p>&lt;推計式&gt;</p> $\text{市区町村のCO}_2\text{排出量} = \frac{\text{全国の自動車車種別炭素排出量}}{\text{全国の自動車車種別保有台数}} \times \text{市区町村の自動車車種別保有台数} \times 44 / 12$
一般廃棄物	<p>一般廃棄物から排出されるCO<sub>2</sub>は、市区町村が管理している一般廃棄物焼却施設で焼却される非バイオマス起源の廃プラスチック及び合成繊維の量に対して、排出係数を乗じて推計</p> <p>環境省「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver4.8)」(令和4年1月)に基づき、プラスチック類比率には排出係数「2.77(t-CO<sub>2</sub>/t)」、全国平均合成繊維比率には排出係数「2.29(t-CO<sub>2</sub>/t)」を乗じて推計</p> <p>&lt;推計式&gt;</p> $\text{市区町村のCO}_2\text{排出量} = \text{焼却処理量} \times (1 - \text{水分率}) \times \text{プラスチック類比率} \times 2.77 + \text{焼却処理量} \times \text{全国平均合成繊維比率} (0.028) \times 2.29$

## (2) 二酸化炭素排出量の将来推計(現状すう勢(BAU)ケース)

現状すう勢ケースにおける二酸化炭素排出量は、環境省「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(算定手法編)」に基づき、二酸化炭素排出量が現状年と目標年の活動量の変化率のみに比例すると仮定して推計を行いました。(BAU 排出量 = 現状年排出量 × 目標年活動量 ÷ 現状年活動量)

なお、目標年の活動量の推計は以下に示す方法で部門別に推計し、外的要因として、電力事業者の取組による電源構成の改善を踏まえた電力の排出係数を反映しています。

### 部門別の活動量の推計方法

部門		推計方法
産業部門	製造業	製造品出荷額について、平成24(2012)年度から令和3(2021)年度の10年間のデータを基に、令和12(2030)年度、令和32(2050)年度の製造出荷額を予測
	建設業・鉱業	従業者数について、平成21(2009)年度から令和6(2024)年度*の16年間のデータを基に、令和12(2030)年度、令和32(2050)年度の従業者数を予測
	農林水産業	従業者数について、平成21(2009)年度から令和6(2024)年度*の16年間のデータを基に、令和12(2030)年度、令和32(2050)年度の従業者数を予測
家庭部門		世帯数について、平成24(2012)年度から令和3(2021)年度の10年間のデータを基に、令和12(2030)年度、令和32(2050)年度の世帯数を予測
業務その他部門		従業者数について、平成21(2009)年度から令和6(2024)年度*の16年間のデータを基に、令和12(2030)年度、令和32(2050)年度の従業者数を予測
運輸部門	自動車	自動車保有台数について、平成24(2012)年度から令和3(2021)年度の10年間のデータを基に、令和12(2030)年度、令和32(2050)年度の自動車保有台数を予測
廃棄物		一般廃棄物の焼却に伴う二酸化炭素排出量について、平成24(2012)年度から令和3(2021)年度の10年間のデータを基に、令和12(2030)年度、令和32(2050)年度の二酸化炭素排出量を予測

\*経済センサス活動調査により、5年ごとの数値更新であるため、令和6(2024)年度までは令和2(2020)年度と同数値で推移すると仮定。

## 7 気候変動の将来予測及び影響評価

### (1) 将来予測される影響

国の気候変動影響評価報告書や県の気候変動適応計画を基に、気候変動が21世紀末(2100年頃)に本市へ及ぼす影響について分野ごとに整理を行いました。

#### 農業・林業

項目	予測される影響
農業	<ul style="list-style-type: none"> <li>登熟期間中の高温により玄米外観品質が低下する高温登熟障害の深刻化が懸念されます。</li> <li>日本なしでは、花芽の発芽不良等や開花の前進化によって、収量や品質の低下が懸念されます。</li> <li>その他の果樹でも収量や品質の低下、適期出荷ができないことによる商品性の低下が懸念されます。</li> <li>ミナミアオカメムシ等の分布拡大や、冬季に死滅していた害虫の越冬が増加し、これらの病害虫による被害の拡大が懸念されます。</li> <li>降雨強度の増加によって水田の湛水時間が長くなることで農地被害のリスクが増大することや、農地の湛水被害による営農意欲の減退が危惧されます。</li> </ul>

#### 水環境・水資源

項目	予測される影響
水資源	<ul style="list-style-type: none"> <li>近未来(現在～2039年)から渇水の深刻化が予測され、融雪時期の早期化が水道水などの多くの分野に影響を与える可能性が示唆されるとともに、海面上昇による塩水湖上によって取水への支障が生じることなどが懸念されます</li> </ul>

#### 自然生態系

項目	予測される影響
陸域生態系	<ul style="list-style-type: none"> <li>ヒメコマツの個体数の著しい減少や、冷温帯性の植物の急激な減少のほか、暖温带林の分布適域の拡大が懸念されます。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>分布域の変化、ライフサイクル等の変化等により種の絶滅を招く可能性があります。</li> <li>侵略的外来生物の侵入・定着確率が気候変動により高まることが想定されます。</li> </ul>

#### 自然災害

項目	予測される影響
河川(洪水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水氾濫を起こしうる大雨事象が、国内の代表的な河川流域において今世紀末には有意に増加することが予測されています。</li> <li>降雨量の増加合に応じて、洪水ピーク流量、氾濫発生確率がともに増幅することが示されています。水害の起こりやすさは有意に増すと報告されています。</li> </ul>
河川(内水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨事象の増加が懸念されます。</li> </ul>
山地	<ul style="list-style-type: none"> <li>集中的豪雨による土砂災害発生リスクの増加や被害の拡大の懸念、その災害に伴い土地の荒廃が加速されることが懸念されます。</li> </ul>

## 健康

項目	予測される影響
暑熱	<ul style="list-style-type: none"> <li>熱ストレス発生の増加の可能性や気温上昇による超過死亡者数の加が懸念されます。</li> <li>気温上昇に伴い、国内各地で暑さ数が上昇する可能性が高く、熱中発生率の増加率は、関東等で大きくなることが予測されています。</li> </ul>

## 国民生活

項目	予測される影響
都市インフラ・ライフライン等	<ul style="list-style-type: none"> <li>短時間強雨や濁水の増加、強い台風の増加等によるインフラ・ライフライン等への影響が懸念されています。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市部では、気候変動による気温上昇に加え、ヒートアイランド現象により、気温は上昇し続ける可能性が高いと予測されています。</li> <li>熱ストレスの増加に伴い、熱中症リスクの増大や快適性が損なわれ、都市生活に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。</li> </ul>

### (2) 八街市における気候変動影響評価

第3章における気象状況の調査結果や国、千葉県の情報に基づき、本市における気候変動の影響を評価しました。本計画においては、市への影響度が「A」の項目について適応策を講じることとしました。

なお、表中における記号について凡例は以下のとおりです。

#### 凡例

国の影響評価	重大性	特に重大な影響が認められる「●」、影響が認められる「◆」
	緊急性 確信度	高い「●」、中程度「▲」、低い「■」
市への影響評価	A	国の影響評価で重大性・緊急性・確信度が●かつ県の評価が○、または既に市に影響が及んでいるもの
	B	国・県の影響評価で重大性・緊急性・確信度のいずれかが◆、▲、■であるもの
	C	県の評価で影響が確認されていないもの、確認されているが本市に当該地域特性がないもの

#### 八街市気候変動影響評価

分野・項目			国の影響評価			千葉県の影響評価	市への影響
分野	大項目	小項目	重大性	緊急性	確信度	予測される 現在/将来 影響	
農業・林業・水産業	農業	水稲	●	●	●	○	B
		野菜等	◆	●	▲	○	B
		果樹	●	●	●	○	B
		麦、大豆、飼料作物等	●	▲	▲	○	B
		畜産	●	●	▲	○	B

農業・林業・水産業	農業	病虫害・雑草等	●	●	●	○	A	
		農業生産基盤	●	●	●	○	A	
		食料需給	◆	▲	●	○	B	
	林業	木材生産(人工林等)	●	●	▲	○	B	
		特用林産物(きのこ類等)	●	●	▲	○	B	
	水産業	回遊性魚介類(魚類等の生態)	●	●	▲	○	C※	
増養殖業		●	●	▲	○	C※		
沿岸域・内水面漁場環境等		●	●	▲	○	C※		
水環境・水資源	水環境	湖沼・ダム湖	●	▲	▲	○	B	
		河川	◆	▲	■	○	B	
		沿岸域及び閉鎖性海域	◆	▲	▲	○	C※	
	水資源	水供給(地表水)	●	●	●	○	B	
		水供給(地下水)	●	▲	▲	○	B	
		水需要	◆	▲	▲	○	B	
自然生態系	陸域生態系	高山・亜高山帯	●	●	▲	—	C	
		自然林・二次林	●	●	●	○	B	
		里地・里山生態系	◆	●	■	—	C	
		人工林	●	●	▲	○	B	
		野生鳥獣の影響	●	●	■	—	C	
		物質収支	●	▲	▲	○	B	
	淡水生態系	湖沼	●	▲	■	○	B	
		河川	●	▲	■	○	B	
		湿原	●	▲	■	○	B	
	沿岸生態系	亜熱帯	●	●	●	○	C※	
		温帯・亜寒帯	●	●	▲	○	C※	
	海洋生態系	海洋生態系	●	▲	■	○	C※	
	その他	生物季節	◆	●	●	○	B	
		分布・個体群の変動	●	●	●	○	A	
	生態系サービス	流域の栄養塩・懸濁物質の保持機能等	●	▲	■	—	C	
		沿岸域の藻場生態系による水産資源の供給機能等	●	●	▲	—	C	
		サンゴ礁による Eco-DRR 機能等	●	●	●	—	C	
		自然生態系と関連するレクリエーション機能等	●	▲	■	○	C※	
	自然災害・沿岸域	河川	洪水	●	●	●	○	A
			内水	●	●	●	○	A
沿岸		海面水位の上昇	●	▲	●	○	C※	
		高潮・高波	●	●	●	○	C※	
		海岸侵食	●	▲	●	○	C※	
山地		土石流・地すべり等	●	●	●	○	A	
その他	強風等	●	●	▲	○	B		
健康	冬季の温暖化	冬季死亡率等	◆	▲	▲	—	C	
	暑熱	死亡リスク等	●	●	●	○	A	

健康		熱中症等	●	●	●	○	A
	感染症	水系・食品媒介性感染症	◆	▲	▲	○	B
		節足動物媒介感染症	●	●	▲	○	B
		その他の感染症	◆	■	■	—	C
	その他	温暖化と大気汚染の複合影響	◆	▲	▲	○	B
		脆弱性が高い集団への影響(高齢者・小児・基礎疾患有病者等)	●	●	▲	○	B
その他の健康影響		◆	▲	▲	—	C	
産業・経済活動	製造業	—	◆	■	■	○	B
	食品製造業	—	●	▲	▲	○	B
	エネルギー	エネルギー需給	◆	■	▲	○	B
	商業	—	◆	■	■	○	B
	小売業	—	◆	▲	▲	○	B
	金融・保険	—	●	▲	▲	○	B
	観光業	レジャー	◆	▲	●	○	B
	自然資源を活用したレジャー業	—	●	▲	●	○	B
	建設業	—	●	●	■	○	B
	医療	—	◆	▲	■	—	C
	その他	海外影響	◆	■	▲	○	B
	国民生活・都市生活	都市インフラ・ライフライン等	水道・交通等	●	●	●	○
文化・歴史等を感じる暮らし		生物季節・伝統行事、地場産業等	◆	●	●	○	B
その他		暑熱による生活への影響等	●	●	●	○	A

※本市は海に面していないため、市への影響評価を独自評価とした。

## 8 用語集

あ行	
アメダス	「Automated Meteorological Data Acquisition System」の略称で、「地域気象観測システム」を指す。雨、風、雪等の気象状況を自動的に監視・観測している。
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	数ある窒素酸化物の中で最も安定した物質。二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> ) やメタン (CH <sub>4</sub> ) といった他の温室効果ガスと比べて大気中の濃度は低いが、温室効果は二酸化炭素の 265 倍。燃料の燃焼、工業プロセス等が排出源となっている。
一般廃棄物	廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの。家庭ごみの他、事業所などから排出される事業系一般廃棄物も含まれる。廃棄物処理法では、市町村が収集・処理・処分の責任を負っている。
ウェルビーイング	多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることを含む包括的な概念。
ウォームビズ	地球温暖化対策活動の一環として、過度な暖房に頼ることなく、20℃以下の室温でも重ね着やひざ掛けの利用等により冬を快適に過ごすライフスタイルのこと。
営農型太陽光発電	農地に簡易な構造でかつ容易に撤去できる支柱を立て、上部空間に太陽光発電設備を設置し、営農を継続しながら発電を行うこと。作物の販売収入に加え、発電電力の自家利用等による農業経営の更なる改善が期待される。
エコアクション 21	環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステム (EMS) であり、一般に「PDCA サイクル」と呼ばれるパフォーマンスを継続的に改善する手法を基礎として、組織や事業者等が環境への取組を自主的に行うための方法を定めている。
エコドライブ	温室効果ガスや大気汚染の原因物質の排出を減らすために環境に配慮した運転を行うこと。穏やかにアクセルを踏んで発進する、加速・減速の少ない運転、無駄なアイドリングをしない、燃費を把握すること等が挙げられる。
エコラベル	製品やサービスが環境に配慮されたものであることを示す認証マークやラベルのこと。
温室効果ガス	赤外線を吸収及び再放射する性質のある気体。地表面から放射される赤外線の一部を吸収して大気を暖め、また熱の一部を地表に向けて放射することで、地球を温室のように暖める。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )、メタン (CH <sub>4</sub> )、一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)、ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)、パーフルオロカーボン類 (PFCs)、六フッ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )、三フッ化窒素 (NF <sub>3</sub> ) の 7 種類を温室効果ガスと定め削減対象としている。
か行	
カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。「排出を全体としてゼロ」にすることを目指しており、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理等による「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味する。
渇水	河川の管理を行うに当たり、降雨が少ないこと等により河川の流量が減少し、河川からの取水を平常どおり継続するとダムの貯水が枯渇すると想定される場合等に取水量を減ずる、いわゆる「取水制限」を行うなど、利水者が平常時と同様の取水を行うことができない状態。
活動量	一定期間における生産量、使用量、焼却量等、排出活動の規模を表す指標のこと。地球温暖化対策の推進に関する施行令 (平成 11 年政令第 143 号) 第 3 条第 1 項に基づき、活動量の指標が定められている。具体的には、燃料の使用に伴う CO <sub>2</sub> の排出量を算定する場合、ガソリン等の燃料使用量 [L 等] が活動量になり、一般廃棄物の焼却に伴う CO <sub>2</sub> の排出量を算定する場合は、例えばプラスチックごみ焼却量 [t] が活動量になる。
合併処理浄化槽	生活排水のうち、し尿 (トイレ汚水) と雑排水 (台所や風呂、洗濯などからの排水) を併せて処理することができる浄化槽。し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽というが、浄化槽法の改正等によって、単独浄化槽の新設は実質的に禁止されている。
家庭エコ診断	二酸化炭素排出量の削減・抑制を効果的に推進していくため、地球温暖化や省エネ家電等に関する幅広い知識を持った診断士が、各家庭のライフスタイルや地域特性に応じたきめ細かい診断・アドバイスを行う。
環境基準	環境基本法の第 16 条に基づき、政府が定める環境保全の目標。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音などに関する環境基準を定めている。また、これらの基準は、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならないと規定されている。
環境教育	自然の仕組みなどを学び、人と環境の関わりについての関心と理解を深めるための体験も含めた活動。
環境基本計画	環境基本法第 15 条に基づき、政府全体の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるもの。

環境基本法	都市・生活公害や身近な自然の減少、更には地球環境問題の進行に対応するため、「公害対策基本法」（1967年制定）を発展的に継承し、環境に関する分野についての国の政策の基本的な方向を示す法律として1993年11月に公布・施行された。
環境配慮型商品	環境に配慮あるいは環境保全に貢献している製品。
環境ラベル	製品やサービス等の環境的側面を購入者に伝える文言・シンボル・図形・図表など。
気候変動適応法	政府による気候変動適応計画の策定、環境大臣による気候変動影響評価の実施、国立研究開発法人国立環境研究所による気候変動への適応を推進するための業務の実施、地域気候変動適応センターによる気候変動への適応に関する情報の収集および提供等の措置を実施することが定められている。
京都議定書	1997年に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）で採択された、気候変動への国際的な取組を定めた条約。
グリーン化 （グリーン経営）	運送事業者が環境保全や対策を行いながら営利性の両立を図っていく経営。
クーリングシェルター （指定暑熱避難施設）	「改正気候変動適応法」により新設された「熱中症特別警戒情報」が発表された際、暑熱避難施設として開放を義務付けられる施設。冷房施設を有する等の要件を満たす施設を、住民その他の者に開放する。
グリーン調達基準	企業が事業や業務において、環境負荷の少ない原材料や部品、製品等を優先的に調達する際の基準。
クールビズ	地球温暖化対策活動の一環として、過度な冷房に頼ることなく、室温を28℃に管理する、執務中の軽装等様々な工夫をして夏を快適に過ごすライフスタイルのこと。
経済センサス	総務省統計局によって行われる経済調査。「基礎調査」と「活動調査」の二つがあり、事業所・企業の活動状況・包括的な産業構造を明らかにし、各種統計調査実施のための母数団情報整備を目的としている。
下水道	生活環境の改善や公共用水域の水質汚染を図るため、一般家庭や事業所等から排出される汚水及び雨水を排除するための管渠、ポンプ場及び汚水処理場から構成される施設を指す。下水道法上の下水道には、市街地及び周辺地域を対象に市町村単位で整備する「公共下水道」、2つ以上の市町村にまたがり広域的に整備する「流域下水道」、主として市街地における雨水を排除するために市町村が管理する「都市下水路」がある。
公害	環境基本法では、「事業活動などに伴い生ずる相当範囲にわたる①大気汚染、②水質汚濁、③土壌汚染、④騒音、⑤振動、⑥地盤沈下、⑦悪臭によって人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること」と定義される。この7公害を「典型7公害」と呼ぶ。
光化学オキシダント	大気中の窒素酸化物や炭化水素が、太陽からの紫外線を受けて光化学反応を起こし、二次的に生成する物質の総称。光化学オキシダント濃度が高くなり、空にもやがかかったような状態を「光化学スモッグ」と呼ぶ。
公共下水道	主として市街地における下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道。
コージェネレーション	天然ガス、石油、LPガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステム。 現在主流となっているのは、「熱電併給システム」と呼ばれるもので、まず発電装置を使って電気をつくり、次に発電時に排出される熱を回収して、給湯や暖房等に利用している。
国連気候変動枠組条約 第21回締約国会議 （COP21）	平成27（2015）年11月30日から12月13日まで、フランス・パリにおいて開催された地球温暖化対策を講じるための会議。協議を重ねた結果、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択された。
コミュニティバス	行政が中心となって、既存の路線以外のバスを必要としている地域に走らせるバスのこと。
コンパクトシティ	住まい・交通・公共サービス・商業施設等の生活機能をコンパクトに集約し、効率化した都市。またはその政策。
<b>さ行</b>	
再生可能エネルギー	石油等の化石エネルギーのように枯渇する心配がなく、温室効果ガスを排出しないエネルギー。太陽光・風力・地熱・水力・バイオマス等がある。
サーキュラー エコノミー	従来の3Rの取り組みに加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を指すもの。
里山	原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域。人里近くにあつて、その土地に住んでいる人のくらしと密接に結びついている山のこと。
産業革命	18世紀半ばから19世紀にかけて起こった、生産活動の中心が「農業」から「工業」へ移ったことで生じた社会の大きな変化のこと。

三フッ化窒素 (NF <sub>3</sub> )	常温常圧では無色、無臭の気体。有害で、助燃性がある。二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )、メタン (CH <sub>4</sub> )、クロロフルオロカーボン (CFC) 等とともに温室効果ガスの一つ。温室効果の強さは二酸化炭素を1とすると、三フッ化窒素では約 16,100 倍。
資源化総量	資源化したごみの総量。具体的には、缶・ビン・ペットボトル・古紙等の資源ごみを資源化した量と、粗大ごみ・不燃ごみを粉碎処理して選別回収した鉄・アルミ等の量、可燃ごみを焼却処理し残さをスラグ化等した量などの合計。
次世代自動車	「ハイブリッド」「電気自動車」「燃料電池車」「天然ガス自動車」の4種類を指す。環境に考慮し、二酸化炭素の排出を抑えた設計の自動車のこと。
自治体排出量カルテ	環境省が作成した全国の自治体の二酸化炭素排出量や再生可能エネルギーの導入状況等をまとめたデータ。
修正特化係数	地域の特定の産業の相対的な集積度を見る係数。1以上であれば全国平均より高いことを意味する。
省エネ診断	省エネの専門家が、ビルや工場等の電力・燃料や熱等「エネルギー全般」について幅広く診断するもの。省エネ取組の結果を診断報告書として提出する。
省エネルギー (省エネ)	石油・石炭・天然ガス等、限りあるエネルギー資源の枯渇を防ぐため、エネルギーを効率よく使うこと。
食品ロス	本来食べられるにもかかわらず、廃棄されている食品。食品ロスが生じる主な原因としては、家庭系では、調理時に皮を厚くむきすぎなどの過剰除去、消費期限や賞味期限切れ等による直接廃棄である。事業系では、飲食店などで発生した食べ残し、食品メーカーや小売店における規格外品の撤去や返品、在庫過剰や期限切れの売れ残り等である。
森林吸収源対策	森林が CO <sub>2</sub> を吸収・固定し、温室効果ガスの吸収源として貢献することを目指す対策。具体的な対策としては、計画的な再造林・間伐など。
スマート農林業	ロボット技術や ICT (情報通信技術) を活用して、超省力・高品質生産を実現する新たな農林業。
生活排水	一般の家庭から排出される汚水のこと。台所、浴室、洗濯等からの排水に加え、し尿等の浄化槽からの放流水のことを指す。
生態系	生物群集 (植物群集と動物群集) 及びそれらを取り巻く自然界の物理的、化学的環境要因が総合された物質系を指す。自然環境を基準にして陸地生態系、海洋生態系等に区別され、また、生物群を基準にして森林生態系、鳥類生態系等に区別される。
生物多様性	地球上のあらゆる生物種の多様性を意味する。①生物種の数が多いという「種間の多様性」②同じ種の中でもそれぞれの個体が有している遺伝形質が異なるという「種内の多様性 (遺伝子の多様性)」③これらの生物とその生息環境からなる生態系が多様であるという「生態系の多様性」という3つのレベルの多様性を含む。
世界経済フォーラム (WEF)	政治、経済、学術などの分野の指導者層の交流を促進し、世界情勢の改善に取り組む非営利の国際機関。
ゼロカーボンシティ	2050年二酸化炭素排出量実質ゼロに取り組むことを表明した地方自治体。または、二酸化炭素排出量実質ゼロを実現する都市。
<b>た行</b>	
脱炭素経営	気候変動対策 (脱炭素) の視点を織り込んだ企業経営。
脱炭素社会	実質的に二酸化炭素の排出量がゼロとなり、脱炭素が実現できている社会。
地域経済循環分析 自動作成ツール	環境省が提供する自動分析ツール。市町村ごとの複合的な分析により、生産・分配・支出の三面から地域内の資金の流れを把握し、産業の実態・地域外との関係性等を可視化する分析手法を用いている。
地球温暖化対策計画	地球温暖化対策の推進に関する法律第8条に基づき、政府が地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定する計画。「パリ協定」や「日本の約束草案」を踏まえて策定された。
地球温暖化対策の推進に関する法律 (温対法)	地球温暖化対策の推進に関し、社会経済活動等による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする法律。
地中熱	浅い地盤中に存在する低温の熱エネルギー。大気と地中の温度差を利用し、効率的な冷暖房等を行うことが可能となる。
地熱発電	地中深くから取り出した高温蒸気や熱水を利用した発電方法。火山地帯に多く、活動できるエリアが限られる。
中小水力発電	水の力を利用して発電する水力発電のうち中小規模のもの。出力 10,000kW~30,000kW 以下を「中小水力発電」と呼ぶことが多い。
デコ活	二酸化炭素を減らす・脱炭素 (Decarbonization) と、環境に良いエコ (Eco) を含む“デコ”と活動・生活を組み合わせた言葉。2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするための国民運動。

デマンド型交通	予約する利用者に応じて運行する時刻や経路が変わる交通方式のこと。
電気自動車	電気エネルギーで走行する自動車。走行中に排気ガスを出さないため、地球温暖化対策に効果があり、大気汚染物質の排出も防ぐことができる。
電力排出係数	電気事業者が電力を発電するために排出した二酸化炭素の量を推し測る指標。排出量が少ないほど排出係数は低くなる。
<b>な行</b>	
内水	洪水に対し、堤防の内側、すなわち市街地内を流れる側溝や排水路、下水道等から水が溢れる水害のこと。
難分解性	環境中において化学物質が生物的又は非生物的に容易に分解されないこと、又はその性質。環境中に放出された難分解性の化学物質は分解されずに環境中に残留し、人の健康や生物に影響を及ぼす場合がある。
ネイチャーポジティブ	日本語訳で「自然再興」といい、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことを指す。
熱帯夜	日本の気象庁の用語で、夜間（夕方から翌朝まで）の最低気温が25℃以上の日のこと。
<b>は行</b>	
パーフルオロカーボン (PFC)	フッ素と炭素だけからなる、オゾン層を破壊しないフロン。温室効果ガスの一つで、温室効果の強さは二酸化炭素を1とすると、約6,630倍。
バイオマス	生物資源 (bio) の量 (mass) を表す概念。再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。
バイオマス発電	木材や植物残さ等のバイオマス（再生可能な生物資源）を原料として発電を行う技術。
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	フッ素と炭素等の化合物で、オゾン層を破壊しないフロン。冷媒や発泡剤等に使用されている。
ハザードマップ	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域・避難場所・避難経路等の防災関係施設の位置等を表示した地図。
パリ協定	温室効果ガス削減等について、すべての国が参加する公平かつ実効的な枠組みとして平成27（2015）年12月に気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択された。発効に必要な要件を満たしたことで、平成28（2016）年11月4日に発効された。
ヒートアイランド（現象）	緑地が減ったり、アスファルト等に覆われた地面が増えたりすることで、都市の気温が周囲よりも高くなる現象。気温の分布図を描くと、高温域が都市を中心に島のような形状に分布することから、このように呼ばれるようになった。
微小粒子状物質 (PM2.5)	大気中に浮遊している粒子状物質のうち、粒径2.5μm以下のもの。発生源は工場のばい煙、自動車排出ガスなどの人の活動に伴うもののほか、火山や森林火災など自然界に由来するものがある。粒径が非常に小さいため、気管を通過し、肺胞などに付着して人体に影響を及ぼすとされている。
浮遊粒子状物質 (SPM)	大気中に浮遊している粒子状物質のうち、粒径10μm以下のもの。発生源は工場のばい煙、自動車排出ガスなど人の活動に伴うもののほか、火山や森林火災など自然界に由来するものがある。呼吸器系に沈着し、人体に影響を及ぼすとされている。
ポテンシャル	「可能性」という意味。再生可能エネルギーの導入ポテンシャルの場合、全資源エネルギー量から「現在の技術水準では利用が困難なものと種々の制約要因（土地用途・法令・施工等）を満たさないもの」を除いたもの。
<b>ま行</b>	
民有林	国有林以外のすべての森林。大きく分けて、都道府県や市町村が所有している公有林と、個人や企業が所有する私有林の2種類がある。
メタン (CH <sub>4</sub> )	天然ガスの主成分で、常温では気体であり、よく燃える。温室効果ガスの一つ。湿地や水田から、あるいは家畜及び天然ガスの生産やバイオマス燃焼等、その放出源は多岐にわたる。温室効果の強さは二酸化炭素を1とすると、約28倍。
猛暑日	最高気温が35℃以上の日のこと。
<b>ら行</b>	
ライフライン	日常生活に必須な社会インフラ。元々の英語 (lifeline) の意味は「命綱」。日本では、電気・ガス・水道（上水道・下水道）等の公共公益設備、電話やインターネット等の通信設備、人の移動手段である鉄道・バス等の輸送（交通）システム等、生活や生命の維持に必要なものを指す。
レジリエンス	「回復力・復元力・弾力性」といった意味の単語。災害時においては、災害の影響を適時かつ効果的に防護・吸収し、対応するとともに、しなやかに回復する能力のことを指す。
六フッ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	無色無臭の気体。温室効果ガスの一つとして位置付けられ、温室効果の強さは二酸化炭素を1とすると、約23,500倍。

数字・アルファベット	
BAU（ビーエーユー、現状すう勢ケース）	「Business As Usual」の略。今後、削減対策を行わない場合の将来の温室効果ガス排出量であり、現状年度の排出量を基に、将来の人口や製造品出荷額の予測等の指標から算定する方法。
BOD（ビーオーディー）	「Biochemical Oxygen Demand（生物化学的酸素要求量）」の略。河川水や工場排水中の汚染物質（主に有機物）が微生物によって酸化されるときに必要とされる酸素量をmg/Lで表す。この数値が大きくなれば、水質が汚濁していることを意味する。
COD（シーオーディー）	「Chemical Oxygen Demand（化学的酸素要求量）」の略。水中の汚染物質（主に有機物）を過マンガン酸カリウム等の酸化剤で酸化するときに消費される酸素量をmg/Lで表す。この数値が大きくなれば、水質が汚濁していることを意味する。
COP（コップ）	「Conference of the Parties（締約国会議）」の略。多くの国際条約で加盟国の最高決定機関として設置されている。
EMS（エネルギーマネジメントシステム）	工場やビル等の施設におけるエネルギー使用状況を把握した上で、最適なエネルギー利用を実現するための活動を支援するためのシステム。
EV（イービーイ）	「Electric Vehicle（電気自動車）」の略称。自宅や充電スタンド等で車載バッテリーに充電を行い、モーターを動力として走行する自動車。エンジンを使用しないため、走行中に二酸化炭素を排出しない。
EVスタンド	電気自動車（EV）やプラグインハイブリッド車（PHEV）に電力を充電するための設備。ガソリンスタンドが燃料を供給するのと同様に、EV充電スタンドでは電気自動車の燃料である電気を充電する。
FCV（エフシービーイ）	「Fuel Cell Vehicle（燃料電池車）」の略称で、水素を燃料とし、走行時に二酸化炭素を排出しない自動車。
FIT（フィット）	「Feed-in Tariff」の略。再生可能エネルギーの固定価格買取制度を指し、再生可能エネルギーで発電した電気を電力会社が一定価格・一定期間買い取ることを国が約束する制度。
FIP（フィップ）	「Feed-in Premium」の略。FIT制度のように固定価格で買い取るのではなく、再エネ発電事業者が卸市場などで売電したとき、その売電価格に対して一定のプレミアム（補助額）を上乗せする制度。
FM率（Forest Management率、森林経営率）	「森林経営（適切に森林整備が行われている森林）」に該当する森林の面積の割合。
GJ（ギガジュール）	ギガは10の9乗のことで、ジュールは仕事・熱量・電気量などのエネルギー単位のこと。
GX（ジーエックス）	「Green Transformation（グリーントランスフォーメーション）」の略称で、温室効果ガスが発生させる化石燃料から太陽光発電、風力発電等のクリーンエネルギー中心へと転換し、経済社会システム全体を変革しようとする取組。
ICT（アイシーティー）	「Information and Communication Technology」の略称。日本語では「情報通信技術」と訳される。デジタル化された情報の通信技術であり、インターネット等を經由して人と人とをつなぐ役割を果たしている。
IPCC（アイピーシーシー）	「Intergovernmental Panel on Climate Change（気候変動に関する政府間パネル）」の略称。各国政府の気候変動に関する政策に科学的な基礎を与えることを目的とし、世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）によって設立された政府間組織。
PDCA（ピーディーシーエー）サイクル	Plan（計画）、Do（実行）、Check（点検・評価）、Action（見直し・改善）の仮説・検証型プロセスを循環させ、マネジメントの品質を高めようという概念。
PHV（ピーエイチビーイ）	「Plug-in Hybrid Vehicle（プラグインハイブリッド自動車）」の略称。エンジンとモーターの2つの動力を搭載しており、モーター走行時は二酸化炭素を排出しない自動車。
PPA（ピーピーエー）	「Power Purchase Agreement（電力販売契約）」の略称。企業・自治体が保有する施設の屋根や遊休地を事業者が借り、無償で発電設備を設置し、発電した電気を企業・自治体が施設で使うことで、電気料金と二酸化炭素排出の削減ができる仕組み。設備の所有は第三者（事業者又は別の出資者）が持つ形となり、資産保有をすることなく再生可能エネルギーの利用が実現できる。
RCP8.5シナリオ	化石燃料依存型の発展の下で気候政策を導入せずに気候変動が進行した場合の想定のこと。
REPOS（リーポス、再生可能エネルギー情報提供システム）	わが国の再生可能エネルギーの導入促進を支援することを目的として2020年に開設したポータルサイト。
SDGs（エスディージーズ）	平成27（2015）年9月の国連総会において、持続可能な開発目標として採択され、「世界を変えるための17の目標」で構成されている。環境面においては、エネルギー・気候変動・生態系・森林等に関するゴール（目標）が定められ、平成29（2017）年3月には、一般財団法人建築環境・省エネルギー機構により、自治体がSDGsに取り組むためのガイドラインが策定された。

ZEB (ゼブ)	「Net Zero Energy Building (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)」の略称。室内環境の質を維持しながら大幅な省エネルギー化を実現し、再生可能エネルギー導入により、年間のエネルギー消費量収支ゼロを目指した建築物。
ZEH (ゼッチ)	「Net Zero Energy House (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)」の略称。快適な室内環境を保ちながら、住宅の高断熱化と高効率設備により省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、1年間で消費する住宅のエネルギー量が正味(ネット)で概ねゼロ以下となる住宅。
ZEV (ゼブ)	「Zero Emission Vehicle (ゼロ・エミッション・ビークル)」の略称。排出ガスを一切出さない電気自動車や燃料電池車等を指す。

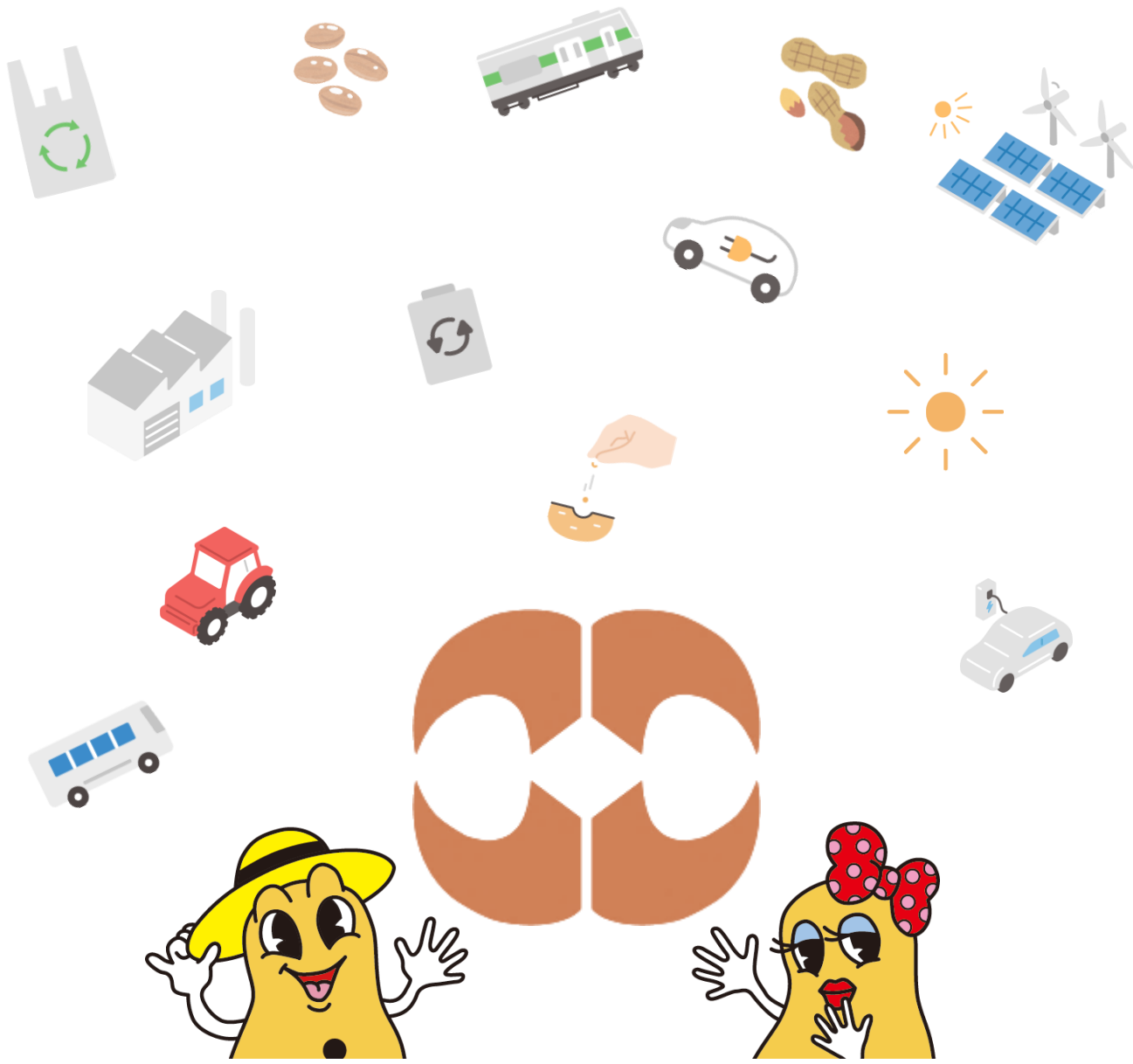
八街市環境基本計画  
八街市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)  
(合冊版)

---

発行年月 | 2026 年(令和 8 年)3月  
発行 | 八街市  
〒289-1192 千葉県八街市八街ほ 35 番地 29  
編集 | 八街市 経済環境部 環境課  
電話 043-443-1406 (直通)







# 八街市

